

東京都災害時受援応援計画

令和 5 年 11 月



目 次

| | |
|------------------------------|----|
| 第1章 総則 | 1 |
| 1 計画の目的 | 1 |
| 2 計画の継続的な見直し | 2 |
| 3 本計画の位置付け | 2 |
| 4 本計画が対象とする受援応援の範囲 | 3 |
| 第2章 都の危機管理体制 | 4 |
| 1 東京都災害対策本部の組織及び運営 | 4 |
| (1) 東京都災害対策本部の運営 | 4 |
| (2) 本部長等の職務 | 4 |
| (3) 救出救助統括室、部門、連携チーム等 | 5 |
| 2 東京都災害対策本部における受援応援に関する部門の役割 | 6 |
| (1) 区市町村調整部門 | 7 |
| (2) 人員調整部門 | 7 |
| (3) 国・他縣市等広域調整部門 | 8 |
| (4) 各局調整部門（部門本部） | 8 |
| (5) 各局調整部門（物資・輸送調整チーム） | 8 |
| 3 現地機動班 | 9 |
| 4 全国的な相互応援協定等の枠組み | 9 |
| 5 都内自治体間での相互応援 | 10 |
| 第3章 救出救助機関からの受援 | 11 |
| 1 救出救助活動に係る都の体制 | 11 |
| (1) 東京都災害対策本部（救出救助統括室）の役割 | 13 |
| (2) 大規模救出救助活動拠点における現地機動班の役割 | 14 |
| 2 救出救助機関への派遣要請及び受入れ | 14 |
| (1) 警察への要請（警察災害派遣隊派遣） | 14 |
| (2) 消防への要請（緊急消防援助隊派遣） | 15 |
| (3) 自衛隊への要請（災害派遣） | 17 |
| (4) 海上保安庁への要請 | 19 |
| 第4章 人的受援応援 | 21 |
| 1 非常時優先業務の実施 | 21 |
| 2 人的受援応援の判断基準 | 23 |
| (1) 被災区市町村に対する人的受援応援 | 23 |
| (2) 各局に対する人的受援応援 | 23 |
| 3 広域応援協定団体等への応援要請 | 23 |
| (1) 応急対策職員派遣制度（総務省） | 24 |
| (2) 全国知事会 | 24 |
| (3) 九都縣市（関西広域連合） | 25 |

| | |
|--|----|
| (4) 21 大都市 | 26 |
| 4 広域応援協定団体等との連携・支援 | 27 |
| (1) 広域応援協定団体等の情報連絡員の受入れ | 27 |
| (2) 応援職員確保現地調整会議等の設置・開催 | 27 |
| 5 大規模災害時に想定される主な受援応援対象業務 | 27 |
| (1) 大規模災害時に想定される時系列を踏まえた主な受援応援対象業務 | 27 |
| (2) 主に都本部と区市町村災害対策本部との間で調整が必要と考えられる業務 | 29 |
| (3) 主に局災害対策本部等と区市町村災害対策本部との間で調整が必要と考えられる業務 | 29 |
| 6 人的受援応援に係る手続 | 30 |
| (1) 都内区市町村からの要請 | 30 |
| (2) 都庁各局からの要請 | 33 |
| 7 ボランティアとの連携・支援 | 36 |
| 8 海外からの人的支援の受入れ | 37 |
| 9 応援職員の受入れ環境の整備 | 37 |
| 10 費用負担 | 37 |
| 第5章 物的受援応援 | 39 |
| 1 都及び関係機関等の対応 | 40 |
| (1) 都 | 40 |
| (2) 国 | 41 |
| (3) 区市町村 | 41 |
| (4) 協定事業者 | 41 |
| (5) 広域応援協定団体 | 42 |
| 2 物資調整の流れ | 42 |
| (1) 発災直後からおおむね3日間の活動 | 42 |
| (2) 発災後おおむね4日目から7日目までの活動 | 45 |
| (3) 発災からおおむね1週間以降の活動 | 46 |
| 3 広域応援協定団体との連携・支援 | 46 |
| (1) 広域応援協定団体からの支援物資 | 46 |
| (2) 広域応援協定団体の情報連絡員の受入れ | 47 |
| (3) 受援応援調整会議の設置・開催 | 47 |
| 4 企業等・個人からの義援物資 | 47 |
| 5 物的受援応援に係る手続 | 48 |
| (1) 都備蓄物資に対する支援要請 | 48 |
| (2) 国からの支援物資 | 50 |
| (3) 協定事業者への調達要請 | 52 |
| (4) 広域応援協定団体からの支援物資 | 53 |

| | |
|-----------------------|----|
| (5) 企業等・個人からの義援物資 | 55 |
| 6 海外からの物的支援の受入れ | 56 |
| 7 費用負担 | 56 |
| 第6章 都外被災自治体への応援 | 57 |
| 1 情報連絡会議の組織及び運営 | 57 |
| (1) 情報連絡会議の設置 | 57 |
| (2) 座長等の職務 | 57 |
| (3) 全庁的な情報共有及び対応方針の決定 | 58 |
| 2 応援調整事務局の設置 | 58 |
| (1) 総務局総合防災部 | 58 |
| (2) 総務局人事部 | 58 |
| (3) 総務局行政部 | 59 |
| 3 都外被災自治体への人的・物的支援 | 59 |
| (1) 人的支援に係る調整 | 60 |
| (2) 物的支援に係る調整 | 62 |
| 第7章 災害特性に応じた対応 | 63 |
| 1 首都直下地震 | 63 |
| (1) 基本的な考え方 | 63 |
| (2) 都本部及び区市町村の主な役割 | 63 |
| (3) 対応の流れ | 64 |
| 2 南海トラフ地震 | 67 |
| (1) 基本的な考え方 | 67 |
| (2) 都本部、支庁及び区市町村の主な役割 | 67 |
| (3) 対応の流れ | 69 |
| 3 大規模風水害 | 73 |
| (1) 基本的な考え方 | 73 |
| (2) 都本部、支庁及び区市町村の主な役割 | 73 |
| 4 火山噴火（島しょ火山噴火） | 74 |
| (1) 基本的な考え方 | 74 |
| (2) 都本部、支庁及び区市町村の主な役割 | 75 |
| 5 火山噴火（富士山噴火による降灰） | 76 |
| (1) 基本的な考え方 | 76 |
| (2) 都本部及び区市町村の主な役割 | 76 |
| 6 複合災害 | 76 |
| (1) 基本的な考え方 | 76 |
| (2) 想定する主な複合災害と対処の課題 | 77 |
| 第8章 応急対応力の強化に向けた取組 | 78 |
| 1 訓練等による人材の育成及び実効性の向上 | 78 |

| | | |
|------|--------------------------|----|
| 2 | 関係機関等との平時からの連携 | 78 |
| 3 | 実災害からの知見・ノウハウの蓄積 | 78 |
| 巻末資料 | 大規模災害時に想定される主な受援応援対象業務内容 | 80 |

第1章 総則

1 計画の目的

平成23年東北地方太平洋沖地震（以下「東日本大震災」という。）及び平成28年熊本地震（以下「熊本地震」という。）では、被災地で甚大な被害が発生し、被災自治体の応急対策や復興対策を支援するため、救出救助機関のみならず、都をはじめとする全国自治体からも膨大な人数の行政職員が派遣されており、規模は縮小しているものの、その支援は現在も継続している。

また、今般、関東大震災の発生から、節目となる100年を迎えた。近代化した首都圏を襲った唯一の大震災の経験も踏まえ、首都圏の防災力強化に向けた取組を推進していく必要がある。都はこれまでも、こうした過去の大規模災害の実例に習い、建築物等の耐震化や不燃化等のハード対策による強靱化はもとより、発災時に迅速かつ円滑な災害対応を行えるよう、災害対策本部体制の充実・強化などに取り組んできたが、首都直下地震等の大規模災害が東京で発生した場合、過去の災害とは比較にならない規模の膨大な災害対応業務が生じることが想定される。

被災自治体による災害対応の停滞は、被災者の生活再建や被災地の復旧・復興に重大な遅延をもたらすおそれがある。とりわけ、首都東京における災害対応や復旧・復興の停滞は、我が国全体の浮沈を左右し、ひいては世界経済の混乱をもたらしかねない。

これらの状況を踏まえ、今般改定した東京都災害時受援応援計画（以下「本計画」という。）は、大規模震災発生時を想定した受援応援の対応を中心に記載しているが、東京に甚大な被害をもたらすと考えられる災害の種類については、首都直下地震などの大規模震災のみならず、大型台風による河川の氾濫や高潮などの大規模風水害、火山の大規模噴火等への対応についても考慮する必要がある。加えて、今後30年以内に70～80%の確率で発生が見込まれる南海トラフ巨大地震に際しては、津波等により特に島しょ地域で甚大な被害が想定されている。

このため、大規模災害発生時には、都の総力を結集して対応に当たることはもとより、平時より、災害時を見据えた各局の役割分担や連携方法を一層具体化するとともに、職員のあらゆる災害対応への意識やスキルの更なる向上を図らなければならない。

また、都及び都内区市町村のみで、大規模災害時に発生する膨大な災害対応業務の全てに対応することはできないという現実的な前提の下、全国の自治体や警察、消防、自衛隊、海上保安庁、ボランティア等からの応援を円滑に受け入れ、一刻も早い被災地支援につなげるため、平時より都と区市町村の受援応援に係る役割分担や連絡窓口、応援要請や受入れ手順等の具体的なルール、手順、体制等を明確化しておく必要がある。これらの課題に迅速・適切に対処するために、本計画に基づき、関係機関や広域応援協定団体等との連携をより高めるとともに、都の受援応援体制の一層

の強化を図っていく。

2 計画の継続的な見直し

今回、都は、これまでに実施してきた総合防災訓練、図上訓練、各機関との協議等を通じた計画内容の検証や、10年ぶりに見直した首都直下地震等の被害想定を踏まえ、受援応援体制や手順等を見直し、本計画の改定を行った。

また、当初の本計画作成時（平成30年1月）以降に総務省が制定した応急対策職員派遣制度の優先活用や、内閣府が開発した物資調達・輸送調整等支援システムの運用により、人的・物的受援応援をより円滑に行うことが可能となっており、改定に当たってはこれらの要素も踏まえて計画の見直しを行っている。

本計画で示された基本的な連携の内容と手順については、区市町村等関係団体との協議や実践的な訓練によって引き続き検証を行い、適宜、その成果を本編や各種計画、マニュアル、訓練等に反映・更新することにより、継続的な改善を図る。

3 本計画の位置付け

東日本大震災の教訓を踏まえた災害対策基本法の改正において、自治体が地域防災計画を定める際に、円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮する旨が規定されるとともに、自治体間の応援対象業務が従前の「応急措置」から「災害応急対策」全般に拡大された。

また、国が定める防災基本計画においても、同様の趣旨から、自治体等の防災業務計画や地域防災計画等に、応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、「応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。」、「国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。」、といったことが明記されている。これらを踏まえ、都はこれまで、地域防災計画を修正し（令和5年5月等）、発災時における全国知事会や九都県市等と広域的な連携等を行うことにより、都の危機管理体制の強化に努めてきた。

併せて今般、東京都業務継続計画を改定（令和5年11月）し、災害時における非常時優先業務を整理することや、必要な執行体制等を定めることにより、業務継続性の確保を図っている。

本計画は、これらの計画等に連動し、都が全国の自治体や警察、消防、自衛隊、海上保安庁、ボランティア等からの応援を円滑に受け入れ、一刻も早い被災地支援につなげるための具体的な手順やルール等について定めたものである。

4 本計画が対象とする受援応援の範囲

被災自治体に対する人的応援は、主に初動期、応急期及び復旧初期を対象とした「応援」（災害対策基本法又は相互応援協定に基づく応援。いわゆる「短期派遣」。）と主に復旧・復興期を対象とした「派遣」（地方自治法に基づく派遣。いわゆる「中・長期派遣」。）が想定される。

過去の大規模災害の教訓を踏まえると、特に初動の応急対策期における円滑な受援のルール・手順を明確化することが重要であり、本計画では、主に短期派遣に係る受援応援の体制やルール等について整理している。

なお、熊本地震の被災規模でも、短期派遣から中・長期派遣への本格的な移行は、3か月程度の期間を要している現状に鑑み、初動期から復旧初期までの各フェーズにおいて発生し得る受援応援対象業務を広く網羅している。

また、大規模災害発生時には、人的応援だけではなく物的応援も重要な要素の一つである。過去の大規模災害では、全国から被災地に多くの支援物資が届けられたが、物資集積拠点において滞留し、個々の避難所に届くまで時間を要するなどの課題が見られた。「首都直下地震等による東京の被害想定」では、最大約200万人の避難所生活者が見込まれており、大量の物資を迅速かつ的確に避難者へ供給する必要がある。物的応援についても、避難所生活者数がピークとなる初動期から復旧初期までを対象とし、受援応援の体制やルール等を整理している。

第2章 都の危機管理体制

1 東京都災害対策本部の組織及び運営

(1) 東京都災害対策本部の運営

知事は、都の地域において大規模な災害が発生し、又は発生すると認められたときは、災害対策活動の推進を図るため、東京都災害対策本部（以下「都本部」という。）を設置する。ただし、夜間休日等の勤務時間外において震度6弱以上の地震（島しょを除く。）が発生した場合は、都本部を自動的に設置する。

都本部は、本部長室、局及び地方隊をもって構成し、本部長室は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

本部長室は、次の事項について本部の基本方針を審議策定する。

- 都本部の非常配備態勢及び廃止に関する事。
- 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事。
- 避難の指示に関する事。
- 災害救助法の適用に関する事。
- 区市町村の相互応援に関する事。
- 局長、地方隊長及び区市町村長に対する事務の委任に関する事。
- 自衛隊に対する災害派遣の要請に関する事。
- 政府機関、他府県、公共機関、駐留軍及び海外政府機関等に対する応援の要請に関する事。
- 公用令書による公用負担に関する事。
- 災害対策に要する経費の処理方法に関する事。
- その他、重要な災害対策に関する事。

(2) 本部長等の職務

本部長は、知事をもって充て、都本部の事務を総括し、都本部の職員を指揮監督する。

副本部長は、副知事、警視総監及び消防総監をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

なお、本部長に事故があるときは、副知事である副本部長、警視総監である副本部長、消防総監である副本部長の順序により本部長の職務を代理し、副知事である副本部長が本部長の代理をする順序は、知事の職務代理の順序による。

本部員は、都本部を構成する局の局長、危機管理監及び本部長が都の職員の中から指名した者をもって充て、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

局長は、本部長の命を受け、局の事務を掌理する。

危機管理監は、本部長の命を受け、各防災機関を総合調整するほか、次に掲げる事務を行う。また、危機管理副監は危機管理監を補佐する。

- 被害情報等の収集及び通信連絡の総括に関する事。
- 本部の職員の出員に関する事。
- 本部における通信施設の保全に関する事。
- 自衛隊及び関係防災機関との連絡に関する事。
- 都本部の運営及び本部長室の庶務に関する事。
- 各局にまたがる事務や各局では調整が困難な事項についての総合調整に関する事。

(3) 救出救助統括室、部門、連携チーム等

都本部が設置された場合、都内における応急対策活動を迅速かつ円滑に進めるために、各関係機関の応急対策活動の内容に応じた救出救助統括室、部門、連携チーム等を設置する。なお、救出救助統括室、部門、連携チーム等の構成は、東京都の災害対策要員以外に関係機関相互の情報収集、情報提供及び調整業務の窓口となる情報連絡員で構成される。

総務局長と危機管理監は、協働しつつ役割を分担し、応急対策業務を担う。

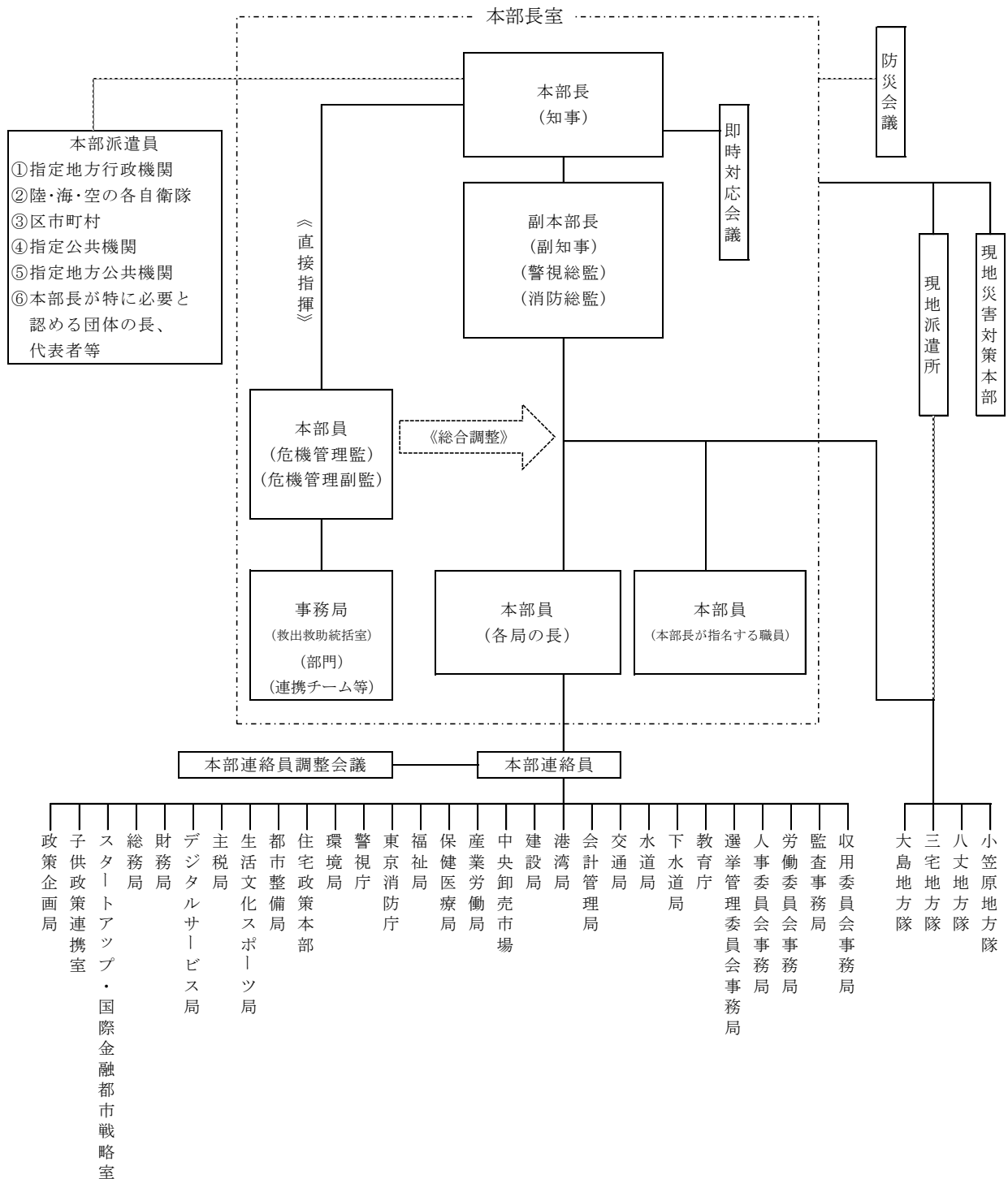
救出救助統括室は、各機関からの災害情報の共有、各機関が行う災害対処の活動に必要な支援・調整等を実施する。

部門は、区市町村や国・他縣市等との連絡調整、帰宅困難者への対策を実施するほか、応急対策の総合調整を図る。

連携チームは、各局、防災機関、関係団体、事業者で構成され、医療救護活動、物資の調達や搬送、道路やライフラインの復旧などの様々な応急活動を一体的に実施する。

各局は、都本部の中核的実施機関として都本部の所掌事務を分掌する。

<東京都災害対策本部の組織>



2 東京都災害対策本部における受援応援に関する部門の役割

自治体間の受援応援に係る調整に当たっては、都及び都内区市町村の被災状況や支援ニーズを迅速かつ的確に集約し、全国からの広域応援の受入れにつなげていく必要がある。都本部における受援応援を担う各部門の役割を明確にし、この役割分担の下で多様な主体と円滑な調整を行い、都及び被災区市町村における災害時の支援

体制を構築する。

(1) 区市町村調整部門

区市町村調整部門は、被災区市町村からの応援要請の窓口となり、被災区市町村に情報連絡員として派遣される現地機動班からの情報と合わせて、被害状況、人的・物的支援ニーズ等の収集をDIS（東京都災害情報システム）の活用等により行う。収集した情報等は、都本部各部門及び各局で共有することで、被災区市町村への人的・物的応援につなげていく。

(2) 人員調整部門

人員調整部門は、区市町村調整部門からの連絡又は局からの人的応援要請を受け、人的支援ニーズを把握し、区市町村、各局等との調整を行う。その他、各局が直接実施する応援業務について、被災区市町村から人員調整部門へ要請された場合の各局への取次、各局が実施した受援応援調整結果の取りまとめを行う。

また、国・他縣市等広域調整部門による応急対策職員派遣制度を活用した広域応援協定団体との調整等、人的受援応援に係る機能を一元的に統括する等の総合調整を行う。

なお、人員調整部門が対応する自治体間の受援応援に係る調整の対象業務は、応急対策職員派遣制度や全国知事会等の応援職員派遣スキームに基づくものであり、各局の協定等において応援要請手続等があらかじめ定めてある場合や専門職種確保の観点から所管の各府省庁が調整する職員派遣は含まない。一方で人員調整部門は、各局から報告された調整状況等により人的支援ニーズの全体を把握する。

<人員調整部門が対応する応援対象業務>

| 想定される応援業務 | 主に人員調整部門以外で対応する業務 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡員（各局が自局の業務のために派遣する情報連絡員は除く。） ・区市町村災害対策本部支援 ・避難所運営 ・物資仕分け・荷下ろし等 ・区市町村応急復旧業務全般（受付窓口等） ・住家被害認定調査、り災証明 ・復興方針<都市の復興>策定のための家屋被害状況調査 ・その他各局等からの人的要請に基づく業務 ・その他区市町村からの人的要請に基づく業務 | <ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物応急危険度判定（社会公共施設等） 【公共建築物等応急危険度判定部会】 ・被災建築物応急危険度判定（民間住宅等） 【都市整備局】 ・被災宅地危険度判定【都市整備局】 ・応急仮設住宅等の供与、被災住宅の応急修理に係る業務 【住宅政策本部】 ・災害廃棄物の処理【環境局】 ・医師、保健師の派遣等【保健医療局】 ・精神科医師、看護師の派遣等【福祉局】 ・応急給水、水道施設応急復旧【水道局】 ・下水道施設応急復旧【下水道局】 ・道路・河川・橋梁等応急復旧【建設局】 ・港湾施設応急復旧【港湾局】 |

(3) 国・他縣市等広域調整部門

国・他縣市等広域調整部門は、九都縣市等の広域連携体制の一層の強化や、国、他縣市等と円滑な協力体制が取れるように調整を行う。

また、都単独では対応困難な応急対策等について、応急対策職員派遣制度の活用による広域応援協定団体等への支援要請及び団体等からの支援受入れ、応援応援調整会議の開催等による情報共有、広域応援協定団体等からの都又は被災区市町村への支援団体（以下「カウンターパート団体」という。）に関する総合調整を行う。

(4) 各局調整部門（部門本部）

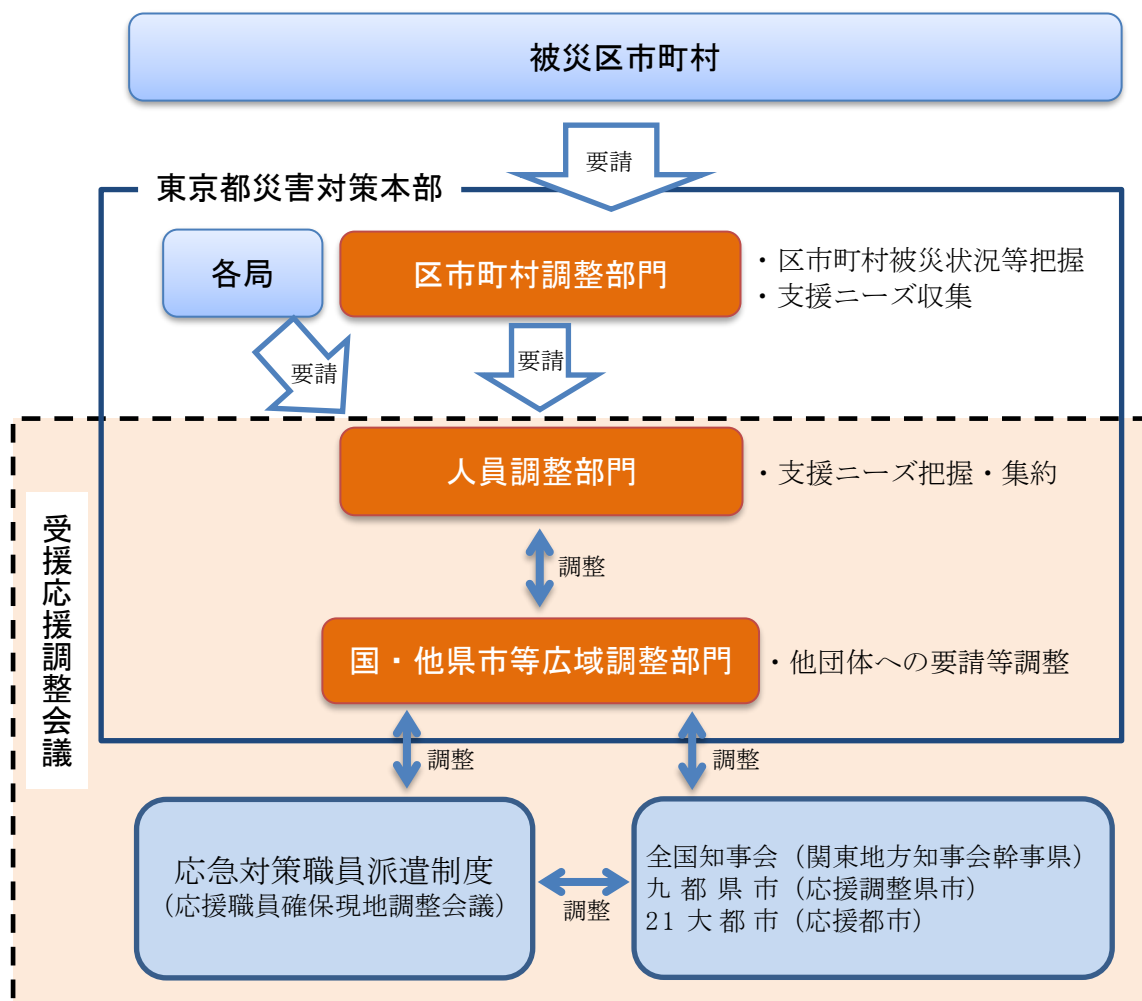
部門本部は、各局から応援応援に関する要請があった場合、当該内容を担当する各局及び各部門に対応を要請する。

(5) 各局調整部門（物資・輸送調整チーム）

物資・輸送調整チームは、被災区市町村の物的支援ニーズを把握するとともに、備蓄及び調達物資を被災区市町村が設置する地域内輸送拠点に輸送するなど、物的応援に係る総合調整を行う。

なお、物資・輸送調整チームが対応する自治体間の応援応援に係る調整の対象業務は、食料・生活必需品等に関する物資の調達・輸送業務を対象とする。

<自治体間の人的受援の調整イメージ>



3 現地機動班

現地機動班は、被災地での応急対策活動を機動的に実施するため、危機管理監の下に編成され、原則として発災からおおむね72時間までの間、あらかじめ指定された拠点において、人命・人身に係る応急対策活動に優先して従事する。

現地機動班として指定されている職員は、警察・消防・自衛隊等の活動拠点となる都立公園や清掃工場のほか、区市町村災害対策本部が設置される区市町村庁舎、医療救護活動を行う都立病院などに参集し、大規模救出救助活動拠点（以下、標題及び図中を除き「活動拠点」という。）の受入れ準備や運営、被害情報の収集、都本部の運営支援等を実施する。

現地機動班の具体的な活動内容については、第3章を参照

4 全国的な相互応援協定等の枠組み

都は、地震等による大規模災害発生時に、都単独では十分な応急対策等が実施でき

ない状況に備え、全国知事会、九都県市、21大都市等との間で広域連携協定を締結し、災害発生時の相互応援の枠組みを確保している。

また、九都県市の枠組みにおいては、首都直下地震発生時の九都県市同時被災も想定し、関西広域連合とも災害時相互応援協定を締結している。

人的受援応援については、応急対策職員派遣制度を優先活用し、調整を行う。

<都が締結・活用する自治体間の災害時相互応援協定等>

| 協定・制度名 | 構成団体 |
|-----------------------------|--|
| 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定 | 全国知事会を構成する全都道府県 |
| 震災時等の相互応援に関する協定 | 東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県（関東地方知事会を構成する1都9県） |
| 九都県市災害時相互応援等に関する協定 | 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市 |
| 関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定 | 関西広域連合及び九都県市を構成する都県市 |
| 21大都市災害時相互応援に関する協定 | 東京都、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市 |
| 応急対策職員派遣制度（総務省） | 総務省自治行政局、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会等 |

5 都内自治体間での相互応援

東京都と都内区市町村との間で、災害時等の相互協力に係る協定を締結し、被災区市町村等に対する職員の応援、居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん、物資や資機材の提供及びあっせん等の協力を迅速かつ円滑に実施できる体制を構築している。

都は、都内区市町村に対して、支援の受入れや災害応援の計画策定などを支援する。また、都内区市町村が災害時に円滑に受援応援体制を構築できるよう、「災害時等の受援応援に関する区市町村連絡会」を開催して区市町村との連携を高め、受援応援体制整備のための支援を行う。あわせて、各区市町村と支援物資や職員の受入れ等を行う際の具体的な手順を確認するための実践的な訓練を実施する。

これらの取組を通じ、大規模災害時における自治体間の連携を一層強化していく（「東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定」 令和3年12月27日締結）。

第3章 救出救助機関からの受援

都は、警察、消防、自衛隊、海上保安庁等（以下「各機関」という。）から提供される情報を集約、共有するとともに、各機関間の連携及び活動等を支援することにより、円滑な災害対応を行う。

大規模災害発生時、都は、警察災害派遣隊の派遣については、警視庁と連携するとともに、緊急消防援助隊の派遣要請、自衛隊への災害派遣要請及び海上保安庁への支援要請を行い、各部隊を迅速かつ的確に受け入れ、各部隊が人命救助を第一とした災害応急対策活動を迅速に実施できるよう、各機関と緊密に連携を図る。

なお、本計画で定める内容及び各種手続は、各機関の計画や方針等と整合を図り、それらにのっとって行う。

1 救出救助活動に係る都の体制

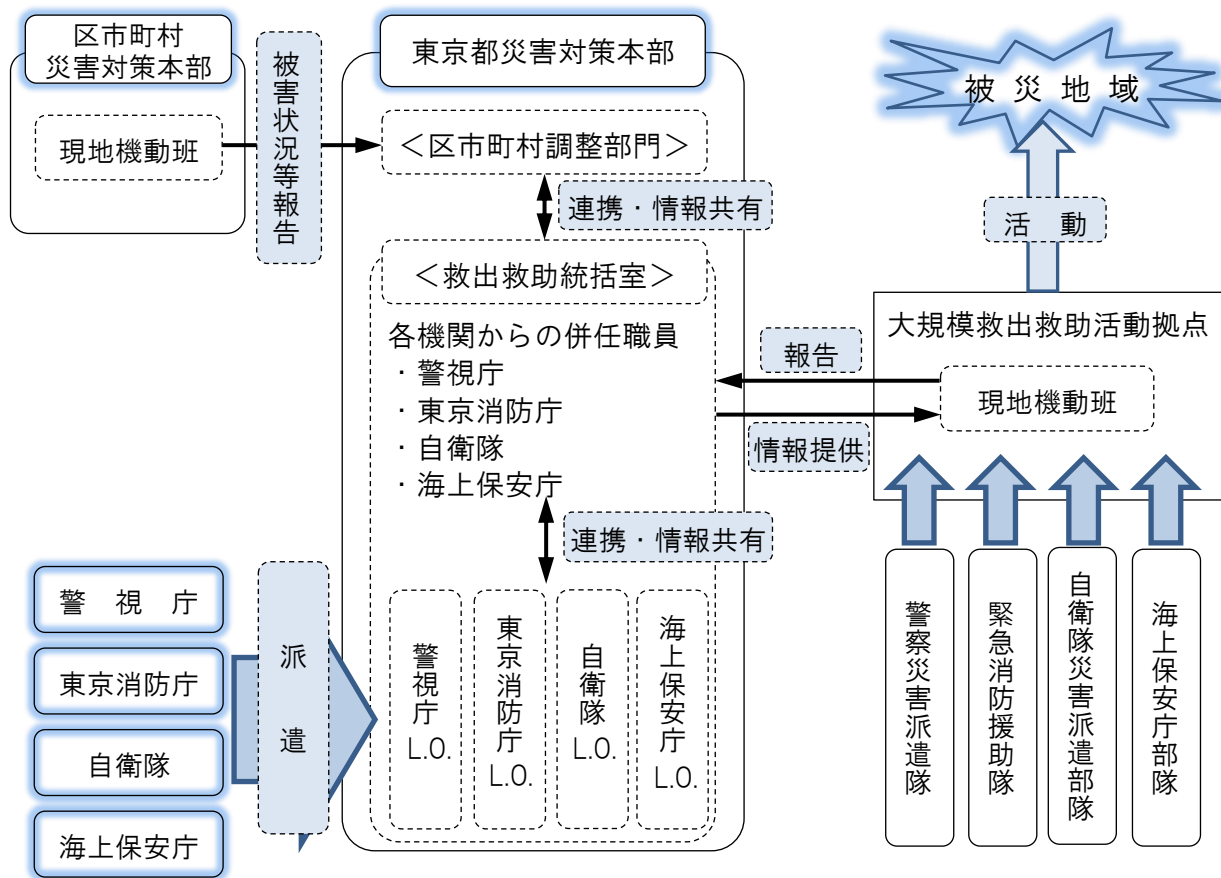
都は、大規模災害発生時、全国からの各機関の応援部隊の支援を円滑に受け入れるため、活動拠点の態勢を整え、各機関と情報共有を図り、応急対策活動を行う。

また、発災後、数時間で各機関から都本部へ情報連絡員が派遣される。都本部は、派遣された情報連絡員と被害や被災の状況等について情報共有を図り、各機関が人命救助を第一とした災害応急対策活動を迅速に実施できるよう緊密に連携を図る。

都は、各応援部隊等が被災者の救出救助等を行うためのオープンスペースを、あらかじめ活動拠点として指定している。そして、各活動拠点及び周辺の被害状況を現地機動班からの報告により把握するとともに、施設や設備等の使用可否や使用可能範囲等を確認し、活動拠点として使用できる場所を確定する。その確定した情報について、都本部は、各機関の情報連絡員を通じて各機関へ速やかに提供する。

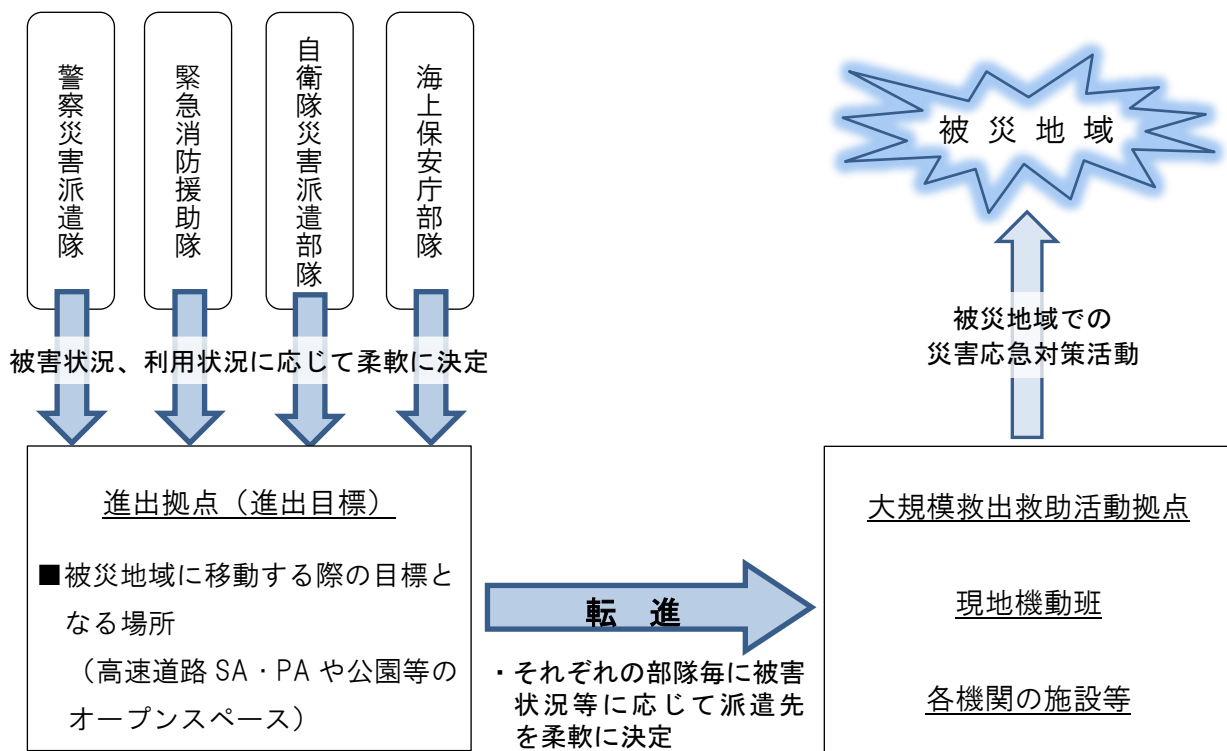
各活動拠点において、現地機動班が各応援部隊の受入れ準備を行うとともに、受入れに伴う各機関との連絡や各種調整、各機関の活動に必要な支援等を行う。

<救出救助活動に係る関係機関との連携>



※L.O.：（Liaison Officer の略）情報連絡員（リエゾン）

<各応援部隊の進出の流れ>



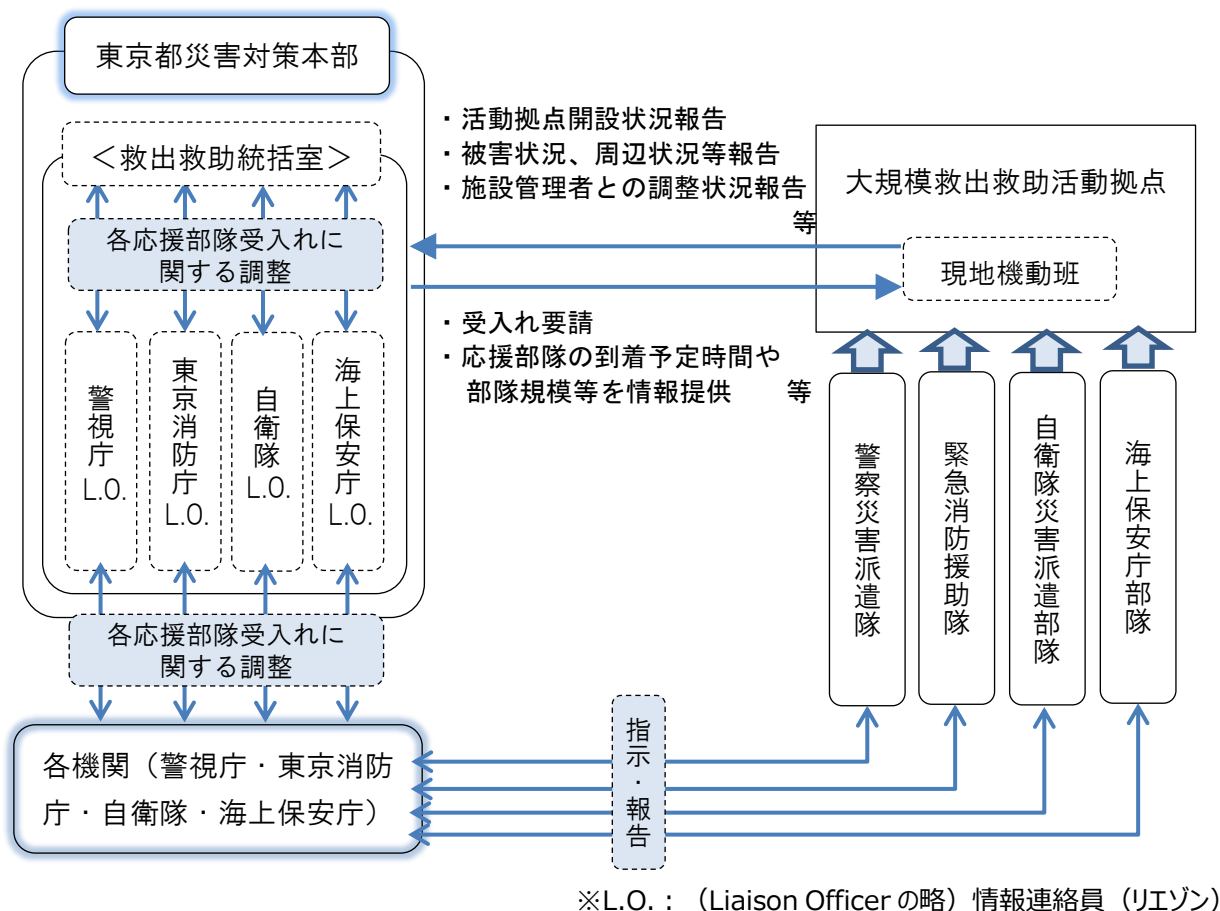
(1) 東京都災害対策本部（救出救助統括室）の役割

都本部（救出救助統括室）は、各応援部隊が活動拠点を使用する際、現地機動班からの報告により活動拠点の状況を速やかに把握し、使用可能な活動拠点を確定する。その後、使用可能な活動拠点及び周辺情報を各機関の情報連絡員を通じて各機関へ提供し、情報共有を図る。都本部（救出救助統括室）は、各機関の情報連絡員と連携し、各機関からの活動拠点の使用要請に基づき、活動拠点の施設規模と受け入れる応援部隊の規模等を考慮し、各機関の使用するスペースの確定や各機関が同一の活動拠点を使用する場合に円滑に使用できるようパイプ役となり、連絡調整等を行う。

各機関は、部隊規模、到着時間等について、各機関の情報連絡員を通じて、都本部（救出救助統括室）へ報告し、都本部（救出救助統括室）は、その情報を活動拠点で受け入れ準備を行っている現地機動班へ速やかに情報提供を行う。

各応援部隊による応急対策活動開始後は、現地機動班からの報告又は各機関の情報連絡員を通じ、活動拠点の状況や各応援部隊の活動状況を把握するとともに、各応援部隊からの要望に基づく現地機動班からの支援要請等に対して迅速に対応し、各応援部隊が円滑に活動できるよう支援する。

<都本部と大規模救出救助活動拠点との連携>



(2) 大規模救出救助活動拠点における現地機動班の役割

都は、各応援部隊が円滑に救出救助活動を行えるよう、ベースキャンプ、ヘリコプターの離発着スペース等となる活動拠点を立ち上げ、その運営に必要な要員（現地機動班等）を速やかに配置し、受入れ態勢を整える。

現地機動班は、発災後速やかに、あらかじめ定められている活動拠点等に参集し、無線機等の通信設備による都本部との通信の確保、ヘリコプターの離着陸スペースや各応援部隊のベースキャンプ等となる活動場所の確保等を迅速に行う。

現地機動班は、活動拠点の開設を行うとともに、活動拠点開設状況や周辺の被害状況等について、都本部（救出救助統括室）へ報告する。

清掃工場等屋内施設の活動拠点への各応援部隊の受入れの際には、現地機動班は、使用する諸室等を各応援部隊へ伝達するが、実際に到着した各部隊の規模等を考慮し、使用する諸室の割り振りの変更を行う等現場の状況に応じて柔軟に対応する。

また、屋外施設の活動拠点においては、被害状況、避難者の避難状況等により使用できるスペースに限りがあるため、現地機動班は、活動拠点に到着した各応援部隊と調整し、使用するスペースを決定する。

各応援部隊の受入れ後は、部隊の活動状況等の情報を収集し、各応援部隊が円滑に災害応急対策活動を行えるよう、要望に対する対応等支援を行うとともに、各機関同士が情報共有を図る調整会議等に参加し、情報を収集するなど、救出救助活動が円滑に行われるよう、活動拠点の運営を行う。

2 救出救助機関への派遣要請及び受入れ

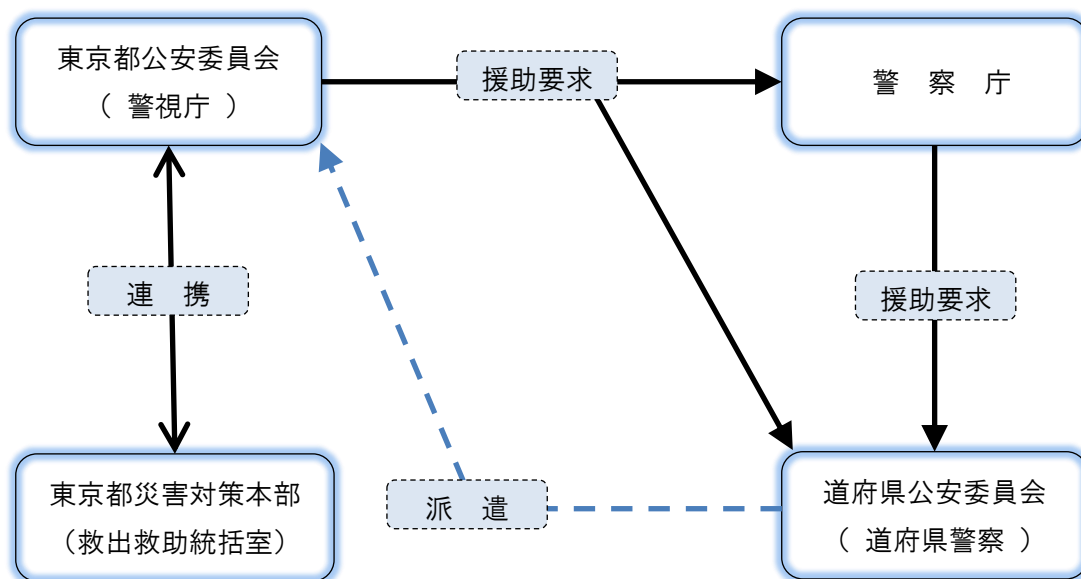
(1) 警察への要請（警察災害派遣隊派遣）

警察災害派遣隊は、情報収集、避難誘導、救出救助、検視、遺体の調査及び身元確認の支援、緊急交通路の確保及び緊急通行車両の先導、行方不明者の捜索、治安維持、被災者等への情報伝達、被災地等における活動に必要な通信の確保等を行う。

東京都公安委員会は、警察災害派遣隊の派遣に関し、警察法（昭和29年法律第162号）第60条第1項の規定に基づき、警察庁又は他の道府県警察に対して、援助（警察災害派遣隊の派遣）の要求を行う。

東京都公安委員会からの援助の要求により派遣された警察庁又は道府県警察の警察官は、援助の要求をした東京都公安委員会の管理する警視庁の管轄区域内において、当該公安委員会の管理の下に、職権を行う。

<警察災害派遣隊の応援要請の流れ>



警察災害派遣隊が被害状況等により派遣地域を決定するため、都本部（救出救助統括室）は、警視庁の情報連絡員と連携し、円滑に応急対策活動が行えるよう応援部隊へ被害情報等の各種情報を提供するとともに、現地機動班とも連携し、活動拠点の受入れ態勢を整えるなどの支援を行う。

（２）消防への要請（緊急消防援助隊派遣）

緊急消防援助隊は、消火、人命救助、傷病者の応急処置・救急搬送、情報収集等を行う。緊急消防援助隊に関する応援要請は、都本部（救出救助統括室）と東京消防庁等とが連携し、総務省消防庁へ要請する。

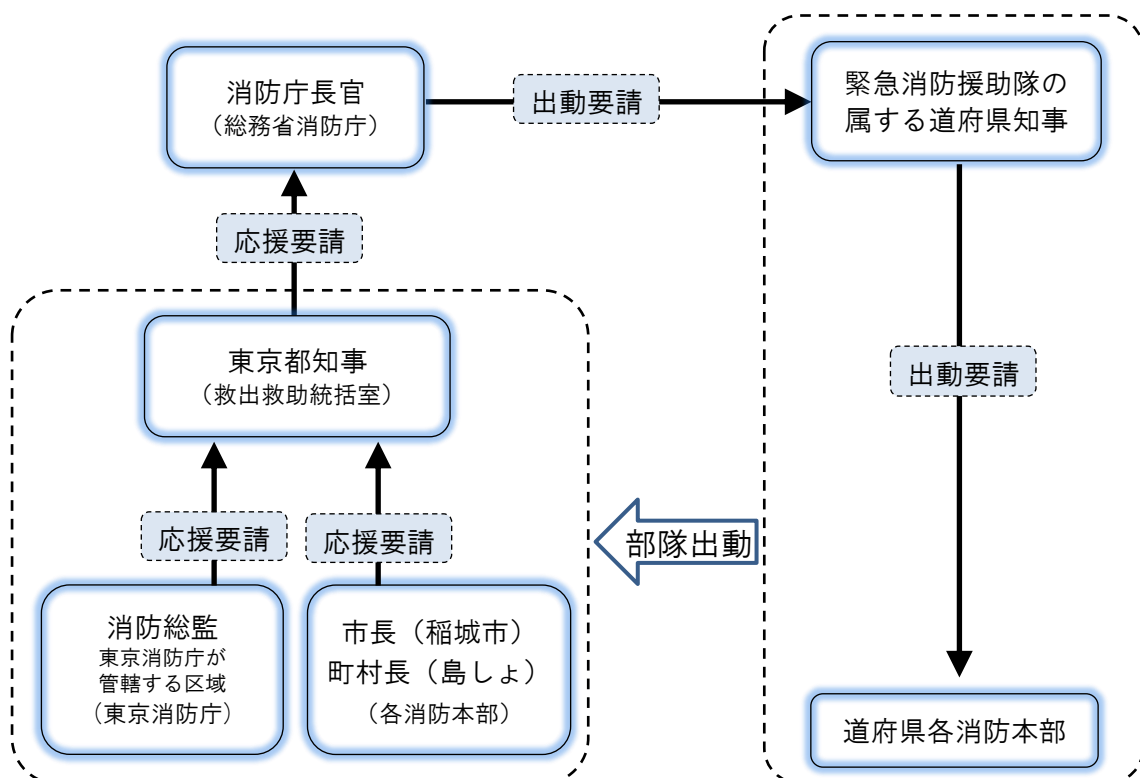
- ・知事（都本部（救出救助統括室））は、大規模災害等が発生し、消防総監（東京消防庁）又は被災地市町村長（稲城市長、島しょ地域の町村長）（各消防本部）から応援要請を受け、都内の被災状況や消防力を考慮して、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条に基づく緊急消防援助隊の応援が必要と判断した場合は、緊急消防援助隊応援等の要請を消防庁長官（総務省消防庁）に対して行う。
- ・上記要請は、電話により直ちに行う。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等については、把握した段階で速やかに行う。
なお、書面による連絡は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年3月31日消防広第74号）「別記様式1-1」（様式については、別冊資料を参照）を使用する。
- ・知事（都本部（救出救助統括室））は、被災地市町村長（稲城市長、島しょ地域の町村長）（各消防本部）から応援要請を受けた時は速やかに、消防総監（東京消防庁）に連絡する。
- ・知事（都本部（救出救助統括室））は、災害による死者数その他の詳細な災害の

状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援が必要な非常事態であると判断したときは、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を行う。

- ・被災状況等により、緊急消防援助隊の応援が必要と知事（都本部（救出救助統括室））が自ら判断した場合は、被災地市町村長（稲城市長、島しょ地域の町村長）（各消防本部）から応援要請の連絡がない場合であっても、消防庁長官に対して応援要請を行う。
- ・知事（都本部（救出救助統括室））は、消防庁長官に対して、応援要請を行った場合、その旨を消防総監（東京消防庁）、被災地市町村長（稲城市長、島しょ地域の町村長）（各消防本部）に連絡する。
- ・知事（都本部（救出救助統括室））は、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条第 1 項の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行うに当たって、同時に緊急消防援助隊の応援等の要請の必要性について検討する。

なお、東京 23 区の区域において、震度 6 強以上が観測された場合及び首都直下地震の被害と同程度の被害が見込まれ、緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると消防庁長官が判断した場合には、「首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン」（令和 3 年 3 月 12 日総務省消防庁変更）を適用し、都からの応援要請がなくとも、消防庁長官は緊急消防援助隊の出動指示を行う場合がある。総務省消防庁からアクションプランを適用する旨の連絡が都本部にあった場合は、東京消防庁に対してアクションプランが適用された旨を速やかに伝達する。

<緊急消防援助隊の応援要請の流れ>



知事（都本部（救出救助統括室））は、緊急消防援助隊が出動した場合、消防組織法第44条の2の規定に基づき、東京都消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を東京消防庁本部庁舎（千代田区大手町一丁目3番5号）に設置する。

知事（都本部（救出救助統括室））は、調整本部を設置した場合、設置日時、設置場所、その構成員及び連絡先について、消防庁長官に対して速やかに報告する。

また、知事（都本部（救出救助統括室））は、調整本部に係る知事の権限に属する事務について、消防総監（東京消防庁）へ委任する。

緊急消防援助隊の進出状況の把握や連絡調整は、都本部（救出救助統括室）が東京消防庁の情報連絡員を通じて、調整本部と行う。

緊急消防援助隊が被災状況や被害状況により活動場所を決定するため、都本部（救出救助統括室）は、東京消防庁の情報連絡員と連携し、円滑に応急対策活動が行えるよう緊急消防援助隊へ被害情報等の各種情報を提供するとともに、現地機動班要員と連携し、活動拠点の受入れ態勢を整えるなど積極的に支援を行う。

なお、緊急消防援助隊は、被害状況等により派遣地域を決定するため、都本部は、東京消防庁の情報連絡員と連携し、状況に応じて柔軟に部隊の受入れを行う。

（3）自衛隊への要請（災害派遣）

災害派遣中の自衛隊部隊は、情報収集、人命救助・捜索救助、消防及び水防活動、応急医療及び救護、緊急輸送、生活支援等を行う。

知事は、地震等により災害が発生し、人命若しくは財産の保護のために必要があると認めた場合又は区市町村から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊法第83条第1項の規定に基づき、自衛隊に対し災害派遣を要請する。また、事態の推移に応じ、災害派遣要請を行わないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡する。

なお、特に緊急性が高く、知事等の要請を待ついとまがない場合には、自衛隊が自主的に活動を開始する場合がある。

① 知事の要請による災害派遣

ア 知事の要請による災害派遣

- ・災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- ・災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- ・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、区市町村長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

イ 知事が要請するいとまがない場合等における災害派遣

- ・災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合に、区市町村長、警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- ・災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合に、部隊による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められた場合
- ・災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- ・災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合
- ・災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認められる場合
- ・庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合

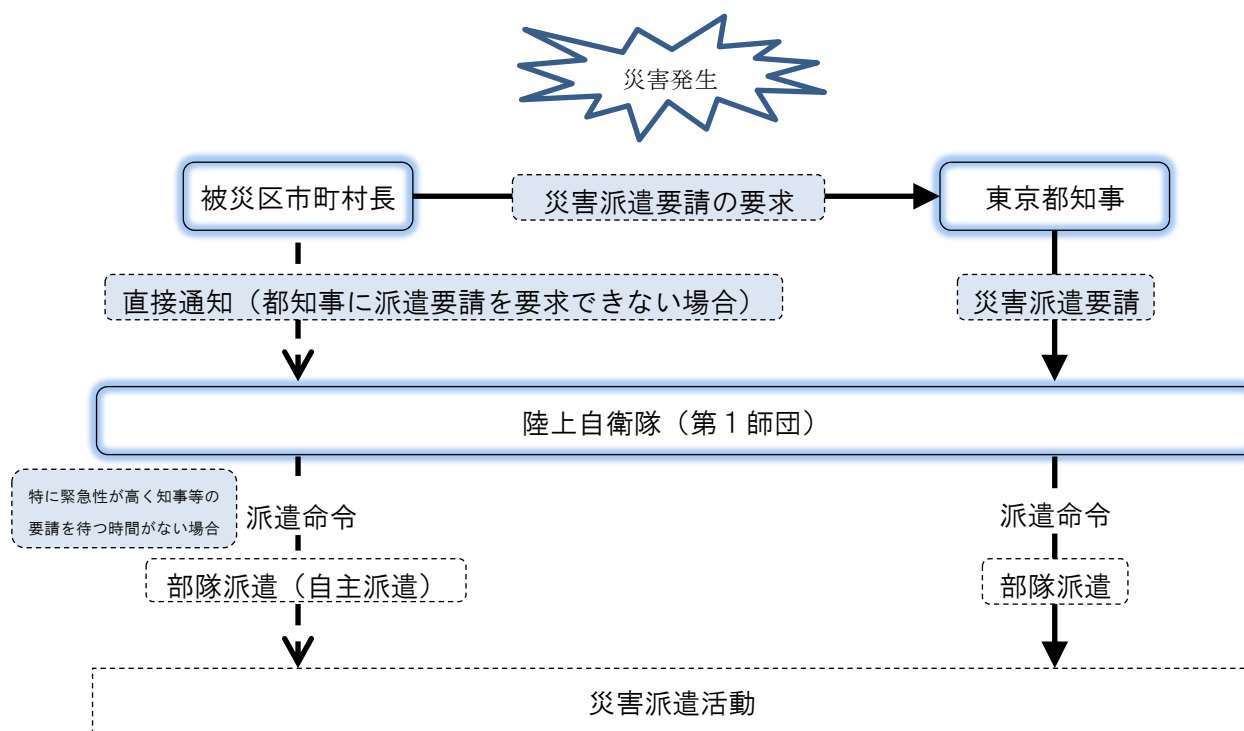
② 災害派遣の要請手続

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第106条の規定に基づき、知事は、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合には、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を送達する。

- ・災害の情况及び派遣を要請する事由
- ・派遣を希望する期間
- ・派遣を希望する区域及び活動内容
- ・その他参考となるべき事項

なお、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し、知事に要請するいとまがない場合は、直接関係部隊等に通報するものとし、事後所定の手続を速やかに行う。

<自衛隊への災害派遣要請の流れ>



自衛隊への派遣要請に関する調整は、都本部（応急対策指令室）と自衛隊から派遣された情報連絡員とが連携し、陸上自衛隊第1師団司令部第3部防衛班と行う。

自衛隊の災害派遣部隊が被災状況や被害状況により活動場所を決定するため、都本部（救出救助統括室）は、自衛隊の情報連絡員と連携し、円滑に応急対策活動が行えるよう応援部隊へ被害情報等の各種情報を提供するとともに、現地機動班と連携し、活動拠点の受入れ態勢を整えるなど支援を行う。

なお、災害派遣部隊は、被害状況等により派遣地域を決定するため、都本部は、自衛隊の情報連絡員と連携し、状況に応じて柔軟に部隊の受入れを行う。

（４）海上保安庁への要請

第三管区海上保安本部は、都からの要請に基づき、下記の《海上における災害応急対策》の実施に支障を来さない範囲において、必要な支援を実施する。支援要請事項については、次のとおりである。

- ・ 傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送
- ・ 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- ・ その他、都及び区市町村が行う災害応急対策の支援

《海上における災害応急対策》

- ・ 巡視船艇、航空機等を活用した、海上及び沿岸部等の被害状況の情報収集
- ・ 巡視船艇、航空機等を活用した、人命の救助・救急活動、消火活動、流出油等の防除活動及び海上交通の安全確保等

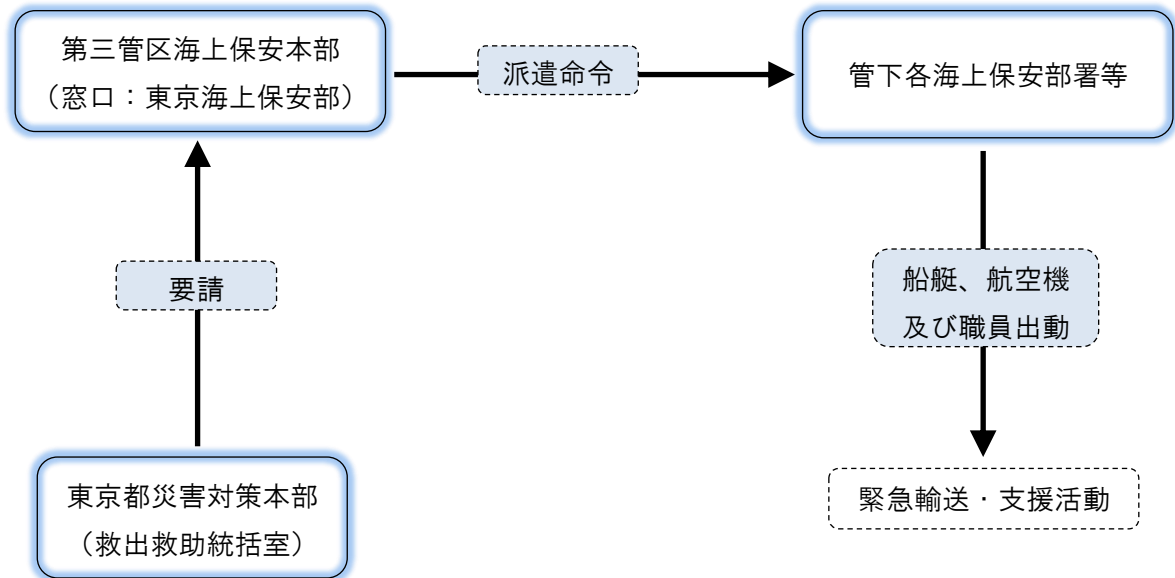
- ・巡視船艇、航空機等を活用した、人員及び救援物資の輸送活動等
- ・上記を実施するために必要な車両による活動

知事は、次の事項を明らかにした文書をもって、東京海上保安部を窓口として第三管区海上保安本部長に要請する。

- ・支援活動を要請する理由
- ・支援活動を必要とする期間
- ・支援活動を必要とする区域及び活動内容
- ・その他参考となる事項

ただし、緊急を要するときは、都防災行政無線又は口頭をもって行い、事後速やかに文書をもって措置する。東京海上保安部との連絡が困難である場合には、第三管区海上保安本部又は他の海上保安庁の事務所を通じて要請する。

<海上保安庁の応援要請の流れ>



第4章 人的受援応援

1 非常時優先業務の実施

大規模自然災害が発生した際、東京都が行うべき災害対応業務は膨大な量に上る。また、都自らも被災する可能性があることから、膨大な量の災害対応業務を実施・継続するために必要な人的・物的資源を確保することができない可能性がある。そのため、特に重要な災害対応業務に関しては、限られた資源を集中的に投入してでも実施・継続しなければならない。

また、発災直後の混乱した状況下において、早期に優先度の高い業務に着手し、迅速に対応できるかという点が、その後の復旧・復興にも大きな影響を与える。加えて、過去の大規模災害においては、災害発生直後から被災地域の復旧・復興に向けた取組に着手することが求められており、都においても、発災後迅速かつ円滑に、復興計画の策定など、復旧・復興対策を行うことが必要とされる。

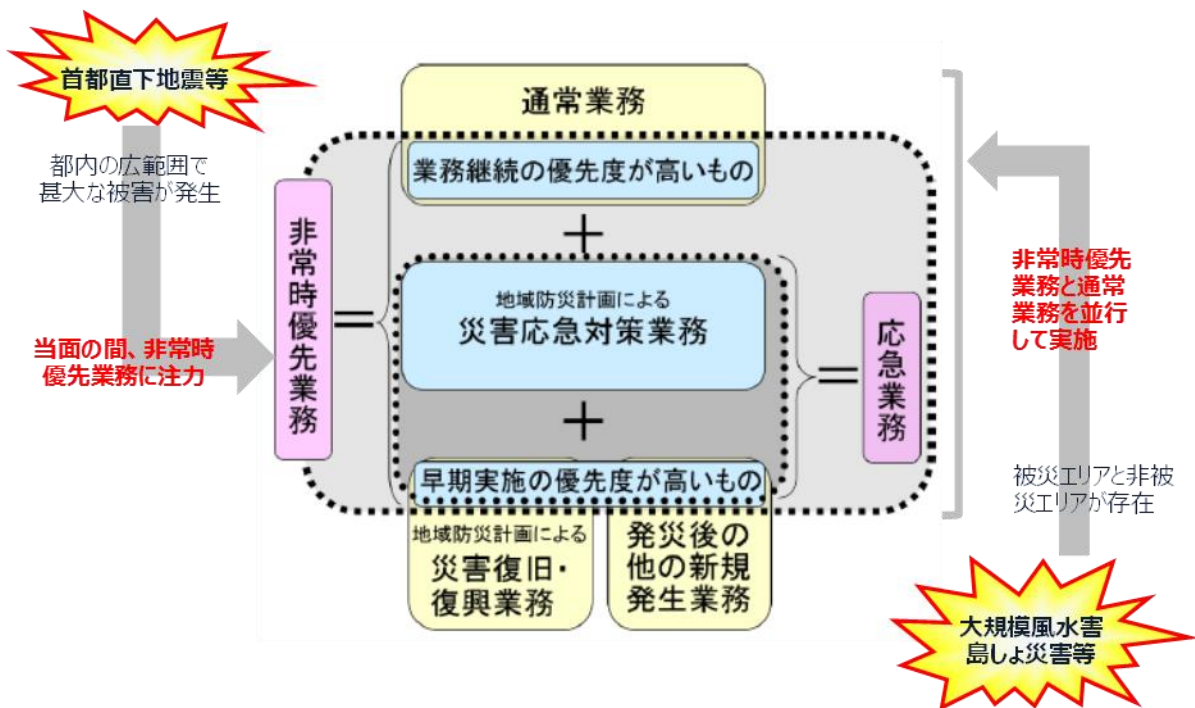
このため、都は東京都業務継続計画に基づき、応急対策業務及び早期実施の優先度の高い復旧・復興業務、業務継続の優先度の高い通常業務を「非常時優先業務」として選定し、都自らが被災した状況であっても優先的に実施する。

非常時優先業務以外の通常業務については、特に首都直下地震など、広範囲で甚大な被害が発生した場合は積極的に休止する。また、その他の災害においては、非常時優先業務に注力しつつも、被災していない地域における通常業務についても、非常時優先業務の支障にならない範囲で業務を継続することとする。

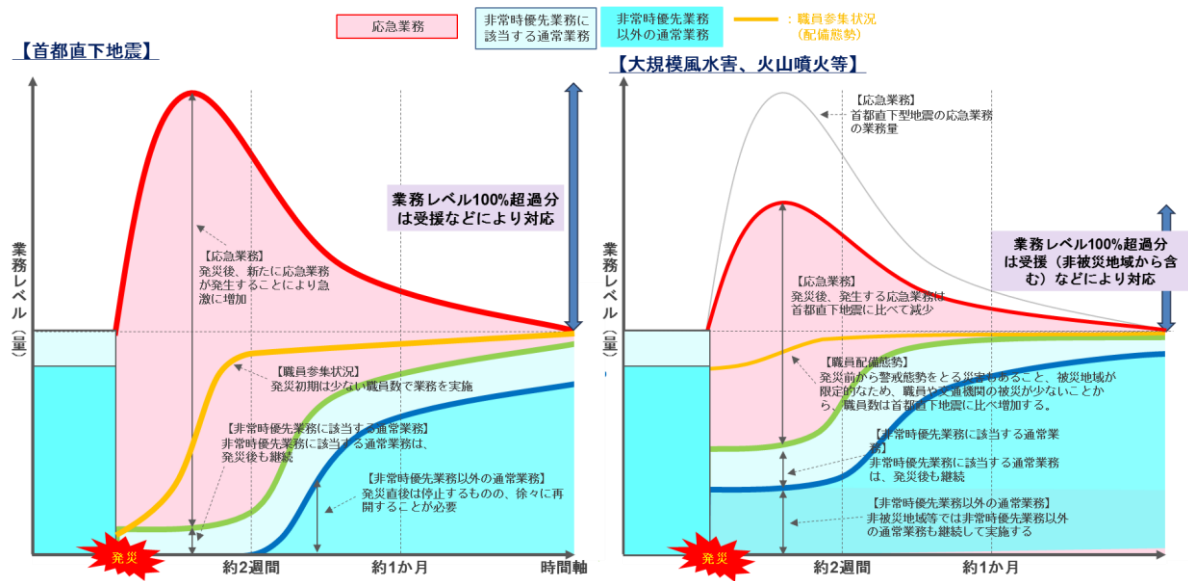
※ 東京都業務継続計画とは

大規模災害発災時に都自らも被災し、利用できる資源に制約がある状況下において優先的に取り組むべき重要業務を、あらかじめ特定し、業務の執行体制や執務環境、継続に必要な資源の確保等を定めておくことで、大規模災害発生時においても適切な業務遂行を確保するための計画である。

<非常時優先業務のイメージ>



<発災後に実施する業務の推移イメージ>



災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなる。被害状況の確認など発災直後から非常に短い時間の間に膨大な応急業務が発生し、それらを迅速かつ的確に処理しなければならない。

2 人的受援応援の判断基準

(1) 被災区市町村に対する人的受援応援

- ① 都内で災害が発生し、被災区市町村単独では十分な災害応急対策が実施できないと見込まれる場合、被災区市町村は都に対して速やかに応援を要請する。ただし、業務の専門性が高い場合等、協定等で制度化された応援手続があらかじめ定めてある場合等は、この限りでない。
- ② 都本部（区市町村調整部門）は被災区市町村からの要請の窓口となり、人的応援の要請があった場合は、都本部（人員調整部門）に調整を要請する。都本部（人員調整部門）は、各局や非被災区市町村に対して応援要請を行い、職員の派遣調整を実施するとともに、都本部（国・他縣市等広域調整部門）に都外との調整を要請する。都本部（国・他縣市等広域調整部門）は、広域応援協定団体等へ応援要請を実施する。

※ プッシュ型支援

災害発生時の人的支援は、被災区市町村からの要請に基づき行うことを原則としているが、被災区市町村の被害状況等が甚大で要請を行えない場合は、都本部（人員調整部門）は、被災区市町村からの要請が無くとも人的支援に係る総合調整を実施する。都がプッシュ型人的支援を行う場合は、被災区市町村からの応援要請があったものとみなすこととする。

(2) 各局に対する人的受援応援

- ① 都内で災害が発生し、各局の担当部署において人員が不足する場合、応援要請を行う前に局内等における人員の再配置の実施を検討する。
- ② 局内等において人員の再配置を行っても、対応困難と見込まれる場合、各局は都本部（人員調整部門）へ応援を要請する。ただし、業務の専門性が高い場合等、局内等での人員の確保が困難であることが明らかな場合及び協定等において応援要請の手続等があらかじめ定めてある場合等は、この限りでない。
- ③ 都本部（人員調整部門）は、各局からの要請を受けた場合、各局間で応援が可能であるときは応援可能な局に応援要請を行う等の水平調整を検討し、それにより難しい場合は都本部（国・他縣市等広域調整部門）に都外との調整を要請する。都本部（国・他縣市等広域調整部門）は、広域応援協定団体等へ応援要請を実施する。

3 広域応援協定団体等への応援要請

都は、大規模な災害が発生し、都単独では十分な災害応急対策を講じることができない場合には、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第74条等の規定に基づき、広域応援協定団体等に対して応援を要請する。その際は、応急対策職員派遣制度を優先活用し、調整を行う。

(1) 応急対策職員派遣制度（総務省）

「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき、総務省自治行政局及び関係機関（内閣府、総務省消防庁、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会及び地方公共団体）が協力して、全国の地方公共団体の人的資源を最大限活用して被災区市町村を支援することとしており、平成30年から運用している。

- ① 「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき、総務省及び関係団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会）で構成される応援職員確保調整本部にて、被災区市町村ごとに被災地域ブロック内の都道府県又は指定都市を対口支援団体として決定し、対口支援団体等による支援を実施する（第一段階支援）。
- ② 対口支援団体としての支援は、都道府県及び当該都道府県の区域内の区市町村が一体となって行う。
- ③ 対口支援団体等による第一段階支援だけでは対応が困難である場合又は困難であると見込まれる場合、全国の地方公共団体による支援を実施する（第二段階支援）。
- ④ 被災区市町村は、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合に、都を通じて総務省に対し、災害マネジメント総括支援員等で編成される総括支援チームの派遣を要請することができる。

(2) 全国知事会

① 災害、被害情報の報告

都は、都内各地の震度（地震災害の場合）、被害状況、災害対策本部の設置状況等をカバー県（調整役）に報告する。

② カバー県への応援要請

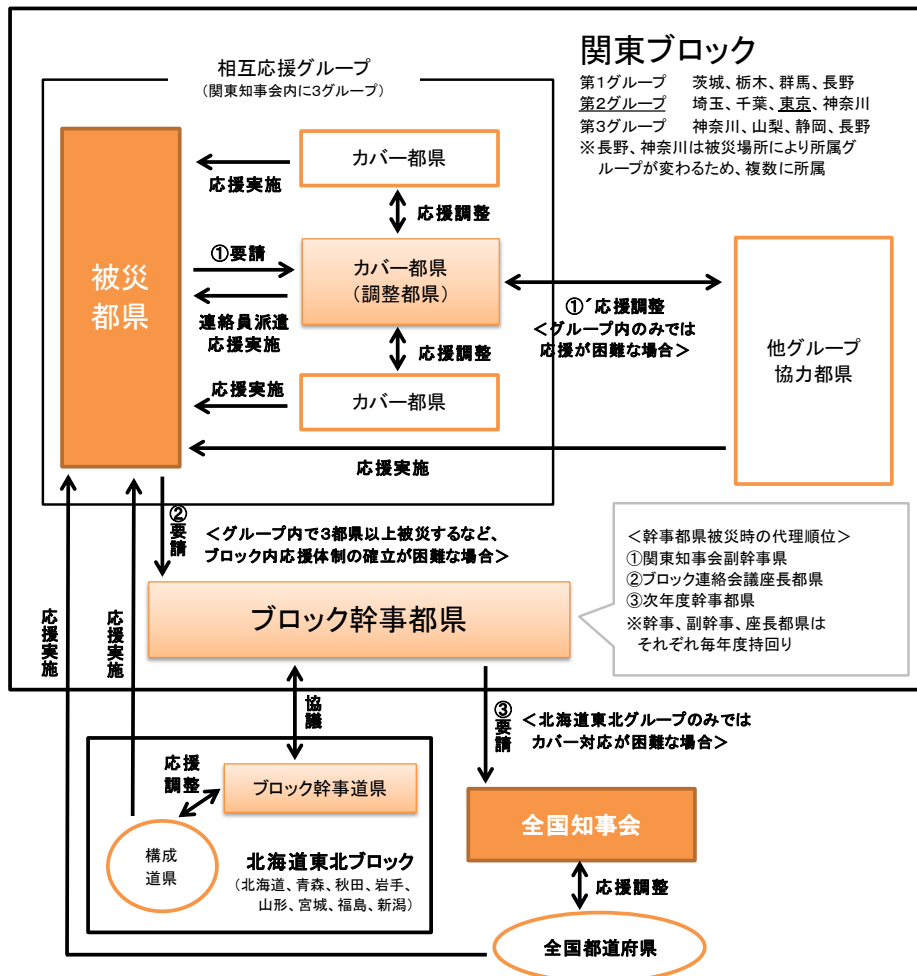
都は、文書又は口頭により、カバー県（調整役・第1順位は埼玉県）に対して応援を要請する。

③ 幹事県への応援要請

首都圏地域において3以上の都県が被災するなど、ブロック内応援体制の確立が困難な場合は、上記①及び②の例によらず、都は関東地方知事会の幹事県に対して災害・被害情報等を報告するとともに、文書又は口頭により応援を要請する。

なお、グループ内に非被災県がある場合は、都が関東地方知事会の幹事県に対して直接要請を行った旨を情報提供する。

<全国知事会の広域応援スキームの概要>



(3) 九都県市（関西広域連合）

都は、九都県市及び関西広域連合の協定並びに「九都県市広域防災プラン」に基づき、応援調整県市へ応援を要請する。

① 災害・被害情報の報告

都は、都内各地の震度（地震災害の場合）、被害状況、災害対策本部の設置状況等を応援調整県市へ報告する。応援調整県市には、被災地の支援ニーズを把握し、応援内容等の調整を図るため、応援調整本部が設置される。

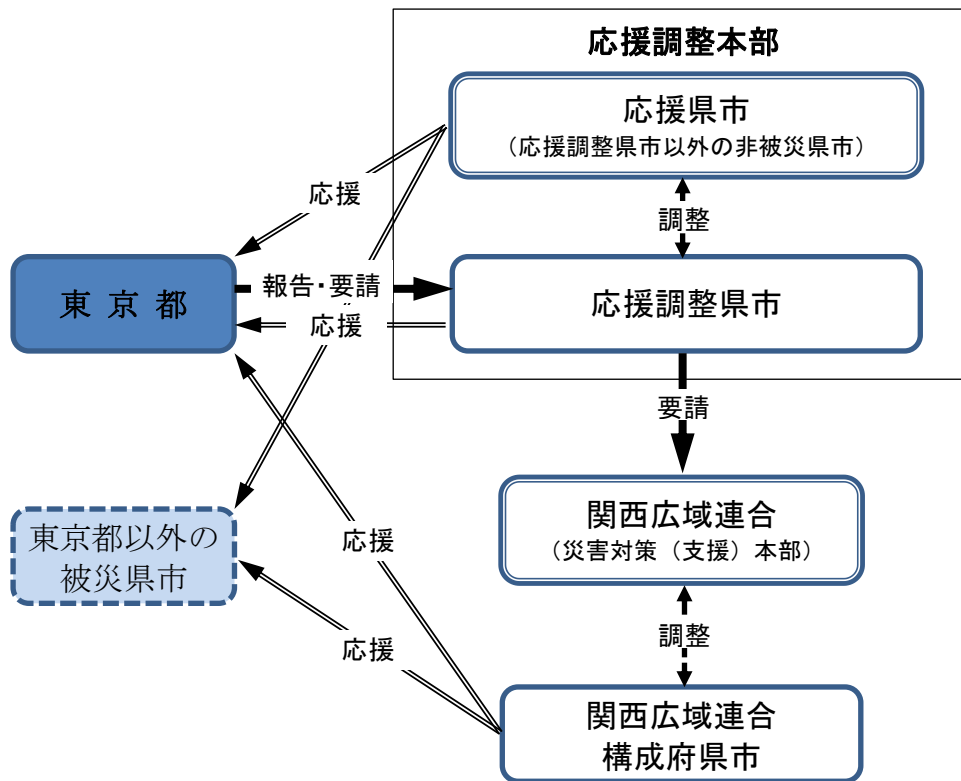
② 応援調整県市への応援要請

都は、文書又は口頭により、協定実施細目に定める応援調整県市（第1順位は埼玉県及びさいたま市）に対して、応援を要請する。

③ 関西広域連合への応援要請

首都圏において2都県地域以上が被災する等、九都県市相互応援では対応しきれないと判断した場合、上記①及び②の例によらず、応援調整本部を都に設置した上で、都は関西広域連合に対し、連絡員の派遣、応援体制、応援内容の調整等についての応援要請を行う。

<九都県市及び関西広域連合からの受援のイメージ>



(4) 21大都市

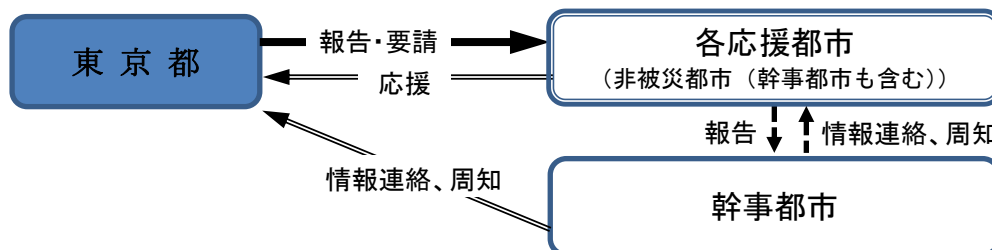
① 災害・被害情報の報告

都は、都内各地の震度（地震災害の場合）、被害状況、災害対策本部の設置状況等について、応援を要請すべき各都市に報告する。

② 応援都市への応援要請

都は、文書又は口頭により、各応援都市に対して応援を要請する。

<21大都市による受援のイメージ>



都は、広域応援協定団体への応援要請を行ってもなお、十分な災害応急対策を講じることができないと判断した場合は、災害対策基本法第74条の3の規定に基づき、他の道府県に対し応援することを求めるよう、国に要請する。

4 広域応援協定団体等との連携・支援

(1) 広域応援協定団体等の情報連絡員の受入れ

都本部（国・他縣市等広域調整部門）は、広域応援協定団体等の情報連絡員が到着するまでの間に、情報連絡員の活動場所や資機材等を確保するとともに、広域応援協定団体等と調整し、都本部への受入れを行う。応援職員の受入れ環境の整備については、本章9を参照

(2) 応援職員確保現地調整会議等の設置・開催

応急対策職員派遣制度による受援応援実施に当たっては、総務省が被災都道府県において「応援職員確保現地調整会議」を設置し、情報収集や関係団体等と調整等を行う。会議の構成団体は、被災都道府県、被災地域ブロック幹事都道府県、総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会等である。

また、応急対策職員派遣制度以外のスキームによる受援応援実施に当たっては、都本部（国・他縣市等広域調整部門）は、都及び広域応援協定団体等の情報連絡員が円滑に人的・物的支援ニーズの把握や連絡調整、災害対応等が行えるよう「受援応援調整会議」を開催し、被害状況、救出救助機関や広域応援協定団体等の活動状況、都及び被災区市町村の対応状況等の情報共有を図る。会議は、都本部（国・他縣市等広域調整部門）及び広域応援協定団体等の情報連絡員に併せて、都本部関係部門等の出席を求め、必要に応じて開催する。

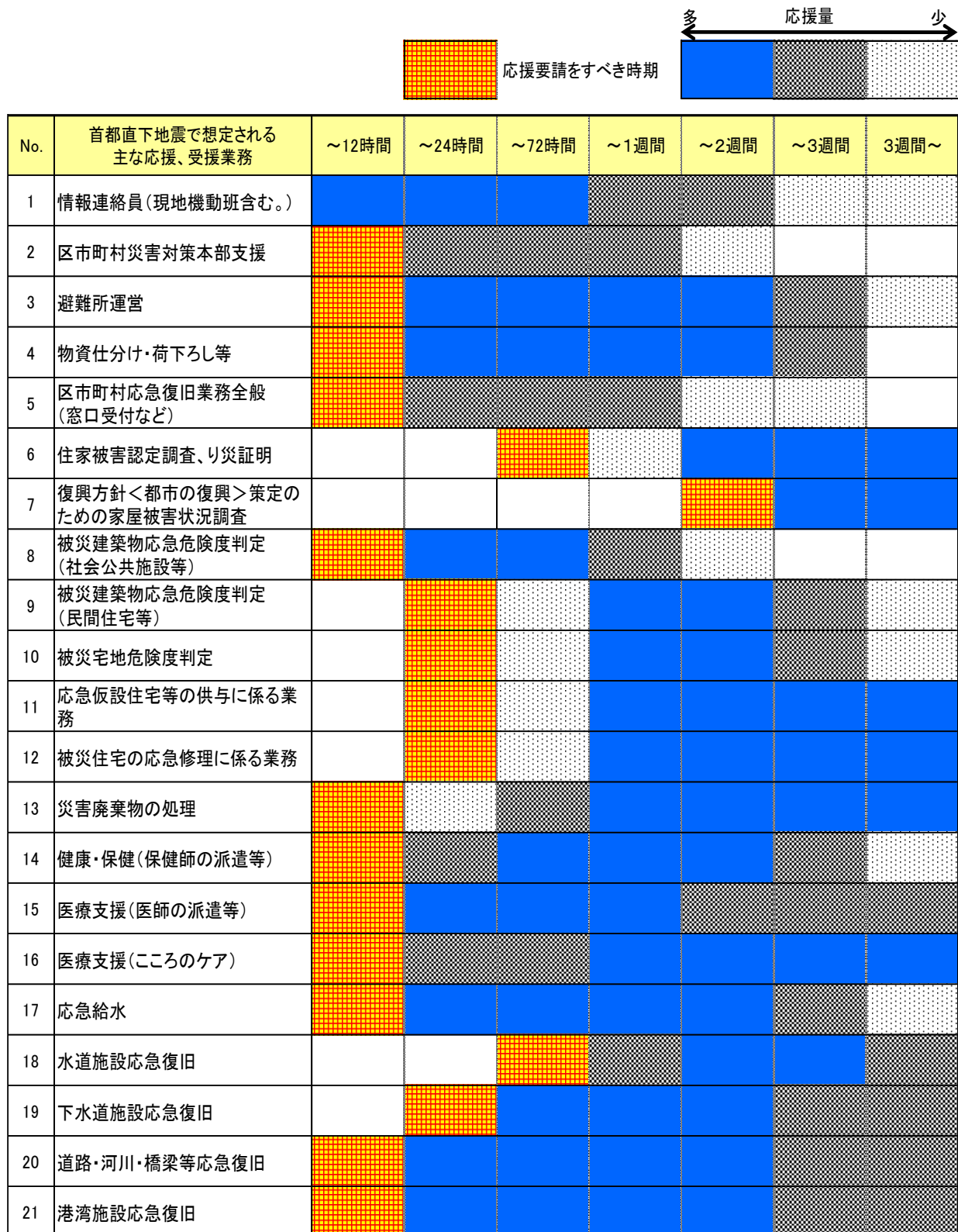
5 大規模災害時に想定される主な受援応援対象業務

(1) 大規模災害時に想定される時系列を踏まえた主な受援応援対象業務

首都直下地震等の大規模災害発生時に想定される主な受援応援対象業務についてタイムラインを踏まえて整理する。

主な受援応援対象業務は、過去の災害における受援応援の実績を基に作成しているため、災害時における全ての受援応援対象業務を示しているものではないことに注意する必要がある。

<大規模災害発生時に想定される主な受援応援対象業務とそのタイムライン>



※ 災害時における受援体制に関するガイドラインにおける受援対象業務のタイムラインを参考にして、関係部署及び関係機関と調整の上作成

(2) 主に都本部と区市町村災害対策本部との間で調整が必要と考えられる業務

前記(1)タイムラインにおける「首都直下地震等の大規模災害発生時に想定される主な受援応援対象業務」のNo. 1～No. 8については、全国知事会や九都県市等広域応援協定団体との応援職員派遣スキームに基づく業務であると考えられるため、都本部（人員調整部門、国・他県市等広域調整部門）を通じ応援職員の要請を行う。業務内容の詳細については、巻末資料等を参照

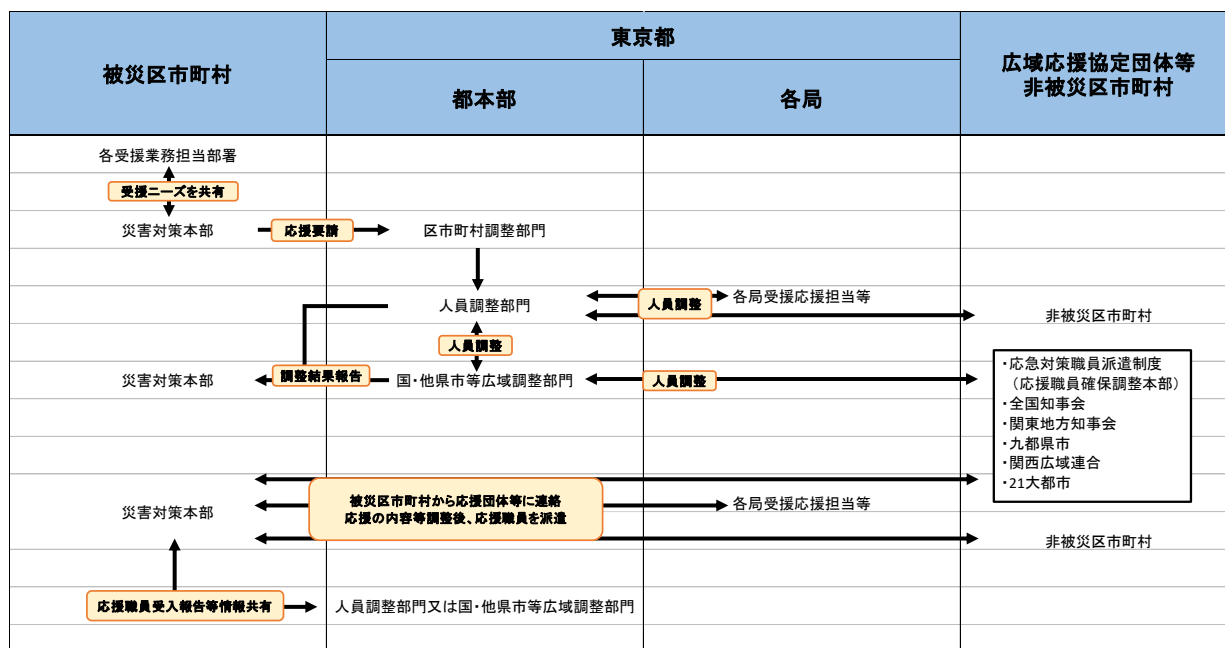
(3) 主に局災害対策本部等と区市町村災害対策本部との間で調整が必要と考えられる業務

前記(1)タイムラインにおける「首都直下地震等の大規模災害発生時に想定される主な受援応援対象業務」のNo. 9～No. 21については、各局の個別の協定等により、応援要請の手続等があらかじめ定めてある場合や専門職種確保の観点から所管の各府省庁が応援職員を調整する業務であると考えられるため、原則として、各局災害対策本部等を通じ応援職員の要請を行う。業務内容の詳細については、巻末資料を参照

6 人的受援応援に係る手続

(1) 都内区市町村からの要請

都内区市町村からの要請に基づく人的受援応援手続は、各局、非被災区市町村及び応急対策職員派遣制度を優先した広域応援協定団体等との調整を並行して進めることを想定し、行うこととする。広域応援協定団体等は、被災区市町村ごとにカウンターパート団体を定め、割り当てられた応援担当道府県市が被災区市町村のニーズを把握して応援を行う。



※主に局災害対策本部等と区市町村災害対策本部との間で調整が必要と考えられる業務（第4章5（3））は除く。

ア 都本部への要請

(ア) 応援要請シートの提出

被災区市町村は、応援要請を行うに当たり、職員の参集状況や災害対応状況等を踏まえ、「応援要請シート」（別冊資料「様式1-1」）により、DISのクロノロジーに入力し、都本部（区市町村調整部門）へ応援を要請する。その際、「応援要請シート」に要請人数、期間、集合場所、業務内容、応援職員に求める要件（職種、資格及び経験）、必要な資機材等を可能な限り明確に記載するよう努める。

なお、被害状況の把握ができず、具体的な要請内容の記載が困難な場合は、速やかに包括的な応援要請を行うこととし、「応援要請シート」を提出するいとまがないときは、電話等により要請し、その後DISにて速やかに提出する。区市町村調整部門は、応援要請のあった区市町村への人的応援を人員調整部門に対し要請する。

(イ) 都庁内・区市町村間での応援人員の調整

人員調整部門は、前記（ア）において要請内容を把握した後、総務局人事部及び行政部を通じて、各局及び都内非被災区市町村と調整し、それぞれの応援職員の人数について、派遣の要否について判断し、割り振りを行う。

総務局人事部は各局人事担当を通じて、総務局行政部は区長会、市長会及び町村会を通じて、各局及び非被災区市町村と連絡調整を行う。

(ウ) 被災区市町村に対する都及び非被災区市町村の応援職員の決定

前記（イ）で割り振られた人数を基に、各局及び非被災区市町村は、被災区市町村に対するそれぞれの応援職員を決定する。

(エ) 広域応援協定団体等への応援要請

人員調整部門は、被災区市町村の応援要請が各局及び非被災区市町村の応援職員だけでは対応が困難と見込まれる場合は、国・他縣市等広域調整部門に都外からの応援を要請する。国・他縣市等広域調整部門は、広域応援協定団体等に対し、被災区市町村へのカウンターパート団体を決定するための調整を実施する。調整の際には応急対策職員派遣制度を優先する。

(オ) 都本部による被災区市町村への応援要請結果の報告

都本部（人員調整部門又は国・他縣市等広域調整部門）は、被災区市町村への応援職員の派遣人数等を決定した場合、被災区市町村から提出された「応援要請シート」に応援団体等の名称、担当者連絡先、到着日時等必要事項を記入し、DISにて派遣要請結果を報告する。その際に、「応援職員等名簿」（別冊資料「様式2」）及び「受援状況報告書」（別冊資料「様式3-1」）の報告時期を被災区市町村へ通知する。

(カ) カウンターパート団体等決定後から被災区市町村の受入れまでの調整

被災区市町村の受援担当部署は、都本部から提供された連絡先を使用し、カウンターパート団体等と応援内容の詳細、被災区市町村の状況、応援に必要な物品、集合場所等の調整を行い、DISへの入力等で都本部と情報共有する。

(キ) 被災区市町村による応援職員の活動場所への派遣

被災区市町村の受援担当部署は、集合場所に到着した応援職員に対して被災状況、業務内容、担当区域等に係るガイダンス等を行い、各活動場所へ派遣する。

イ 区市町村から都本部への報告及び追加要請

(ア) 被災区市町村による都本部への応援職員受入れの報告等

応援職員を受け入れた被災区市町村の受援担当部署は、受援状況について、「応援職員等名簿」及び「受援状況報告書」を都本部（人員調整部門又は国・他縣市等広域調整部門）が指定するメールアドレスへ提出する。

「応援職員等名簿」は、応援職員を受け入れる都度作成するとともに、「受援状況報告書」を更新し、都本部の指定した報告時期に合わせて活動状況を

報告する。

(イ) 応援職員が円滑に活動するための態勢整備

応援職員は、複数の自治体から派遣され、別個に活動することも想定されるため、各業務の運営に関しては、原則、被災区市町村が応援職員と毎朝ミーティングを行い、当日の行動計画を伝達するとともに、業務終了後などに業務の進捗状況、課題及び被災状況等を共有し、翌日の行動計画を作成する。

(ウ) 被災区市町村による調整会議の実施

被災区市町村は、当該区市町村の受援担当者と都の情報連絡員等で定期的な調整会議を開催するなど、進捗状況の把握及び今後の応援職員の見通しについて情報共有を行う。

(エ) 都本部による広域応援協定団体への追加応援要請

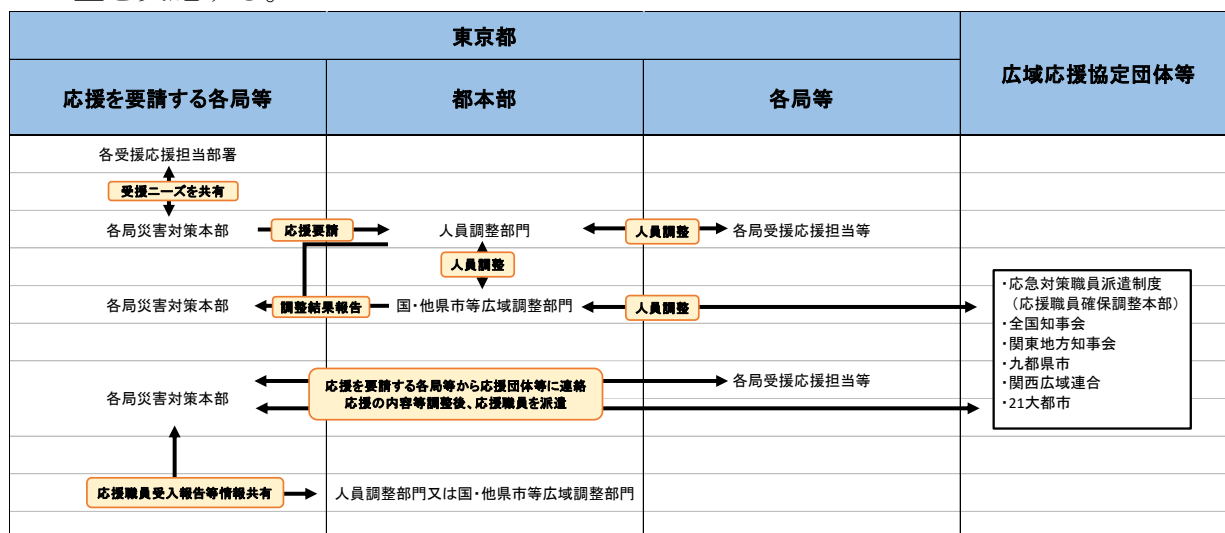
被災区市町村からの追加の人的応援要請等により、都本部が当初決定された応援団体等だけでは、被災区市町村への人的支援を十分に行えないと判断した場合、都本部が応援団体等と調整し、不足する応援職員の追加応援要請を行う。要請内容等は、都本部が当初被災区市町村から応援要請を受けたDISのクロノロジーの項目に追加入力する。

ウ 専門職種の場合における留意点

各局と区市町村が専門職種の応援について、独自に協定等を締結している場合、各局と区市町村が直接調整することが可能であるが、調整状況をDISにて共有する。

(2) 都庁各局からの要請

各局は、職員参集率や職員の災害対応の状況、被災区市町村への応援職員の派遣等により、災害対応業務の人員が不足することが明らかな場合は、都本部（人員調整部門）に応援要請を行う。人員調整部門は、庁内の人的支援ニーズに迅速に応えるため、各局間で応援が可能な場合は、応援可能な局に応援要請を行う等の水平調整を実施する。



ア 都本部への応援要請

(ア) 応援要請シートの提出

各局において、職員の参集状況や災害対応状況等を踏まえ、応援職員の受入れが必要と認める場合には、DISのクロノロジーへの入力及び「応援要請シート」（別冊資料「様式1-2」）の添付により人員調整部門へ要請する。その際、要請人数、期間、集合場所、業務内容、応援職員に求める要件（職種、資格及び経験）、必要な資機材等を可能な限り明確に記載するよう努める。

なお、各局が締結する個別協定等により受援応援が完結する業務については、支援要請の実施を含め、各局受援応援担当等で対応することとし、調整状況をDISで情報共有する。

(イ) 都本部による応援人員の調整

人員調整部門は、前記（ア）において要請内容及び各局の人員状況を把握した後、各局と調整し、応援職員の数について、割り振りを行う。

(ウ) 要請局に対する都の応援職員の決定

前記（イ）で割り振られた人数を基に、各局は要請局に対する応援職員を決定する。

(エ) 都本部による広域応援協定団体等への応援要請

人員調整部門は、各局の応援要請が庁内の応援職員だけでは対応が困難と見込まれる場合は、国・他縣市等広域調整部門に都外からの応援を要請する。国・他縣市等広域調整部門は、広域応援協定団体等に対し、カウンター

パート団体を決定するための調整を実施する。応急対策職員派遣制度を優先して調整することとし、具体的な調整方法については、本章3を参照

(オ) 都本部による要請局への応援要請結果の報告

都本部（人員調整部門又は国・他縣市等広域調整部門）は、要請局への応援職員の派遣人数等を決定した場合、要請局から提出された「応援要請シート」に応援団体等の名称、担当者連絡先、到着日時等、必要事項を記入し、DISにて派遣要請結果を報告する。その際に、「応援職員等名簿」（別冊資料「様式2」）及び「受援状況報告書」（別冊資料「様式3-2」）の報告時期を決定し、要請局へ通知する。

(カ) カウンターパート団体等決定後から要請局の受入れまでの調整

要請局の受援担当部署は、都本部から提供された連絡先を使用し、カウンターパート団体等と応援内容の詳細、要請局の状況、応援に必要な物品、集合場所等の調整を行い、DISへの入力等で都本部（人員調整部門又は国・他縣市等広域調整部門）と情報共有する。

(キ) 要請局による応援職員の活動場所への派遣

要請局の受援担当部署は、集合場所に到着した応援職員に対して被災状況、業務内容、担当区域等に係るガイダンス等を行い、各活動場所へ派遣する。

イ 都本部への報告及び追加要請

(ア) 要請局による都本部への応援職員受入れの報告等

応援職員を受け入れた要請局の受援担当部署は、受援状況について、「応援職員等名簿」及び「受援状況報告書」を都本部（人員調整部門又は国・他縣市等広域調整部門）が指定するメールアドレスへ提出する。

「応援職員等名簿」は応援職員を受け入れる都度作成するとともに、「受援状況報告書」を更新し、都本部の指定した報告時期に合わせて活動状況を報告する。

(イ) 応援職員が円滑に活動するための態勢整備

応援職員は複数の自治体から派遣され、別個に活動することも想定されるため、各業務の運営に関しては、原則、要請局の受援担当部署が応援職員と毎朝ミーティングを行い、当日の行動計画を伝達するとともに、業務終了後などに業務の進捗状況、課題及び被災状況等を共有し、翌日の行動計画を作成する。

(ウ) 要請局による調整会議の実施

要請局は、受援担当者とカウンターパート団体等からの情報連絡員等で定期的な調整会議を開催するなど、進捗状況の把握及び今後の応援職員の見通しについて情報共有を行う。

(エ) 都本部による広域応援協定団体等への追加応援要請

要請局からの追加の人的応援要請等により、都本部が当初決定されたカ

ウンターパート団体等だけでは、要請局への人的支援を十分に行えないと判断した場合、都本部（人員調整部門又は国・他縣市等広域調整部門）が応援団体等と調整し、不足する応援職員の追加応援要請を行う。要請内容等は、都本部（人員調整部門又は国・他縣市等広域調整部門）が当初要請局から応援要請を受けた DIS のクロノロジーの項目に追加入力する。

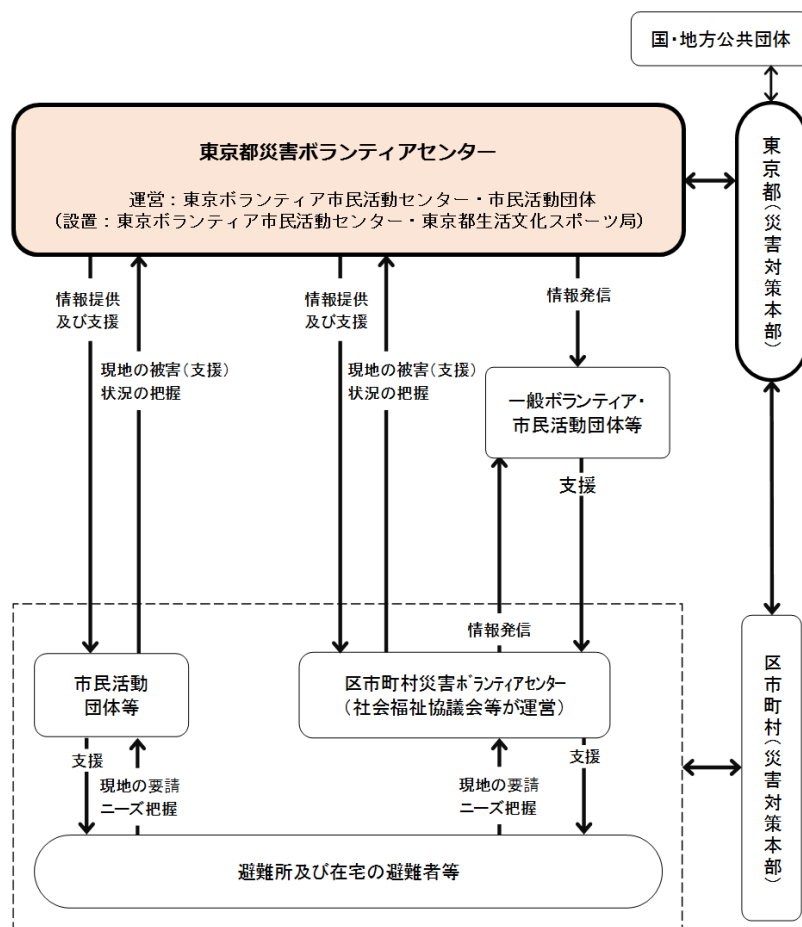
7 ボランティアとの連携・支援

都及び東京ボランティア市民活動センターは、災害時に協働して東京都災害ボランティアセンターを設置し、区市町村等と連携して、一般ボランティアが被災自治体のニーズに即した円滑な活動ができるよう支援を行う。

生活文化スポーツ局は、東京都災害ボランティアセンターの設置において、女性や子供のほか、高齢者、障害者、外国人など要配慮者等の視点も踏まえながら、区市町村災害ボランティアセンターや市民活動団体等を支援する。また、都内外の被災状況の情報収集や国、道府県、区市町村等との連絡調整、ボランティアの受入れ状況等の情報提供、区市町村災害ボランティアセンター・市民活動団体等との連携体制の構築等を行う。

東京ボランティア市民活動センターは、東京都災害ボランティアセンターの設置及び市民活動団体と協働で運営を担い、区市町村災害ボランティアセンターや市民活動団体等を支援する。また、災害ボランティアコーディネーター派遣や被災区市町村のボランティアニーズ等の収集及びボランティアの受入れ状況の情報提供等を行う。

都本部と生活文化スポーツ局とは、災害ボランティアセンターの開設状況や支援状況等を情報共有する。



8 海外からの人的支援の受入れ

海外からの人的支援の受入れは、政府の緊急災害対策本部及び現地対策本部が調整窓口となっていくとされており、人的支援の申し出があったときは、緊急災害対策本部から被災都道府県に対して当該支援ニーズの有無が確認されることとなる。

緊急災害対策本部からの連絡窓口は、都本部（国・他縣市等広域調整部門）となるが、在京大使館等からの連絡窓口は政策企画局外務部を基本とする。

海外からの人的支援としては、捜索・救助などの救助隊や医療スタッフの受入れなどが想定され、受入れに当たっては、国が水・食料等を含む装備品、移動手段、宿泊先、通訳等を支援申出国及び当該国の駐日大使館にて確保するよう要請し、確認することとされている。

海外からの捜索・救助チームや医療チームに係る調整は、次のとおりとする。

- ・ 捜索・救助チームの活動地域等の調整：都本部（救出救助統括室）
- ・ 医療チームの活動地域等の調整：都本部（各局調整部門（部門本部））
- ・ 被災区市町村との調整：都本部（区市町村調整部門）

なお、海外からの捜索・救助チームや医療チームは、被災地の地理、地形、事情等に明るくないことに留意し、現地での調整を行う必要がある。

9 応援職員の受入れ環境の整備

応援職員受入れに際し、受入れ側は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。その際には、応援職員等が業務を行う上で必要な文具、電話、インターネット環境などをできる限り整えておくことが望ましい。

また、女性の応援職員が円滑に活動するための環境の整備について、必要な取組を行う。特に女性専用の更衣室の確保や就寝場所の間仕切りを行う等が考えられる。応援職員を避難所等に派遣する場合に、可能な限り女性職員を含めるようにし、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮して環境の整備を行う。

10 費用負担

都内で災害が発生し、都が締結する相互応援協定に基づき、被災自治体（都又は都内区市町村）が全国の自治体等からの応援を受け入れる際の費用負担については、次の関係法令を踏まえて対応する。ただし、法令に別に定めのある場合又は区市町村が個別に締結する相互応援協定に基づき、当該区市町村が応援を受け入れる場合は、当該法令又は協定の規定に従うものとする。

- ① 応援に要する費用は、原則として応援を受けた被災自治体が負担する（災害対策基

本法第 92 条)。

- ② 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する費用は、応援をする自治体の負担とする（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号））。
- ③ 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災自治体が、被災自治体への往復の途中において生じたものについては応援をする自治体が賠償責任を負う（国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条等）。
- ④ 災害救助法の規定による救助に要する費用は、都がこれを支弁する（災害救助法第 18 条）。

第5章 物的受援応援

発災直後は、市場流通機能が麻痺し、必要な物資の購入ができない可能性が高いことから、都では、食料・水・生活必需品について発災後3日間以上の家庭内備蓄を推進している。一方で、家屋の倒壊等により、避難所への避難を余儀なくされる被災者もいることから、都・区市町村が連携して、避難所生活者を対象に3日分の食料・生活必需品を備蓄している。

避難所生活者に対する支援として、発災後3日間は、都・区市町村の備蓄で対応する。都は、都・区市町村の備蓄物資が不足する場合や発災後4日目以降について、国、他道府県等（広域応援協定団体等）、協定事業者に対し物資の支援要請を行う。その際、国等からの支援物資については、原則都が受入れを行い、区市町村へ輸送する。

なお、発災当初は、被災区市町村において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給の能力が低下すること等から、都は、必要に応じて被災区市町村からの具体的な要請を待たずに食料・生活必需品等の必要不可欠と見込まれる物資の輸送を検討する（都から区市町村に向けたプッシュ型支援）。

また、国においても、都及び区市町村の備蓄物資が発災後数日で枯渇することを踏まえ、都の具体的な要請を待たずに、発災後4日目から7日目までに必要不可欠と見込まれる物資を輸送する（国から都に向けたプッシュ型支援）。

都は、区市町村を通じてできる限り早期に具体的な物資の必要量を把握し、国や協定事業者に対し、要請する仕組みに切り替えるものとする（プル型支援）。

道路閉塞等により陸上輸送が困難な場合、又は一度に大量の物資を輸送する場合には、水上輸送、海上輸送、航空輸送ルートを検討する。

<プッシュ型支援とプル型支援物資供給>

| | プッシュ型 | プル型 |
|------|--|---|
| 定義 | 支援物資の <u>ニーズ情報が十分に得られない被災地</u> へ、ニーズ予測に基づき緊急に物資を供給する場合の輸送方法 | 支援物資の <u>ニーズ情報が十分に得られる被災地</u> へ、ニーズに応じて物資を供給する通常の物資支援の場合の輸送方法 |
| 業務概要 | 被災直後など、被災地から物資要請やニーズ情報が到着しない状況でも、概ねの被害状況などを踏まえて、現地で要望が発生していると予想される支援物資を緊急に送り込む。被災者数や引き渡し場所などの可能な限りの入手情報などに基づき、支援物資を確保し、供給する。 | 被災地からの物資要請やニーズ情報に基づいて、物資の内容、引き渡し場所などを誤りなく把握した上で、それに基づいて支援物資を確保し、供給する。 |

「支援物資供給の手引き（平成25年9月）」国土交通省 国土交通政策研究所から抜粋して引用

1 都及び関係機関等の対応

(1) 都

都は発災時には、物資の調達、保管、搬送など物資対策全般を一体的に運用するため、都本部の下に各局調整部門（物資・輸送調整チーム）を設置する。物資・輸送調整チームは、都庁各局や関係団体、事業者等で構成する。

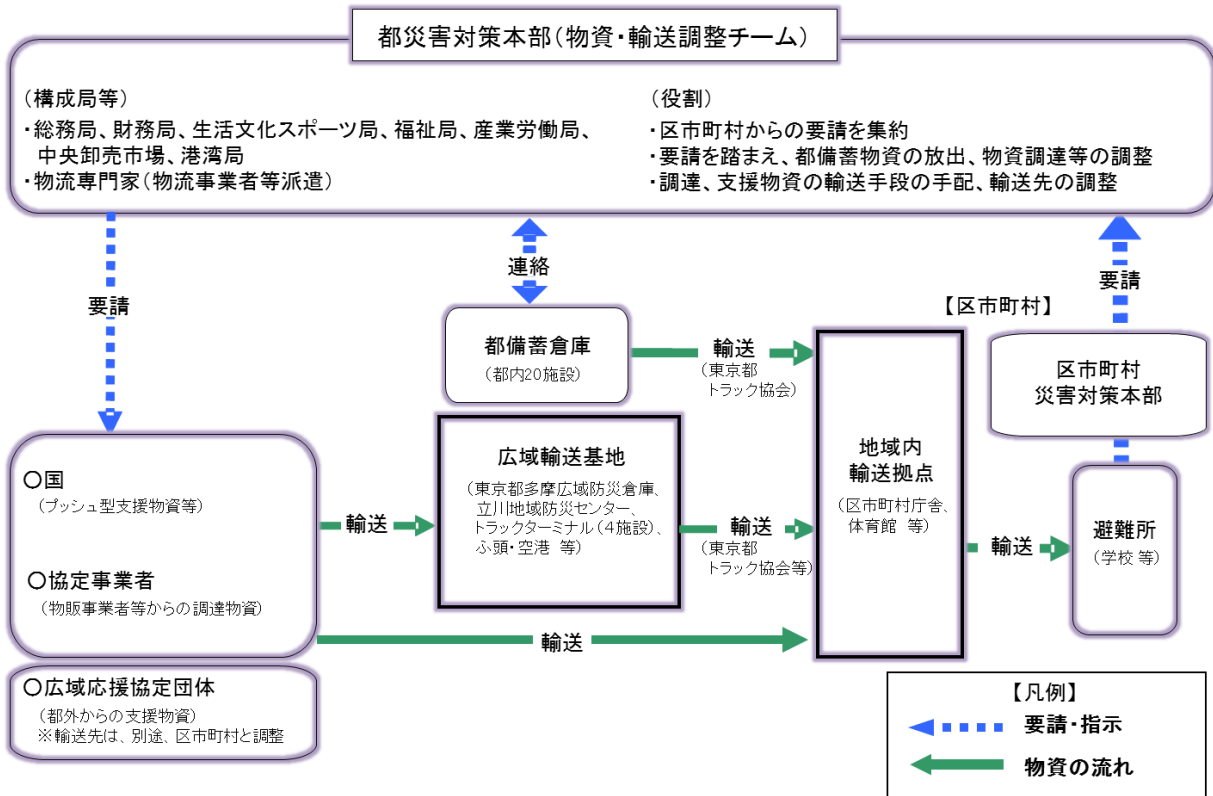
都は、発災後、都備蓄倉庫から区市町村が設置する地域内輸送拠点へ都備蓄物資を供給する。また、国や道府県等の支援物資を受け入れる広域輸送基地（東京都多摩広域防災倉庫、東京都立川地域防災センター、トラックターミナル、埠頭、空港等）の開設を行う。

物資・輸送調整チームにおける構成局等・主な役割は、次のとおりである。

【構成局等と主な役割】

- 総務局 : 国（緊急災害対策本部・現地対策本部）との連絡調整、物資等の輸送に関する調整、物販事業者（小売事業者等）への物資調達の要請
- 財務局 : 物資等の輸送に必要な車両の調達、緊急通行車両確認標章の発行
- 生活文化スポーツ局 : 東京都生活協同組合連合会から応急生活物資の調達
- 福祉局 : 救助物資の備蓄、輸送及び配分、関係局等への調達の依頼
- 産業労働局 : 米穀、副食品及び調味料の確保及び調達
- 中央卸売市場 : 生鮮食料品の調達
- 港湾局 : 船舶、ヘリコプター等の調達・配分
- 物流専門家 : 緊急支援物資の保管及び荷役など物流に関する専門的な支援

<災害時における物資等の基本的な流れ>



(2) 国

国は、発災後4日目から7日目までに必要となる支援物資が避難所へ確実に届くよう、遅くとも発災後3日目までに広域輸送基地(東京都多摩広域防災倉庫等)にプッシュ型支援を開始する。プッシュ型支援終了後は、都の要請に基づき、プル型支援に移行する。

(3) 区市町村

区市町村は、発災後、区市町村備蓄倉庫の備蓄物資を避難所へ輸送し、食料等の配分を行う。都が区市町村備蓄倉庫に配置している都寄託物資については、事前に都の承認を得て、区市町村が輸送し、被災者に給与する。ただし、発災直後等緊急を要すると区市町村が判断した場合は、区市町村による被災者への給与を優先して実施し、事後に都へ報告するものとする。

また、都備蓄物資、国等の支援物資の受入れを行うため、地域内輸送拠点の開設を行う。

(4) 協定事業者

物資輸送に関する協定事業者は、都備蓄倉庫や広域輸送基地から、地域内輸送拠点に輸送する。

また、物資調達に関する協定事業者は、都の求めに応じ速やかに物資を調達し、広域輸送基地及び地域内輸送拠点に輸送する。

(5) 広域応援協定団体

広域応援協定団体は、都の要請に基づき、被災区市町村の支援を行う。広域応援協定団体は、被災区市町村と調整し、地域内輸送拠点や避難所等に支援物資を輸送する。

※広域応援協定団体への応援要請については、第4章3(2)～(4)を参照

<都・関係機関等の物資の種別と支援時期の目安>

| 物資種別 | 発災～3日間 | 発災4～7日目 | 発災1週間以降～ |
|--------------------|--------|----------------|--------------|
| 都・区市町村 (備蓄物資) | → | | |
| 国 (支援物資) | | (プッシュ型支援) → | (プル型支援) → |
| 協定事業者 (調達物資) | ■ | ■ ■ ■ ■ ■ | → |
| 広域応援協定団体 (支援物資) | → | | |

2 物資調整の流れ

(1) 発災直後からおおむね3日間の活動

この期間は、都・区市町村の備蓄物資を避難所に供給する。また、4日目以降の物資を確保するため、国によるプッシュ型支援物資や協定事業者からの調達物資の調整及び受入れを開始する。

① 物資輸送拠点等の開設・運営

ア 都

都備蓄倉庫及び広域輸送基地の施設・接道の被害状況等を確認し、使用可能な場合は、荷役作業・輸送に関する体制を整備する。また、被災により、広域輸送基地の使用が困難な場合は、代替施設として民間物流施設等の活用を検討する。

イ 区市町村

区市町村備蓄倉庫や、都備蓄物資等の受入拠点である地域内輸送拠点の施設・接道の被害状況等を確認し、使用可能な場合は、荷役作業・輸送に関する体制を整備する。また、地域内輸送拠点の開設状況や被害状況等について、都に報告する。

② 都備蓄物資の配分・輸送

ア 区市町村の必要とする物資の把握

都は、区市町村からの物資の支援要請を取りまとめ、必要な物資の品目・数量を把握する。

なお、区市町村の被災状況などを勘案して必要な物資の品目・数量の把握が困難と判断した場合には、都備蓄物資について、プッシュ型支援を検討する。

イ 都備蓄物資の配分計画の策定

都は、都・区市町村備蓄物資の数量、輸送手段の確保状況等を踏まえ、都備蓄物資の配分計画を策定する。

【都備蓄の品目】

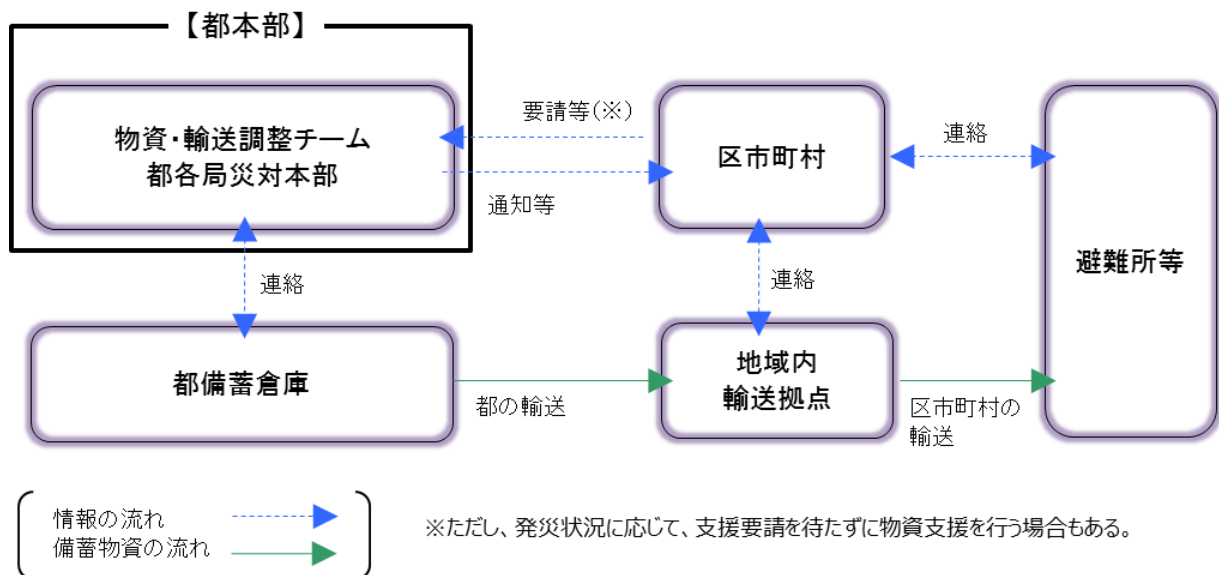
食料（アルファ化米、クラッカー、ショートブレッド、即席めん等）、調整粉乳、毛布、敷物、生理用品、乳児用おむつ、大人用おむつ等

※水の確保は、災害時給水ステーションにて対応

ウ 物資の輸送

都は、区市町村に対し、地域内輸送拠点の受入体制を確認した上で、前記イの物資を区市町村に輸送する。なお、都は、物資を輸送するに当たり、輸送の内容等（輸送品目・数量・地域内輸送拠点への到着時間等）について、区市町村に情報提供する。

<都備蓄物資の流れ>



③ 国の支援物資（プッシュ型支援）への対応

都は、被災状況等を踏まえ、国に対し、プッシュ型支援の要請を行う。国は、対象7品目（食料、育児用調整粉乳、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー及び生理用品）について必要量を都と調整す

る。

なお、首都直下地震発生時、国は「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画（令和5年5月23日改定）」（以下「具体計画」という。）に定める供給計画に基づき、プッシュ型支援を実施する（発災後の被害状況により、必要な場合には、都と調整の上、必要量を修正する。）。具体計画に定める品目・数量は、次のとおり。

<具体計画におけるプッシュ型支援の品目及び数量>

| 食料 | 育児用調整粉乳 | 乳児・小児用おむつ | 大人用おむつ | 携帯トイレ 簡易トイレ | トイレット ペーパー | 生理用品 |
|-------------|----------|------------|----------|----------------|---------------|------------|
| 28,441,600食 | 10,454kg | 1,748,688枚 | 379,222枚 | 15,939,328回 | 1,706,498巻 | 2,687,804枚 |

ア 国の支援物資（プッシュ型支援）の受入れ

都は、国により調達・輸送される支援物資について、必要量を国と調整し、受入れ可能な広域輸送基地にて受入れを行う。

イ 区市町村の必要とする物資の把握

都は、区市町村からの物資の支援要請を取りまとめ、備蓄等で対応できない物資の品目・数量を把握する。

ウ 国の支援物資の配分計画の策定

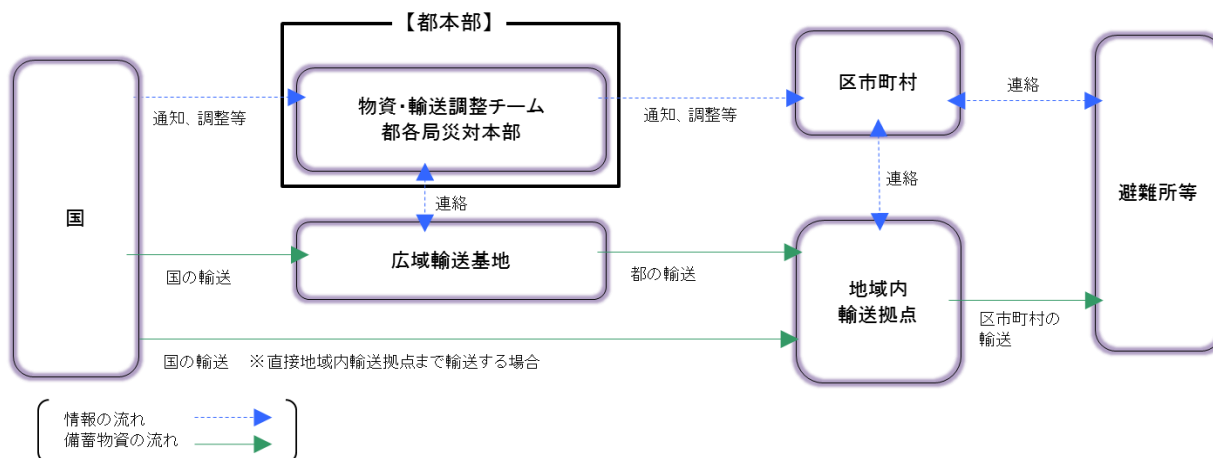
都は、都・区市町村備蓄物資の数量、輸送手段の確保状況等を踏まえ、国の支援物資について、配分計画を策定する。

エ 国の支援物資の輸送

都は、区市町村の地域内輸送拠点の受入体制を確認した上で、前記ウの物資を区市町村に輸送する。

なお、物資を輸送する際には、輸送の内容等（輸送品目・数量、地域内輸送拠点への到着時間等）について、区市町村に情報提供する。

<国によるプッシュ型支援による物資の流れ>



④ 協定事業者からの調達物資

物資調達に関する協定事業者は、都の求めに応じ被害状況等の報告を行い、都の要請に基づき、物資調達の調整を行う。

(2) 発災後おおむね4日目から7日目までの活動

この期間は、国のプッシュ型支援による物資の受入れ、区市町村への配分・輸送が本格化する。また、プル型支援への切替えに向けて、区市町村の支援要請を集約する時期でもある。国のプッシュ型支援による物資の供給を優先しつつ、区市町村から、これら以外の物資品目について物資調達の要請がきた場合は、可能な限り対応する。

① 国の支援物資（プッシュ型支援）への対応

手順は、前記（1）③と同じ。

② 区市町村からの要請に基づく都による物資調達（プル型支援）

ア 区市町村の必要とする物資の把握

都は、区市町村からの物資調達の要請を取りまとめ、必要な物資の品目・量を把握する。

イ 協定事業者への要請

都は、集約した情報を踏まえ、協定事業者へ物資調達の要請を行う。

また、要請は、要請元、要請品目・数量、輸送先その他必要な事項を明示して行う。

ウ 調達物資の配分計画の策定

都は、協定事業者等からの調達状況を踏まえ、調達物資の配分計画を策定する。

エ 調達物資の輸送

都は、区市町村等への物資の輸送を行う際には、輸送の内容等（輸送品目・数量、地域内輸送拠点への到着時間等）について、区市町村に情報提供を行う。

(ア) 協定事業者による物資輸送

前記イにおいて要請した調達物資は、広域輸送基地又は地域内輸送拠点の開設状況、受入体制を確認した上で、各拠点までの輸送を依頼する。

(イ) 都による輸送

都は、原則として、広域輸送基地に輸送された物資を受け入れ、地域内輸送拠点までの輸送を行う。

(ウ) 区市町村による輸送

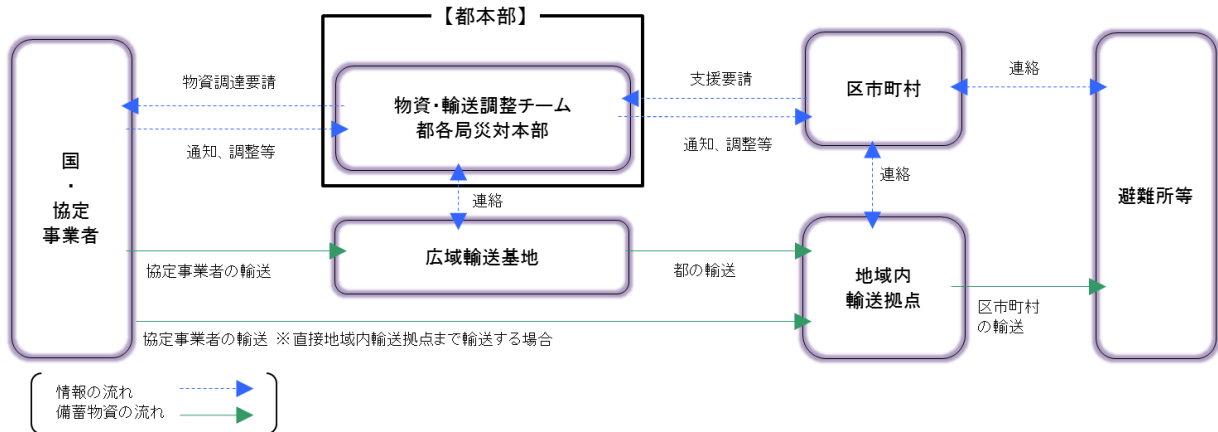
区市町村は、地域内輸送拠点に輸送された物資を受け入れ、避難所までの輸送を行う。

③ 都からの要請に基づく国による物資調達（プル型支援）

協定事業者からの物資調達や国のプッシュ型支援による物資を勘案しても、さらに供給すべき物資が不足する場合には、国へ物資調達の要請を行う。

なお、手順は、前記（２）②と同じ。

<プル型支援による調達物資の流れ>



(3) 発災からおおむね1週間以降の活動

この期間は、国によるプッシュ型支援が終了し、プル型支援を本格的に実施する時期となる。物資についても、多種多様な品目が必要となる。

① 区市町村からの要請に基づく都による物資調達（プル型支援）

手順は、前記（２）②と同じ。

② 都からの要請に基づく国による物資調達（プル型支援）

手順は、前記（２）②と同じ。

3 広域応援協定団体との連携・支援

(1) 広域応援協定団体からの支援物資

首都直下地震等の大規模災害が発生した場合、都は、広域応援協定団体への応援を要請し、各被災区市町村には、カウンターパート団体が設定される。

食料・生活必需品等は、都・区市町村の備蓄物資や国・協定事業者等からの調達物資により対応することを想定しているが、十分な物資・輸送手段の確保ができない場合がある。また、調達可能な場合でも、各物流拠点を經由することにより、避難所到着までに時間を要するおそれがある。広域応援協定団体からの支援物資については、物資・輸送手段の確保状況や支援物資の緊急性等を考慮した上で要請する。

なお、発災直後のカウンターパート団体決定前は、都が広域応援協定団体に包括的に物資調達の応援を要請する。被災区市町村にカウンターパート団体が設定さ

れた後は、被災区市町村がカウンターパート団体に直接要請し、支援が必要な物資の品目、数量、輸送先等を調整する。

(2) 広域応援協定団体の情報連絡員の受入れ

都本部（国・他縣市等広域調整部門）は、広域応援協定団体の情報連絡員が到着するまでの間に、情報連絡員の活動場所や資機材等を確保するとともに、広域応援協定団体等と調整し、都本部等への受入れを行う。応援職員の受入れ環境の整備については、第4章9を参照

(3) 受援応援調整会議の設置・開催

都本部（国・他縣市等広域調整部門）は、都及び広域応援協定団体の情報連絡員が円滑に人的・物的支援ニーズの把握や連絡調整、災害対応等が行えるよう「受援応援調整会議」を開催し、被害状況、救出救助機関や広域応援協定団体等の活動状況、都及び被災区市町村の対応状況等の情報共有を図る。会議は、都本部（国・他縣市等広域調整部門）及び広域応援協定団体の情報連絡員に併せて、都本部関係部門等の出席を求め、必要に応じて開催する。

4 企業等・個人からの義援物資

発災直後は、相当の混乱が予想されるため、受入体制が整備されるまでの期間は、義援物資の受入れは行わないものとする。体制が整備された後は、被災区市町村の物資のニーズを踏まえ、受入れを検討する。

受入れを行う場合は、原則として、都が指定する場所までの輸送手段を提供側で確保することを条件とする。また、需要がない物資や個人等からの小口・混載の物資については、原則として受け入れないものとする。

なお、小口・品目が混載した義援物資の送付については控えるよう、企業等・個人に対し適切に広報を行う。

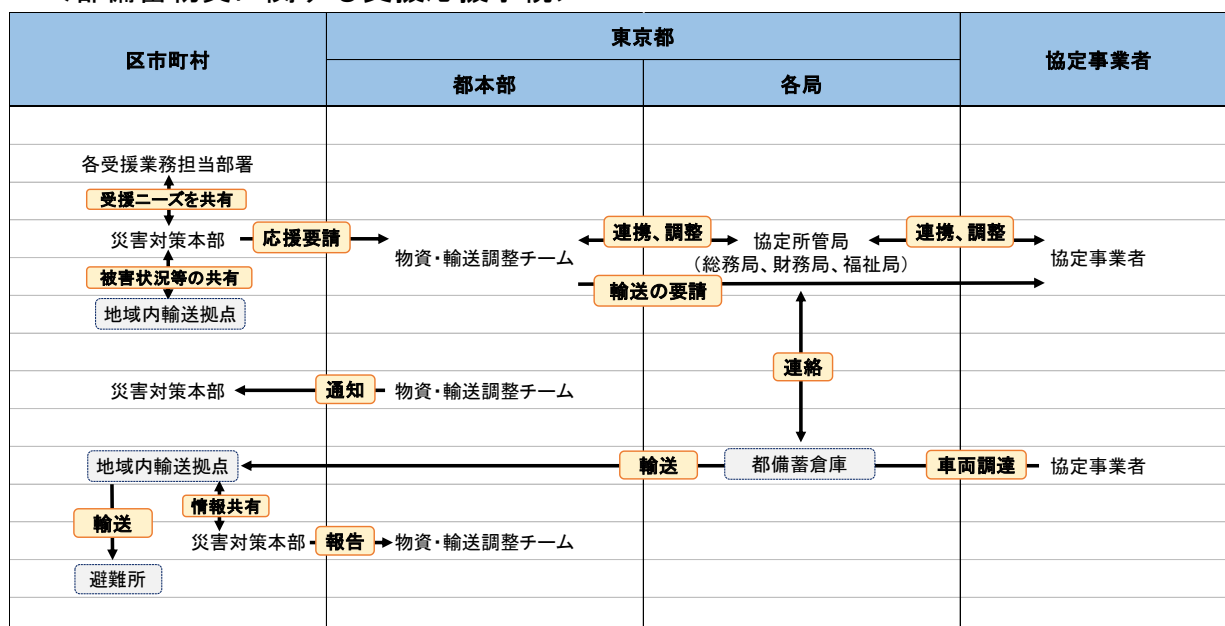
中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告（平成24年7月31日）

「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされている。

5 物的受援応援に係る手続

(1) 都備蓄物資に対する支援要請

<都備蓄物資に関する受援応援手続>



<応援要請手順>

① 都本部への物資応援要請

被災区市町村は、応援要請を行うに当たり、被災状況、避難所開設状況、備蓄数量等を踏まえ、都本部（物資・輸送調整チーム）へ物資調達・輸送調整等支援システム（以下「物資システム」という。）を使用して応援を要請する。

物資調達・輸送調整等支援システムとは

国と地方公共団体の間で、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化することで、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現するためのシステム

都道府県及び区市町村の物資拠点や避難所の物資情報（ニーズ、調達・輸送状況等）を国・都道府県・区市町村で共有できるように内閣府が開発し、令和2年度から運用開始

また、被災区市町村は、被災状況の把握ができず、具体的な要請が困難な場合には、速やかに包括的な応援要請を行う。

なお、都は、区市町村の被災状況などを勘案して必要な物資の品目・数量の把握が困難と判断した場合には、都備蓄物資について、プッシュ型支援を検討する。

② 都庁内・協定事業者との輸送手段等の調整

都本部（物資・輸送調整チーム）は、協定所管局（総務局、財務局及び福祉局）を通じて協定事業者に輸送手段等の確保を要請する。また、協定事業者からは確

保が可能な輸送手段等の連絡を受ける。

③ 都備蓄物資の配分計画の策定

都本部（物資・輸送調整チーム）は、前記①、②及び都の全体備蓄量等を踏まえ、都備蓄物資の配分について、割り振りを行う。

④ 地域内輸送拠点における物資の受入れ準備

被災区市町村は、地域内輸送拠点の被害状況等を確認し、開設可能かを判断の上、物資システムへの入力により、都本部（物資・輸送調整チーム）へ報告する。

⑤ 協定事業者への輸送手段等の要請

都本部（物資・輸送調整チーム）は、前記③に基づき、協定所管局（総務局、財務局及び福祉局）を通じて協定事業者へ輸送手段等を要請する。

⑥ 被災区市町村への応援要請結果の通知

被災区市町村への支援物資の配分及び輸送手段等を決定した場合、都本部（物資・輸送調整チーム）は、被災区市町村へ物資システムにより通知する。

⑦ 都備蓄倉庫から地域内輸送拠点への輸送

都の要請に基づき、協定事業者は、地域内輸送拠点へ輸送する。

⑧ 被災区市町村による都本部への物資受入の報告等

地域内輸送拠点において支援物資の受入れが完了した後、被災区市町村の受入担当部署は、物資システムを用いて到着を報告する。

⑨ 地域内輸送拠点から避難所への輸送

被災区市町村は、地域内輸送拠点において受け入れた支援物資を避難所に輸送する。

⑩ 今後必要となる物資の確認

被災区市町村は、備蓄品の在庫数量や避難所の開設状況等を踏まえ、今後必要となる物資の品目・数量等について検討する。

⑪ 被災区市町村による調整会議の実施

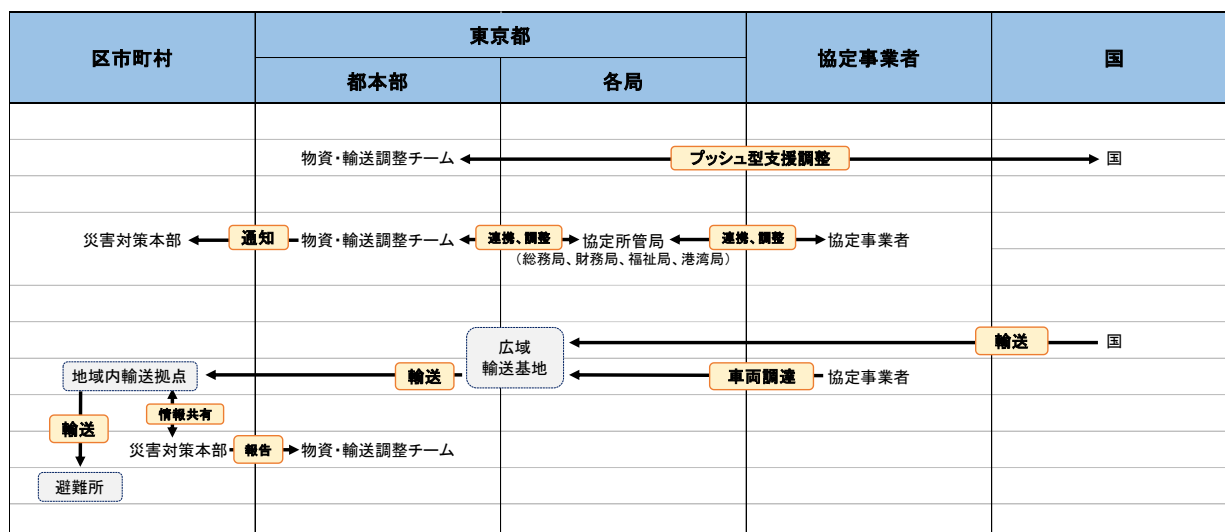
被災区市町村は、当該区市町村の受援担当者と都の情報連絡員等とで定期的な調整会議を開催するなど、進捗状況の把握及び今後の物資の見通しについて情報共有を行う。

⑫ 都本部への追加応援要請

前記⑩を踏まえ、今後必要な物資の品目・数量等について都本部（物資・輸送調整チーム）に要請する。

(2) 国からの支援物資

<国プッシュ型支援物資に関する受援応援手続>



<受援応援手続>

① 国とのプッシュ型支援の調整

都本部（物資・輸送調整チーム）は、被害状況を踏まえ、国に対し、プッシュ型支援を受けるに当たっての調整を行う。国は、都と調整の上、対象7品目について必要量の算出を行う。

なお、首都直下地震の際は、国は、具体計画に定める供給計画に基づき、プッシュ型支援を実施する（発災後の被害状況により、必要な場合には、必要量を修正する。）。

② 広域輸送基地における物資の受入れ準備

広域輸送基地所管局（総務局、福祉局及び港湾局）は、広域輸送基地の被害状況等を確認し、開設可能かを判断する。それを踏まえ、都本部（物資・輸送調整チーム）は、物資の受入れを行う広域輸送基地を決定する。

なお、国が行うプッシュ型支援は、遅くとも発災直後から3日目までに支援物資を広域輸送基地に届くよう調整するため、広域輸送基地所管局（総務局、福祉局及び港湾局）は、速やかに受入体制を整備する。

③ 国支援物資の配分計画の策定

都本部（物資・輸送調整チーム）は、被災区市町村の被害状況・備蓄量等を踏まえ、国からの支援物資の配分について、割り振りを行う。

④ 地域内輸送拠点における物資の受入れ準備

被災区市町村は、地域内輸送拠点の被害状況等を確認し、開設可能かを判断の上、物資システムへの入力により、都本部（物資・輸送調整チーム）へ報告する。

⑤ 協定事業者への輸送手段等の要請

都本部（物資・輸送調整チーム）は、協定所管局（総務局、財務局、福祉局、港湾局）を通じて協定事業者へ輸送手段等を要請し、広域輸送基地において国が

らの支援物資を受け入れる。

⑥ 被災区市町村への物的支援の通知

被災区市町村への支援物資の配分を決定した場合、都本部（物資・輸送調整チーム）は、被災区市町村へ物資システムにより通知する。

⑦ 広域輸送基地から地域内輸送拠点への輸送

都の要請に基づき、協定事業者は、広域輸送基地から地域内輸送拠点へ輸送する。

⑧ 被災区市町村による都本部への物資受入れの報告等

地域内輸送拠点における支援物資の受入れ完了後、被災区市町村の受入担当部署は、物資システムへの入力により、都本部（物資・輸送調整チーム）へ報告する。

⑨ 地域内輸送拠点から避難所への輸送

被災区市町村は、地域内輸送拠点において受け入れた支援物資を避難所に輸送する。

⑩ 今後必要となる物資の確認

被災区市町村は、備蓄品の在庫数量や避難所の開設状況等を踏まえ、今後必要となる物資の品目・数量等について検討する。

⑪ 被災区市町村による調整会議の実施

被災区市町村は、当該区市町村の受援担当者と都の情報連絡員等とで定期的な調整会議を開催するなど、進捗状況の把握及び今後の物資の見通しについて情報共有を行う。

<国プル型支援物資に関する受援応援手続>

① 国へのプル型支援の調整

都本部（物資・輸送調整チーム）は、被災区市町村からの支援要請等に基づき、必要に応じて物資システムにより国へ物資調達の要請を行う。

なお、以降の応援要請手順は、前記「国プッシュ型支援物資に関する受援応援手続」と同じ。

(3) 協定事業者への調達要請

<協定事業者の調達物資に関する受援応援手続>



<応援要請手順>

① 都本部への物資応援要請

被災区市町村は、応援要請を行うに当たり、被害状況、避難所開設状況、備蓄数量等を踏まえ、都本部（物資・輸送調整チーム）へ応援を要請する。

② 都庁内・協定事業者との物資調達の調整

都本部（物資・輸送調整チーム）は、協定所管局（総務局、生活文化スポーツ局、産業労働局及び中央卸売市場）を通じて協定事業者に物資の確保を要請する。

また、協定事業者は確保が可能な物資の品目・数量・調達時期等について回答する。

③ 協定事業者の調達物資の配分計画の策定

都本部（物資・輸送調整チーム）は、前記①、②、都備蓄の数量等を踏まえ、調達物資の配分について、割り振りを行う。

④ 協定事業者への物資調達の要請

都本部（物資・輸送調整チーム）は、協定所管局（総務局、生活文化スポーツ局、産業労働局及び中央卸売市場）を通じて協定事業者に、前記③に基づく物資の調達・輸送を要請する。その際、各被災区市町村へ輸送する物資の品目・数量、輸送先（地域内輸送拠点又は広域輸送基地）について連絡する。

なお、広域輸送基地で受け入れる場合は、その後の地域内輸送拠点への輸送について、別途、協定事業者と調整する。

⑤ 被災区市町村への応援要請結果の通知

被災区市町村への支援物資の配分を決定した場合、都本部（物資・輸送調整チーム）は、被災区市町村へ物資システムにより通知する。

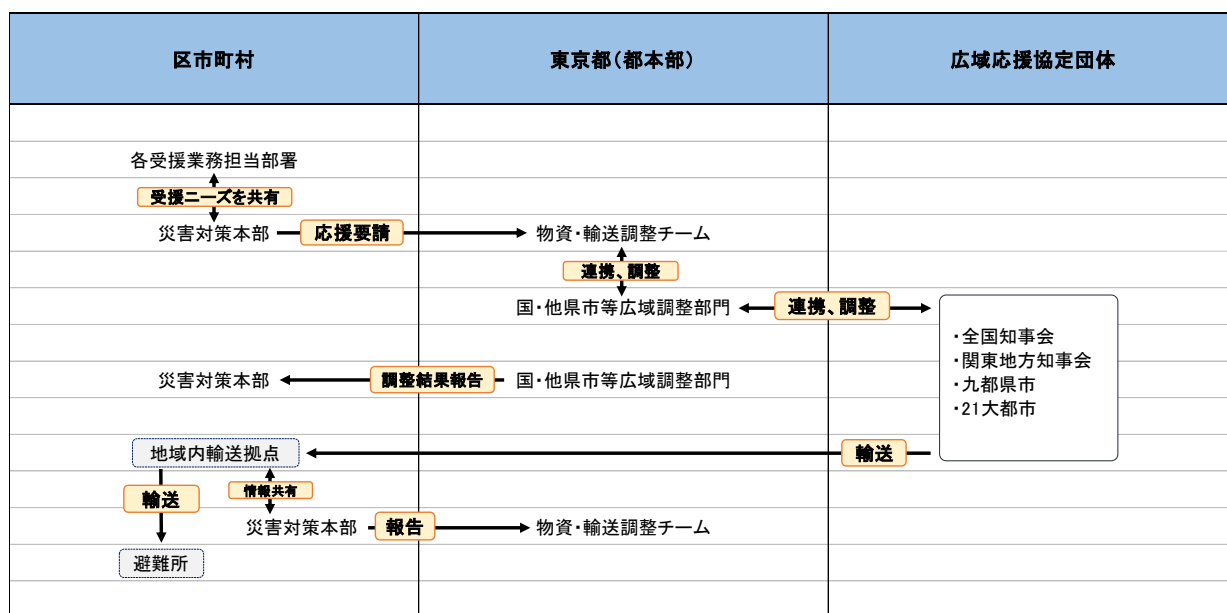
⑥ 調達物資の輸送

都の要請に基づき、協定事業者は、指定された輸送先（地域内輸送拠点又は広域輸送基地）に、物資を輸送する。

なお、以降の応援要請手順は、前記（１）⑧～⑫と同じ。

（４）広域応援協定団体からの支援物資

＜広域応援協定団体支援物資に関する受援応援手続＞



＜応援要請手順＞

① 広域応援協定団体への応援要請

区市町村からの物資応援要請に対し、都備蓄物資での対応や輸送手段の確保が困難と見込まれる場合、都本部（物資・輸送調整チーム）は、広域応援協定団体への応援を都本部（国・他縣市等広域調整部門）に要請する。都本部（国・他縣市等広域調整部門）は、広域応援協定団体へ応援を要請する。

② 都本部による被災区市町村への応援要請結果の報告

都本部（国・他縣市等広域調整部門）は、区市町村災害対策本部等へ物資要請結果をDISにて報告する。

③ 地域内輸送拠点・避難所への輸送

広域応援協定団体は、地域内輸送拠点又は避難所へ支援物資を輸送する。

④ 被災区市町村による都本部への物資受入れの報告等

地域内輸送拠点又は避難所における支援物資の受入れ完了後、被災区市町村は、物資システムへの入力により都本部（物資・輸送調整チーム）へ報告する。

⑤ 被災区市町村へのカウンターパート団体の決定通知

広域応援協定団体は、カウンターパート団体の決定について、都本部（国・他縣市等広域調整部門）に連絡する。都本部（国・他縣市等広域調整部門）は、区市町村災害対策本部等へ被災区市町村に対するカウンターパート団体の決定を

DISにて通知する。

⑥ 被災区市町村によるカウンターパート団体への物資応援要請等

被災区市町村は、都本部（国・他縣市等広域調整部門）から提供された連絡先を使用し、被害状況、避難所開設状況、備蓄数量等を踏まえ、カウンターパート団体等と物資の品目・数量、輸送先等の調整を行い、DISへの入力等で都本部（国・他縣市等広域調整部門）に情報共有する。

⑦ 地域内輸送拠点・避難所への輸送

カウンターパート団体は、地域内輸送拠点又は避難所へ支援物資を輸送する。

⑧ 被災区市町村によるカウンターパート団体への物資受入の報告等

地域内輸送拠点又は避難所における支援物資の受入れ完了後、被災区市町村は、カウンターパート団体及び都本部（物資・輸送調整チーム）へ報告する。

⑨ 今後必要となる物資の確認

被災区市町村は、備蓄品の在庫数量や避難所の開設状況等を踏まえ、今後必要となる物資の品目・数量等について検討する。

⑩ 被災区市町村による調整会議の実施

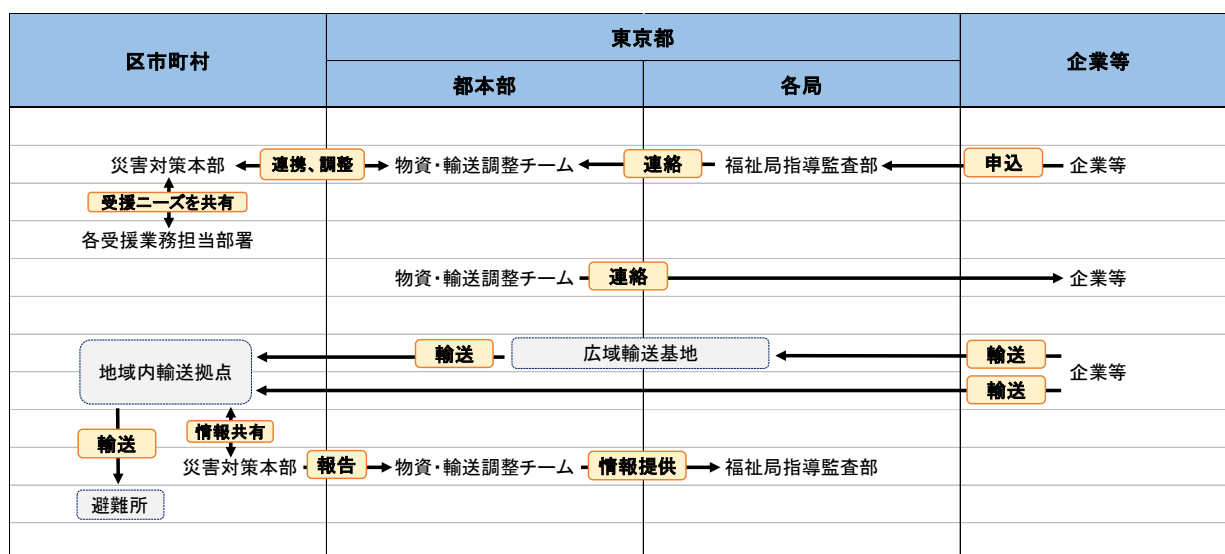
被災区市町村は、当該区市町村の受援担当者、カウンターパート団体の情報連絡員等で定期的な調整会議を開催するなど、進捗状況の把握及び今後の物資の見通しについて情報共有を行う。

⑪ 都本部による広域応援協定団体への追加応援要請

被災区市町村の物資応援要請等により、都本部（物資・輸送調整チーム）が当初決定されたカウンターパート団体だけでは、被災区市町村への物資支援を十分に行えないと判断した場合、都本部（国・他縣市等広域調整部門）に追加の応援を要請する。都本部（国・他縣市等広域調整部門）は、広域応援協定団体に追加の応援を要請し、不足する物資の輸送等の調整を行う。

(5) 企業等・個人からの義援物資

<義援物資の受入れの流れ>



義援物資の取扱いは、福祉局指導監査部が担当する。また、物資・輸送調整チームにおける被災区市町村のニーズを踏まえ、受付の可否や問合せ等を広報するなど迅速に対応する。

<企業等>

① 企業等からの義援物資の取扱いの問合せ

企業等から寄せられる物資については、物資の種類、数量、輸送手段の有無等の必要事項を確認する。

② 都本部（物資・輸送調整チーム）への情報伝達

前記①で確認した事項を都本部（物資・輸送調整チーム）へ連絡する。

③ 義援物資の調整・配送先の確保

区市町村の物資ニーズを踏まえ、配送先等を決定する。

④ 区市町村、企業等への連絡

都本部（物資・輸送調整チーム）は、区市町村、企業等に配送先、輸送手段等の必要な情報を連絡する。

⑤ 調達物資の輸送

協定事業者等は、指定された輸送先（地域内輸送拠点又は広域輸送基地）に、物資を輸送する。

⑥ 被災区市町村による都本部への物資受入れの報告等

地域内輸送拠点又は広域輸送基地において支援物資の受入れが完了した後、被災区市町村の受入担当部署は、物資システムを用いて到着を報告する。

<個人>

個人からの義援物資の取扱いの問合せ

個人等から提供される義援物資は、カートンの形状やサイズ、数量、品名等が不均一であり、仕分けや在庫管理に多くの手間や時間を要することから個人等からの小口・混載の義援物資は受け付けないことを基本とする。

6 海外からの物的支援の受入れ

海外からの物的支援の受入れは、政府の緊急災害対策本部及び現地対策本部が調整窓口となっていくとされており、物的支援の申し出があったときは、緊急災害対策本部から被災都道府県に対して当該支援ニーズの有無が確認されることとなる。

緊急災害対策本部からの連絡窓口は、都本部（国・他縣市等広域調整部門）となるが、在京大使館等からの連絡窓口は政策企画局外務部を基本とする。

海外からの物的支援としては、食料、飲料水及び生活必需品や義援金の受入れなどが想定されるが、日本国内に物資が到着し、広域物資拠点に輸送するまでの調整は国が行うこととされている。

広域物資拠点から区市町村の物資拠点や避難所までの輸送調整等は、被災区市町村と連携を図りながら都本部（物資・輸送調整チーム）が行う。

7 費用負担

都内で災害が発生し、都が締結する相互応援協定に基づき、被災自治体（都又は都内区市町村）が全国の自治体等からの応援を受け入れる際の費用負担については、下記の関係法令を踏まえて対応する。ただし、法令に別に定めのある場合又は区市町村が個別に締結する相互応援協定に基づき、当該区市町村が応援を受け入れる場合は、当該法令又は協定の規定に従うものとする。

- ① 応援に要する費用は、原則として応援を受けた被災自治体が負担する（災害対策基本法第92条）。
- ② 災害救助法の規定による救助に要する費用は、都がこれを支弁する（災害救助法第18条）。

第6章 都外被災自治体への応援

東日本大震災では、被災地での甚大な被害を受け、都は早期に現地事務所を開設し、被災県と連携しながら、被災地のニーズに基づくきめ細かな被災地支援に取り組み、その支援は今も継続している。また、その他の都外で発災した大規模地震・風水害等に対しても、区市町村と連携しながら人的・物的両面から被災地の要請に基づく必要な支援を迅速に行うなど、都が被災自治体の災害対応に果たした役割は大きい。こうした都の支援が円滑に実施できた背景には、過去の教訓を通じて庁内にノウハウが蓄積されていたことにある。

都外で大規模災害が発生した場合は、被災自治体に膨大な災害対応業務が発生することから、都は応急対策職員派遣制度の活用を始めとした地方自治体間の広域的な連携協力や相互扶助の精神に基づき、こうした経験を生かして被災自治体への応援を行っていく。

1 情報連絡会議の組織及び運営

(1) 情報連絡会議の設置

被災地の被害状況や被災自治体などによる応急対策職員派遣制度の活用等、広域応援の対応状況等に鑑み、自治体間支援の広域化や長期化が見込まれるなど、被災地支援に関する庁内各局の情報共有を図る必要がある場合に情報連絡会議を設置し、開催する。

情報連絡会議は、次の事項を所掌する。

- 被災自治体への応援体制の対応方針に関すること。
- 被災地の状況把握に関すること。
- 各局の支援・対応状況の把握と情報提供に関すること。

(2) 座長等の職務

座長は、総務局長をもって充て、情報連絡会議の事務を総括する。副座長は、危機管理監をもって充て、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

ただし、知事が必要と認めるときは、総務局担当の副知事を座長とし、総務局長及び危機管理監は、副座長として座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。職務を代理する順序は、総務局長である副座長、危機管理監である副座長の順序による。

座長は、被災地支援に関する庁内各局の情報共有を図る必要があると認めるときは、構成員を招集し、会議を開催する。

構成員は、各局の危機管理を主管する部長の職にある者をもって充てる。

(3) 全庁的な情報共有及び対応方針の決定

情報連絡会議において、被災自治体への応援体制（人的・物的支援）の対応方針を決定した場合、総務局及び各局は、協働しつつ役割を分担し、被災自治体への応援業務を行う。

2 応援調整事務局の設置

被災自治体への応援に当たっては、庁内各局の主体的な取組と庁内連携の下で、応援職員の派遣や物資の提供を行う必要があるが、通常業務の体制で応援が行われることから、被災自治体の支援ニーズの一元的把握に課題がある。

このため、庁内が一体となって迅速かつ的確な被災地支援を行うことを目的として、都本部における人的・物的支援に関する庁内各局の役割分担を踏まえ、庁内横断的な連携体制を構築するため、応援調整事務局を設置する。

応援調整事務局は、連絡調整、人員調整（各局の協定等において応援要請手続等があらかじめ定めてある場合や、専門職種確保の観点から所管の各府省庁が調整する職員派遣を除く。）及び物資調整等の機能を担うこととなり、必要に応じて各局が連携して対応する。なお、庁内連絡等により業務の対応が可能であれば、必ずしも事務局の設置は要しない。

(1) 総務局総合防災部

総務局総合防災部は、応援調整事務局の立上げ等の判断、広域応援協定団体等との連絡調整のほか、人的・物的業務を一元的に統括する等の総合調整を行う。

- ・ 応急対策職員派遣制度等を通じて全国知事会等の広域応援協定団体から人的・物的応援要請を受けた場合、応援調整事務局の立上げ等を判断し、関係部署へ連絡する。
- ・ 広域応援協定団体等との連絡調整のほか、国、他縣市等と円滑な協力体制が取れるように調整を行う。
- ・ 応援職員に関する人員調整の業務を一元的に統括する等の総合調整を行う。
- ・ 物的支援に関する役割分担を踏まえた各局との総合調整等、物的応援の業務を一元的に統括する。
- ・ 情報連絡員を被災自治体へ派遣するとともに、被災自治体や情報連絡員から被害情報等の収集を行う。
- ・ その他、各局が直接実施する応援業務の取次や各局が実施した応援調整結果の取りまとめを行う。

(2) 総務局人事部

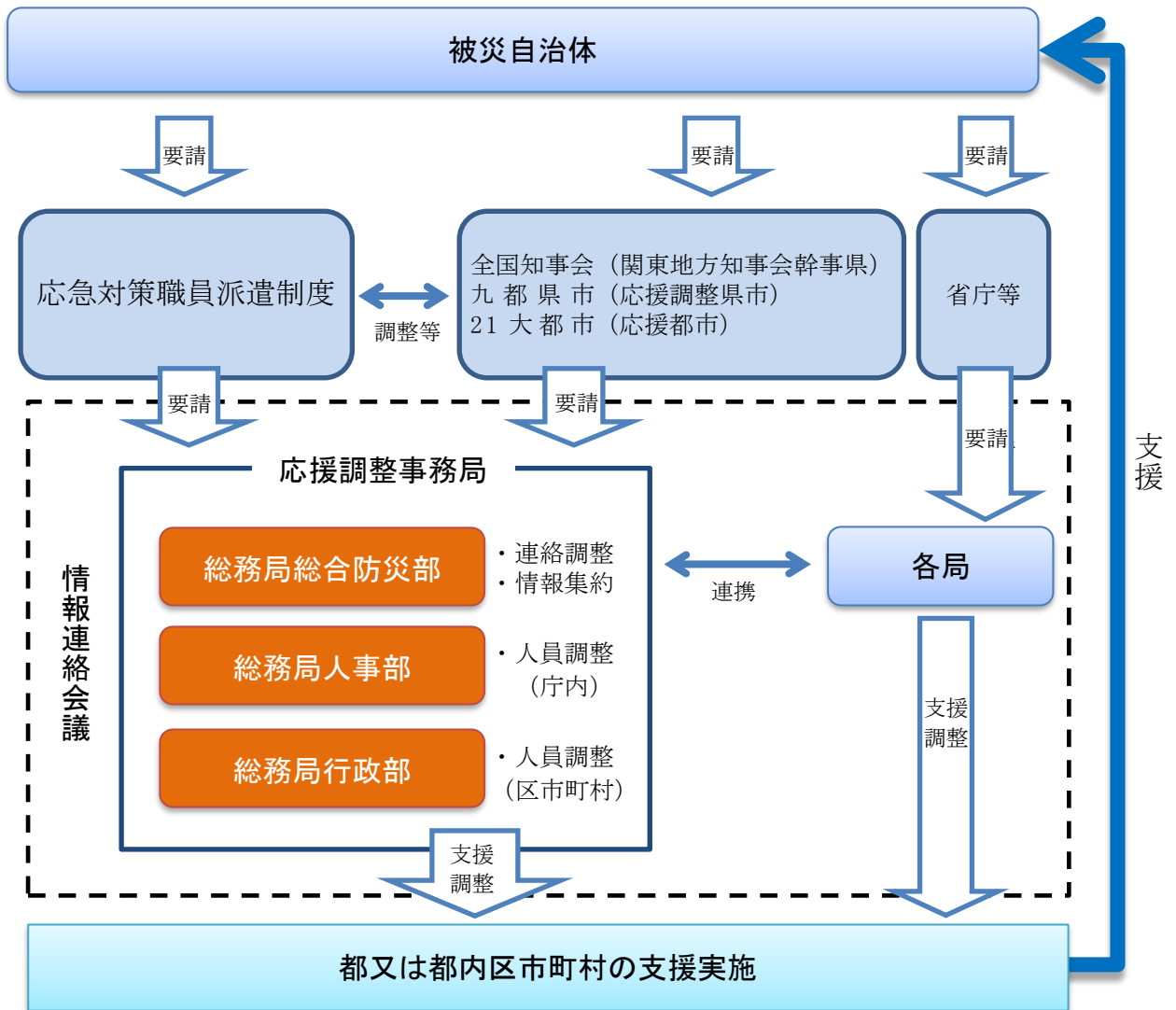
総務局人事部は、総務局総合防災部及び行政部と連携し、各局と被災自治体の人

的支援ニーズに基づく人員調整を行う。

(3) 総務局行政部

総務局行政部は、総務局総合防災部及び人事部と連携し、区市町村等と被災自治体の人的支援ニーズに基づく人員調整を行う。

<被災自治体への人的応援調整のイメージ>



3 都外被災自治体への人的・物的支援

都は、発災直後から迅速な情報収集に努め、被災自治体からの支援要請を予見し、要請と同時に迅速な支援に当たることができるよう努める。被災自治体の被害状況等により、都がカウンターパート団体に割り振られた場合又は広域応援協定団体等からの応援要請があった場合は、応援調整事務局を設置し、応援職員の派遣、支援物資の調達・輸送の調整を実施する。また、都内区市町村と連携し区市町村応援職員の

派遣調整を実施する。

(1) 人的支援に係る調整

① 構成

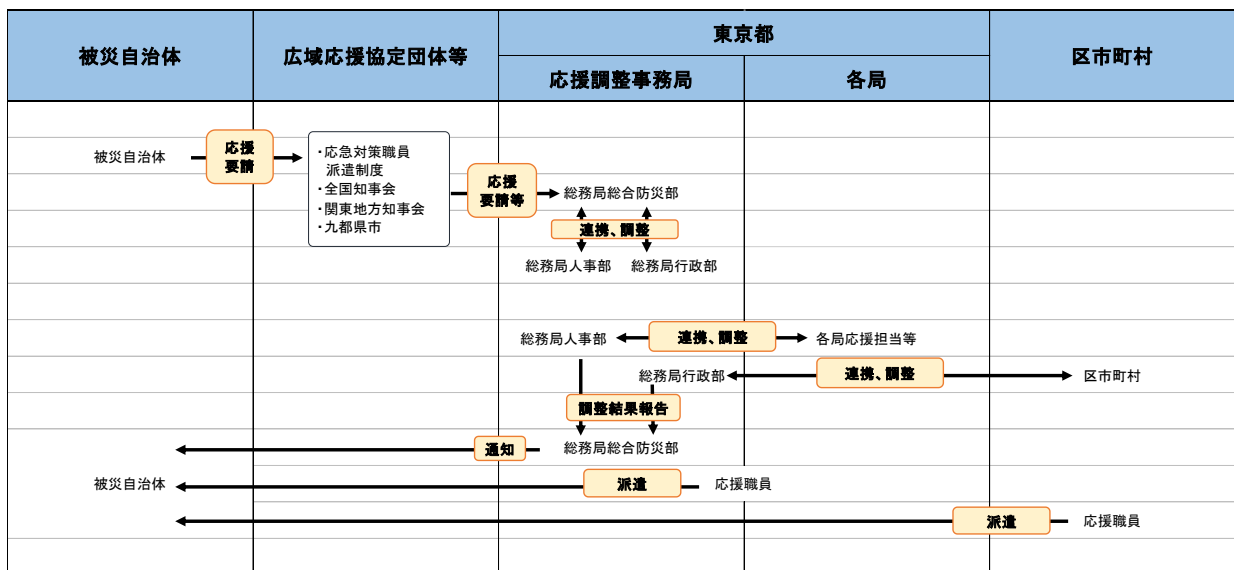
応援調整事務局における被災自治体の人的支援に係る調整を構成する部署は、次のとおりである。

○総務局総合防災部：人的応援に係る総合調整に関すること。

○総務局人事部：人的応援に係る各局の人員調整に関すること。

○総務局行政部：人的応援に係る都内区市町村の人員調整に関すること。

<総務省及び広域応援協定団体等からの要請に基づく応援手続>



② 応急対策職員派遣制度

人的応援の場合、応急対策職員派遣制度を中心として、応援職員の派遣要請が行われることとなる。

応急対策職員派遣制度の概要については、第4章3を参照

③ 応援手順

ア 総務省及び広域応援協定団体からの応援要請

総務省及び広域応援協定団体から都がカウンターパート団体（被災自治体の応援団体）に割り振られた場合、又は総務省及び広域応援協定団体からの応援要請がある場合は、総務局総合防災部に「協力依頼書」、「応援要請書」等が通知される。

総務局総合防災部は、要請人数、活動内容、活動場所、期間、応援職員に関する条件等を確認する。

イ 都庁内・区市町村間での応援人員の調整

総務局総合防災部が人的支援の要請を受け付けたときは、総務局人事部を通じて各局と調整し、都の応援職員の人数について割り振りを行う。

また、都内区市町村への人的支援の要請に当たっては、総務局行政部を通じて都内区市町村と調整し、都内区市町村の応援職員の人数について割り振りを行う。

ウ 専門職種の職員を派遣する場合における留意点

各局は、専門職種の職員派遣について、独自に協定等を締結している場合、各局と協定団体等とが直接調整して職員を派遣することが可能であるが、その調整状況について随時総務局総合防災部に報告する。

エ 都及び区市町村の応援職員の決定

前記イで割り振られた人数を基に、各局は応援職員を決定し、総務局人事部へ回答する。

また、都内区市町村は応援職員を決定し、総務局行政部に回答する。

総務局人事部及び行政部は、応援職員の決定内容を総務局総合防災部へ報告する。

オ 都による被災自治体への応援人員の派遣通知

総務局総合防災部は、職員の派遣が決定した場合、被災自治体に対して「応援通知書」等により通知する。

カ 都による広域応援協定団体等への応援要請

被災自治体からの追加の人的応援要請等により、都及び都内区市町村の応援職員だけでは、被災自治体への人的支援を十分に行うことができないと判断した場合、総務局総合防災部は、総務省及び広域応援協定団体等に対して他の構成団体への応援を要請する。

④ 応援職員の交代時期等

応援職員の交代は、被害の状況や派遣元の各自治体の対応状況により異なるが、業務の習熟や引継ぎ等を考慮した場合、派遣期間は1週間以上とすることが望ましい。

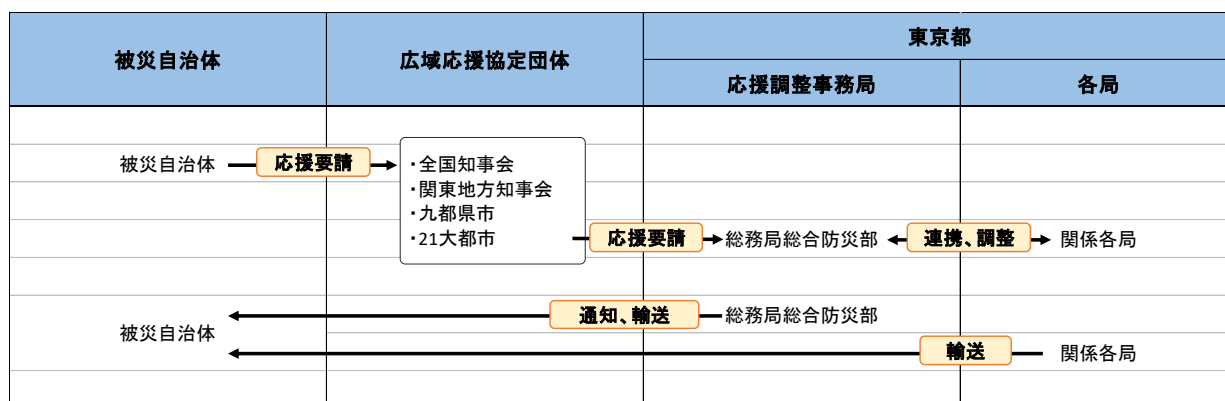
(2) 物的支援に係る調整

① 構成

応援調整事務局における被災自治体の物的支援に係る調整を構成する部署は、次のとおりである。

○総務局総合防災部：物的支援に係る総合調整に関すること。

<広域応援協定団体からの要請に基づく応援手続>



② 応援手順

ア 広域応援協定団体からの応援要請

広域応援協定団体から都がカウンターパート団体（被災自治体の応援団体）に割り振られた場合又は広域応援協定団体からの応援要請がある場合は、総務局総合防災部に「協力依頼書」、「応援要請書」等が通知される。

総務局総合防災部は、連絡先、要請物資の品目・数量、地域内輸送拠点及びその施設概要、納入時期等を確認する。

イ 支援物資の決定

総務局総合防災部は、物資支援の要請の受付後、関係各局等（都備蓄物資に関しては福祉局生活福祉部、物資の輸送に関しては財務局経理部、協定事業者等）と連携して、支援物資の輸送を行う。

ウ 都による被災自治体への支援物資の配分通知

総務局総合防災部は、支援物資の配分を決定した場合、被災自治体に対して「応援通知書」等により通知する。

第7章 災害特性に応じた対応

ここまで本計画においては、大規模震災発生時を中心に想定した受援応援の対応を記述してきたが、都内で大規模な災害が発生した場合、様々な災害の特性に応じた対応が必要である。次に挙げる災害特性において、災害の概要、受援応援における基本的な考え方、都本部と区市町村における役割を整理する。

なお、次の事項は、各災害における都本部の主な役割の共通事項である。

- 救出救助活動及び応急対策に関し、都本部（救出救助統括室）において調整を図る。
- 災害が発生し、人命若しくは財産の保護のために必要があると認めた場合、又は区市町村から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。
- 人的・物的受援応援に係る機能を一元的に統括する等の総合調整を行う。

1 首都直下地震

(1) 基本的な考え方

令和4年5月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」で示された都心南部直下地震や多摩東部直下地震のような、震度6弱以上の大規模地震が東京23区や多摩地域で発生し、都本部が設置された場合を想定している。

都内に甚大な被害が想定され、首都機能が麻痺することが予測されることから、各局等の多くの職員の参集が一定期間期待できないことも考えられるため、受援応援体制は都外からの受援を前提とする。都が広域応援協定団体等の調整役を担い、被災区市町村等に対する職員の応援、居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん、物資や資機材の提供及びあっせん等の協力を迅速かつ円滑に実施するため、応急対策職員派遣制度等の広域的な連携体制の構築及び応援部隊の活動拠点の確保等を行う。

都や被災区市町村においては、広域応援協定団体等から人的・物的応援を受け入れることを想定し、応援職員等の執務スペース確保等、平時から受入れの体制を整えておく。

(2) 都本部及び区市町村の主な役割

ア 都本部の役割

- 災害応急対策のため必要があると認めたときは、災害現地又は区市町村庁舎等に現地災害対策本部を設置する。
- 応急対策職員派遣制度における応急対策職員確保調整本部、他の地方公共団体、全国知事会、九都県市等に応援要請を実施する。

イ 被災区市町村の役割

- 第一次的防災機関として、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して地域における災害応急対策の実施に努める。
- 必要があるときは区市町村災害対策本部を設置し、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。
- 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、区市町村長が応急措置を実施するため必要があると認めた場合、知事に対して自衛隊への災害派遣を要請する。
- 都本部に対し、災害応急対策及び災害復旧に必要な職員の応援、居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん、食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん等を要請する。

(3) 対応の流れ

次ページの図は、東京都「首都直下地震対処要領（令和5年5月改定版）」において、発災後72時間を中心に取り組む10の応急対策活動テーマに関して、主たる部門と各部門等との関係性、情報のやり取りなどをふかんに把握・見える化した「連携体制相関図」のうち、「受援体制の確保」について抜粋したものである。

受援体制の確保

凡例：●単発、▼継続的に実施、DIS等情報共有：DISによる情報共有（原則、システムを活用して実施する連携対応項目）

| 対応主体 時間 | 東京都災害対策本部 | | | | 被災区市町村 | 国（緊急災害対策本部、総務省 外務省、国土交通省） | 広域応援団体 （全国知事会、関東地方知事会、 九都県市（関西広域連合）、 21大都市等） | 非被災区市町村 |
|------------------------------------|----------------|--|--|--|---------------|--------------------------------------|---|----------|
| | 応急対策指令室 指令班 | 人員調整部門 | 国・他県市等広域調整部門 | その他部局等（救出救助統括室、区市町村調整部門、各局調整部門本部、物資・輸送調整チーム、医療対策本部、生活文化スポーツ局等） | | | | |
| 発災 | | ●職員参集、部門立ち上げ | | | | | | |
| 発災～ 6時間 | | ▼区市町村の参集状況、被害状況の確認 | DIS情報共有 | ▼参集状況確認（区市町村調整部門） | ▼参集状況確認 | | | ▼参集状況確認 |
| | | ▼各局参集状況確認 | | ▼各局参集状況確認（各局調整部門本部） | | | | |
| | ▼適宜調整・情報共有 | ▼適宜調整・情報共有 | | | | | | |
| 都各局・被災区市町村において災害応急対策実施のために必要な職員の不足 | | | | | | | | |
| 6時間～ 12時間 | | ▼現地機動班の情報収集・転送（再配分）に係る調整 | | | | | | |
| | | ▼各局人員応援要請集約 | | ▼人員応援要請（都各局） | | | | |
| | | ▼都からの災害対応派遣要員（区市町村災対本部支援要員）等の派遣調整各局からの受援応援調整 | | ▼都からの災害対応派遣要員（区市町村災対本部支援要員）等の派遣調整各局からの受援応援調整（都各局） | | | | |
| | | ▼カウンターパート団体の選定要請 | | ▼カウンターパート団体の選定要請 | | | | |
| 12時間～ 24時間 | | ▼応援職員確保現地調整会議の開催に関する対応 | | ▼応援職員確保現地調整会議の開催に関する対応 | | ▼応援職員確保現地調整会議の開催に関する対応（総務省） | ▼応援職員確保現地調整会議への参加 | |
| | | | | | | ●海外からの支援受け入れに対する考え方を在外公館等に伝達（外務省） | ▼応援要請調整 | |
| | | ▼都各局及び非被災区市町村への応援要請 | | | | | | ▼応援要請調整 |
| | | ●災害対応派遣要員（区市町村災対本部支援要員）の調整・派遣 | ▼海外からの支援申し出について救出救助統括室と情報共有 | ▼応援職員の派遣（都各局） | | ▼外国政府からの支援申し出の集約（外務省） | | ▼応援職員の派遣 |
| 24時間～ 48時間 | | | ▼人的支援の実施状況の報告 | | | ▼人的支援の実施状況の確認（緊急災害対策本部） | ▼都と関東知事会でカバー県、調整役カバー県の選定に向けた調整 | |
| | | ▼各局からの受援応援調整 | ▼関東知事会とカバー県、調整役カバー県の選定に向けた調整 | | | | ▼都と総務省自治体局、全国知事会、九都県市、21大都市等でカウンターパートの選定に向けた調整 | |
| | | ▼被災区市町村への応援要請結果の報告・応援職員の派遣 | ▼総務省自治体局、全国知事会、九都県市、21大都市等とカウンターパートの選定に向けた調整 | | | | | |
| | | | ▼海外からの支援の連絡調整 | | | ▼海外からの支援チームへLOを派遣、到着から出国までの活動支援（外務省） | | |
| 48時間～ 72時間 | | ▼海外からの支援情報提供（海外捜索・救出チーム関連・海外支援物資関連） | | ▼海外からの支援情報提供（海外捜索・救出チーム関連）（救出救助統括室） | | | | |
| | | | ▼海外からの支援情報提供（医療チーム関連）（医療対策本部） | | | | | |
| | | | ▼広域応援団体派遣LO受け入れ | | | | ▼広域応援団体派遣LOの調整 | |
| | | | ▼政府調査団受け入れ調整 | | | ▼政府調査団派遣調整（緊急災害対策本部） | | |
| 72H～ 1週間 | | | ▼被災区市町村にカウンターパート団体決定通知、受け入れ調整 | | | ▼カウンターパート団体の決定・派遣調整（総務省） | ▼担当する被災区市町村からの応援要請に関する連絡調整 | |
| | | ▼カウンターパート団体等に係る情報共有 | ▼カウンターパート団体等に係る情報共有 | | | | ▼カウンターパート団体等に係る情報共有 | |
| | | | ▼総括支援チームの受け入れ調整 | | | ▼総括支援チームの派遣調整（総務省） | | |
| | | | ▼TEC-FORCE・リエゾン受け入れ調整 | | | ▼TEC-FORCE・リエゾン派遣調整（国土交通省） | | |
| 1週間以降 | | | ▼総括支援チームの受け入れ | | | ▼総括支援チームの派遣（総務省） | | |
| | | | ▼都のカウンターパートから派遣されるLOとの連絡調整 | | | | ▼都のカウンターパートから派遣するLOと都との連絡調整 | |
| | | | ▼派遣LOの受け入れ場所等の確保調整 | | | | ▼応援職員の派遣・支援開始 | |
| | | ▼各局調整部門とのボランティア支援に係る調整 | | ▼ボランティア支援に係る調整（生活文化スポーツ局・各局調整部門） | | | | |
| | | ▼人的支援の実施状況の報告 | | | ▼人的支援の実施状況の報告 | | | |

2 南海トラフ地震

(1) 基本的な考え方

南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定（「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（令和4年5月25日公表 東京都防災会議））では、津波高・浸水域、人的・建物被害などについて、平成24年に内閣府で検討された11の南海トラフの最大クラスの地震のケースのうち、都内において最大津波高が高い5ケース（ケース①②⑤⑥⑧：M9クラス）を選定し、被害を想定した。本計画では、南海トラフ巨大地震の島しょ地域における最大津波高及び最大浸水深に及ぶ津波が発生し、都本部が設置された場合を想定している。

また、南海トラフ沿いの地域においては、地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価によると、マグニチュード8～9クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は70～80%（令和4年1月1日現在）とされており、国の被害想定（南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ）では、被害が甚大となる東海地方、近畿地方、四国地方及び九州地方で、それぞれが大きく被災するケースを想定し、全国的な被害の大きさを推計・公表している。

受援応援体制は、島しょ町村への人的・物的支援を行いつつ、都及び非被災区市町村による都外応援を想定する。

<関係機関から東京都へのアセット不足への対応>

南海トラフ地震発生時は、警視庁、東京消防庁等を含む関係機関のリソースの大部分が西日本方面の地域へ割かれることが予想され、東京都へのアセット（支援に関する資源）が不足し、物資支援や島外避難の対応及び調整が困難になることが想定される。

前記の場合に備え、限られた輸送手段（主に航空機）の東京都への配分を踏まえた人員、物資の効率的な輸送方法について対策を進めるとともに、民間事業者の活用や輸送の優先順位を定めた対応を推進する。加えて、避難生活が長期化することも視野に入れた備蓄物資の確保等についても対策を進める。

(2) 都本部、支庁及び区市町村の主な役割

ア 都本部の役割

- 島しょ町村における消防機関等の応援が必要となった場合に備え、応援体制の事前調整を図る。他の道府県から緊急消防援助隊を受け入れることとなった場合に備え、総務省消防庁及び東京消防庁と連携を図り、受入れ態勢を確保する。
- 救出救助に関し、島しょ町村から要請があった場合は、関係機関に対し依頼を行う。

- 災害応急対策のため必要があると認めたときは、現地災害対策本部及び島しょに現地派遣所を設置する。
- 必要に応じて、応急対策職員派遣制度における応急対策職員確保調整本部、他の地方公共団体、全国知事会、九都県市等に応援要請を実施する。
- 応急対策職員確保調整本部、他の広域応援協定団体等からの応援要請に対応する。

イ 支庁（地方隊）の役割

- 支庁は管内町村の状況について把握するとともに、必要に応じて都本部等への情報伝達を実施する。
- 管内町村の要請に応じ、当該町村に対して給水用資器材の調達、供給等の応援及び都本部との連絡調整を行う。また、被害状況に応じ、資器材等を輸送し、備蓄物資を管内の町村へ放出する。
- 島しょ町村からの要請も含め輸送手段の確保が困難な場合は、都本部に調達を要請する。
- 指定緊急避難場所、指定避難所等の選定について、管内町村を支援する。
- 島しょ町村から応援要請を受け、指定避難所等の開設運営に協力する。

ウ 島しょ町村の役割

- 第一次的防災機関として、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して地域における災害応急対策の実施に努める。
- 必要があるときは町村災害対策本部を設置し、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防本部等の関係機関に通報する。
- 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、町村長が応急措置を実施するため必要があると認められた場合、知事に対して自衛隊への災害派遣を要請する。
- 救出救助活動の実施に当たり、関係機関と情報の共有その他緊密な連携をとり、運用の万全を図る。
- 都本部及び非被災区市町村に対し、災害応急対策及び災害復旧に必要な職員の応援、居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん、食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん等を要請する。
- 支庁に給水や資器材等の応援を要請する。
- 島内の輸送手段について、車両の調達先及び調達予定数を定めておくとともに、災害時において車両が調達できない場合は、支庁に対し調達あっせんを要請する。

エ 比較的被害が少ない区市町村の役割

- 第一次的防災機関として、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して地域における災害応急対策の実施に努める。
- 必要があるときは区市町村災害対策本部を設置し、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。
- 都本部及び非被災区市町村に対し、必要に応じて応援等を要請する。
- 島しょ町村以外の区市町村においては、地震や津波における当該自治体の被害を確認した後、比較的被害が少ないことが見込まれる場合には、応援要請に対応し、島しょ町村及び都外自治体への人的・物的応援を行う。

(3) 対応の流れ

71 ページの図は、東京都「南海トラフ地震対処要領(令和5年5月)」において、「物資支援」の大枠のタイムラインを抜粋したものである。

物資支援の実施

凡例：●単発、▼継続的に実施、DIS等情報共有：DISによる情報共有（原則、システムを活用して実施する連携対応項目）

| 対応主体 時間 | 東京都災害対策本部 | | | | | 港湾局等 | 4支庁（地方隊） | 島しょ町村 | 国（緊急災害対策本部） | 警視庁 | トラック協会・倉庫協会・協定団体 | 協定締結先・輸送関係機関（船舶・航空機等による輸送関連） | 広域応援団体（全国知事会、関東地方知事会、九都県市、21大都市等） |
|------------|--|-------------------------|--|--|--|------|--------------------------------------|-------|-------------|--------------|------------------|------------------------------|-----------------------------------|
| | 応急対策指令室 指令班 | 区市町村調整部門 | 各局調整部門 物資・輸送調整チーム | その他部局等（救出救助統括室、国・他県市等広域調整部門、各局調整部門本部、道路調整チーム等） | | | | | | | | | |
| 発災 | 南海トラフ巨大地震発生（※津波到着予想：式根島13.8分～父島126.2分） | | | | | | | | | | | | |
| 発災～2H | | ●地域内輸送拠点の被害状況・開設状況の報告依頼 | ▼地域内輸送拠点の被害状況・開設状況（DIS、物資調達・輸送調整等支援システム）、物資要請状況、通行可否状況等の把握 | ▼交通規制実施状況の共有（救出救助統括室・道路調整チーム） | | | | | | ▼交通規制実施状況の共有 | | | |
| | ●都プッシュ型支援の検討 | | ●都プッシュ型支援の検討・決定 | ▼情報共有（通行可否状況等）（道路調整チーム） | | | | | | | | | |
| | ▼適宜調整・情報共有 | ▼適宜調整・情報共有 | | | | | | | | | | | |
| | | | ●都備蓄倉庫荷役職員配置、輸送体制整備 ▼都備蓄倉庫から地域内輸送拠点への輸送依頼 | | | | | | | | | ●都備蓄倉庫荷役職員配置、輸送体制整備 | |
| 2H～24H | | ▼輸送手段確保等の要請 | ▼輸送手段確保等の要請 | ▼輸送手段確保等の要請 | | | | | | | | | |
| | | | ▼輸送支援協力要請（物資等） | ▼輸送支援協力要請（物資等） | | | | | | | | | ▼輸送支援協力要請（物資等） |
| | | | | ▼地域内輸送拠点の把握、支庁倉庫等の活用、輸送に必要な車両、船舶等の調達 | | | ▼地域内輸送拠点の把握、支庁倉庫等の活用、輸送に必要な車両、船舶等の調達 | | | | | | |
| | | | ▼輸送ルートの啓開状況の把握 | ▼輸送ルート啓開要請への回答（建設局・港湾局への確認結果等の共有）（道路調整チーム） | | | | | | | | | |
| | | | ▼プッシュ型支援物資の受入れ調整、広域輸送拠点体制調整 | | | | | | | | | | |
| | | | ▼広域応援団体への支援要請 | ▼支援要請（国・他県市等広域調整部門） | | | | | | | | | ▼要請内容を元に、カウンターパート団体の選定に向けた調整 |
| 24H～48H | | | ●支援受入れ準備 | | | | | | | | | ▼都備蓄倉庫から払出し、地域内輸送拠点へ | ▼カウンターパート団体の決定、支援受入れ準備要請 |
| 48H～72H | | | ▼広域応援団体からの支援物資の受入れ | | | | | | | | | | |
| 72H～1週間 | | | | | | | | | | | | | |
| 1週間以降 | | | | | | | | | | | | | |

3 大規模風水害

(1) 基本的な考え方

大型台風の接近や線状降水帯の発生等により、大規模風水害が発生し、土砂災害、浸水、高潮、河川の氾濫、建物被害、断水等の甚大な被害が発生し、都本部が設置された場合を想定している。

台風の進路や気象予報など、風水害は地震と違ってある程度の予測が可能のため、事前の避難等の対応は可能である一方、堤防の決壊箇所等の予測は困難であるため、実際の被災状況は災害発生後でないと把握できない。

また、想定し得る最大規模の降雨等が発生した場合に、市街地のほとんどが洪水浸水想定区域や高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の災害リスクのある区域となる区市町村においては、河川の氾濫等に伴い自治体内に十分な避難先を確保することが困難であること等から、行政界を越える広域避難が必要となる場合がある。その場合、多数の避難先施設の開設や運営、これに伴う物資の調達等が課題となるとともに、台風通過後も被害が長期にわたって継続するため、復旧に多大な時間と労力を要する。

受援応援体制は、災害発生後に、各局、非被災区市町村及び応急対策職員派遣制度等の活用による都外自治体との調整を並行して進めることを基本とする。ただし、震災と異なり、要配慮者等の事前避難に伴う避難所運営支援等の応援が必要である場合も想定されるため、災害発生前から各局、都内区市町村、広域応援協定団体等と事前調整を行い、円滑に受援応援を実施する態勢を構築することが必要である。対象業務としては、住居への被害によるり災証明発行支援や避難所運営支援、応急仮設住宅等の供与に係る業務等に併せて、公共施設やインフラの復旧に伴う業務等が考えられる。

(2) 都本部、支庁及び区市町村の主な役割

ア 都本部の役割

- 災害応急対策のため必要があると認めたときは、現地災害対策本部及び島しょに現地派遣所を置く。
- 災害が発生するおそれがある場合において、区市町村への情報連絡要員を派遣し、派遣先の区市町村において状況把握を行い、都本部へ情報伝達を行う。
- 応急対策職員派遣制度における応急対策職員確保調整本部、他の地方公共団体、全国知事会、九都縣市等に応援要請を実施する。

イ 支庁（地方隊）の役割

- 警報発令時など災害発生危険性が高まっている場合、支庁は管内町村への連絡員を派遣するなどし、状況について把握するとともに、必要に応じて都

本部等への情報伝達を実施する。

ウ 被災区市町村の役割

- 第一次的防災機関として、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して地域における災害応急対策の実施に努める。
- 必要があるときは区市町村災害対策本部を設置し、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。
- 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、区市町村長が応急措置を実施するため必要があると認めた場合、知事に対して自衛隊への災害派遣を要請する。
- 都本部及び非被災区市町村に対し、災害応急対策及び災害復旧に必要な職員の応援、居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん、食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん等を要請する。

エ 非被災区市町村の役割

- 比較的被害が少ない、若しくは被害がないことが見込まれる場合には、応援要請に対応し、被災区市町村への人的・物的応援を行う。

4 火山噴火（島しょ火山噴火）

（1）基本的な考え方

東京湾から南方の太平洋上には、伊豆諸島及び小笠原諸島が連なっている。これらの地域の大部分は富士火山帯に属していることから、多くの火山島及び海底火山が存在している。昭和 61 年の伊豆大島及び平成 12 年の三宅島における噴火では全島避難が実施されており、前者では島民約 1 万人、後者では約 3 千 7 百人が島外に避難した。

島しょの火山噴火においては、有人島（伊豆大島、利島、新島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島及び青ヶ島）において、噴火警報（居住地域）が発表され、都本部が設置された場合を想定している。

島しょにおいて大規模な噴火が発生した場合、一時的には島内での住民避難を実施し、状況により島外避難を実施することとなる。島内避難の場合、避難所運営や上下水道などのインフラ維持のための応援派遣を島しょ町村に対して実施することが想定される。

また、島しょ地域における備蓄物資が限られていることから、物的応援は急務となる。島外避難の場合、避難先の内地部等における避難先施設や応急仮設住宅の開設・運営、物資の調達等が課題となる。

火山噴火における受援応援体制については、被災島しょ町村へ都本部及び非被災区市町村から人的・物的応援を行うことを基本とする。対象業務としては、住居への被害によるり災証明発行支援や避難所運営支援、応急仮設住宅等の供与に係る業務等が考えられる。

(2) 都本部、支庁及び区市町村の主な役割

ア 都本部の役割

- 災害を受けた町村が応急対策を円滑に実施できるようにするため、他の区市町村に対し応援すべきことを指示し、又は防災機関の応援をあっせんする。
- 本部長は、災害応急対策のため必要があると認めたときは、現地災害対策本部及び島しょに現地派遣所を置く。
- 必要に応じて、他の地方公共団体、全国知事会、九都県市等に応援要請を実施する。

イ 支庁（地方隊）の役割

- 支庁は管内町村の状況について把握するとともに、必要に応じて都本部等への情報伝達を実施する。
- 管内町村から食料、生活必需品等の受入れについて支援要請があった場合、支庁倉庫等を活用する。
- 運搬に必要な車両、船舶等を調達する。

ウ 被災島しょ町村の役割

- 第一次的防災機関として、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して地域における災害応急対策の実施に努める。
- 必要があるときは町村災害対策本部を設置し、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防本部等の関係機関に通報する。
- 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、町村長が応急措置を実施するため必要があると認めた場合、知事に対して自衛隊への災害派遣を要請する。
- 救出救助活動の実施に当たり、関係機関と情報の共有その他緊密な連携をとり、運用の万全を図る。
- 都本部及び非被災区市町村に対し、災害応急対策及び災害復旧に必要な職員の応援、居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん、食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん等を要請する。
- 島内の輸送手段について、車両の調達先及び調達予定数を定めておくとともに、災害時において車両が調達できない場合は、支庁に対し調達、あっせん

を要請する。

エ 非被災区市町村の役割

- 応援要請に応じて、被災町村及び避難先の区市町村への人的・物的応援を行う。

5 火山噴火（富士山噴火による降灰）

（1）基本的な考え方

国は「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ（令和2年4月）」において、富士山が噴火した場合の降灰のケースの設定を公表し、ケース2（西南西風卓越15日間）において、都内で降灰3～30cm程度、約1.2億m³の降灰量が想定されている。本計画では富士山の噴火により、都内に降灰による被害が発生し、災害対策本部が設置された場合を想定している。

都内に大規模な降灰被害が発生した場合、交通機関をはじめとした首都圏インフラ機能が麻痺することが考えられ、迅速な広範囲にわたる降灰除去の対応が必要となる。また、流通機能が麻痺することで、都内の物資が不足することが想定される。

受援応援体制は、都内広範囲の降灰を想定し、広域応援協定団体等から人的・物的応援を受け入れることを基本とする。

（2）都本部及び区市町村の主な役割

ア 都本部の役割

- 応急対策職員派遣制度における応急対策職員確保調整本部、他の地方公共団体、全国知事会、九都県市等に応援要請を実施する。

イ 被災区市町村の役割

- 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、区市町村長が応急措置を実施するため必要があると認めた場合、知事に対して自衛隊への災害派遣を要請する。
- 都本部に対し、災害応急対策及び災害復旧に必要な職員の応援、居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん、食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん等を要請する。

6 複合災害

（1）基本的な考え方

東日本大震災では、地震、大津波、原子力発電所事故など、複合災害に見舞われ

た。こうした、同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって複合災害として発生した場合、被害の激化や広域化、長期化等が懸念されることから、後発災害に伴う影響も念頭に置きながら、応急対策を実施する必要がある。複合災害時には、単独災害時より更に受援応援の規模が拡大し、都内での対応が困難であると想定されることから、受援応援体制は都外からの受援を中心に検討する。

(2) 想定する主な複合災害と対処の課題

ア 地震発生後に風水害が起こる場合

地震発生後に風水害が発生するおそれがある場合は、地震動や液状化により堤防や護岸施設が損傷した箇所から、浸水被害が拡大する可能性も想定されるため、このような場合には、高台等の安全な地域にある避難所等への迅速な避難誘導が必要となる。地震への対応と並行して、避難所等への避難誘導、避難所運営支援、物資調達等を行うことが必要となる。これらに対応するために、風水害が発生する前に円滑に追加の受援応援を実施できる態勢を構築することが必要である。

イ 噴火による降灰に併せて地震が発生した場合

火山灰が堆積し除去される前に地震が発生すると、降灰荷重により建物被害が激甚化する可能性がある。また、交通機関をはじめとした首都圏インフラ機能が麻痺している中で、地震発生に伴う避難所運営支援や物資調達等が滞ることが考えられる。これらに対応するために、当初の災害対応に併せて、円滑に追加の受援応援を実施できる態勢を構築することが必要である。

第8章 応急対応力の強化に向けた取組

1 訓練等による人材の育成及び実効性の向上

発災時に迅速かつ円滑な災害対応を行うためには、受援応援体制に関する事項を整理した実効性のある計画を定めることに加え、受援応援に関わる職員一人ひとりが災害時に取るべき行動を理解し、実行できるようにしておく必要がある。そのため、首都直下地震、南海トラフ地震、大規模風水害、大規模火山噴火等の多様な災害種別に応じた実践的な実動訓練、図上訓練等における人材育成を、年間を通じて継続的に行い、受援応援に関する対応を実践することで、都の受援力及び応援力の双方を高めていく。

併せて、こうした訓練等を通して得られた受援応援に関する課題を整理し、随時見直していくことで、本計画の実効性の向上を図る。

2 関係機関等との平時からの連携

国や広域応援協定団体、都内区市町村、救出救助機関等の関係機関との会合や合同訓練等を通じて平時から連携強化を図り、受援応援の手順・ルール等に関する共通認識を持つことで災害時に円滑な連携・対応を可能にしていく。

また、都内区市町村が災害時に円滑に受援応援体制を構築できるよう、「災害時等の受援応援に関する区市町村連絡会」を開催して区市町村との連携を強化し、受援応援体制整備のための支援を行うことで、東京都全体の災害対応力の向上を図る。

3 実災害からの知見・ノウハウの蓄積

都はこれまで、東日本大震災や熊本地震、西日本で起きた平成30年7月豪雨、令和4年福島県沖を震源とする地震等の都外災害時に職員派遣等の支援を行い、都外被災自治体の災害対応に大きな役割を果たしてきた。今後も、首都東京としての役割を果たすとともに、都外被災自治体への応援を通じて職員の災害対応スキルを高めていくことが重要である。

また、過去の都外被災自治体に対応した都派遣職員や被災自治体へのヒアリングを通じて明らかになった課題等を組織全体で共有し、都の防災対策につなげている。こうした実災害の対応から得られた知見・ノウハウを蓄積し、訓練、引継ぎ等を通じて共有・継承していくことで、職員の能力の確保・維持を図り、都の受援応援体制の強化を図っていく。

巻末資料 大規模災害時に想定される主な受援応援対象業務内容

避難所運営

物資仕分け・荷下ろし等

復興方針〈都市の復興〉策定のための家屋被害状況調査

被災建築物応急危険度判定（社会公共施設等）

被災建築物応急危険度判定（民間住宅等）

被災宅地危険度判定

応急仮設住宅等の供与に係る業務

被災住宅の応急修理に係る業務

災害廃棄物の処理

医療支援（医師の派遣等）

医療支援（こころのケア）

応急給水

水道施設応急復旧

下水道施設応急復旧

道路・河川・橋梁等応急復旧

港湾施設応急復旧

避難所運営

I 業務の概要

避難所に関しては、被災区市町村及び自主防災組織等が参集し、その被害状況等を確認の上、早期に運営体制を構築する必要がある。

避難所運営に係る業務は、自助の観点から、自主防災組織等の住民主体による運営を原則とすべきではあるが、個人情報保護や衛生管理の観点から、情報や食品の管理など行政職員が直接担うことが望ましい業務について、人員が不足することが見込まれる場合、区市町村災害対策本部は、都本部に速やかに応援要請を行う。

II 担当部署

都本部（人員調整部門）

III 応援職員等の活動内容

- ・ 区市町村災害対策本部との連絡調整
- ・ 避難所における情報収集・管理・共有
- ・ 食料・物資管理
- ・ 衛生的な環境の整理

IV 応援職員等に求める要件

- 有
- 無

V 受援に係る手順等

ア 被災区市町村は、避難所運營業務について、人員が不足する場合には、DISのクロノロジーに入力し、都本部（区市町村調整部門）へ応援を要請する。

イ 都本部（区市町村調整部門）は、応援要請のあった区市町村への人的応援を都本部（人員調整部門）に対し要請する。

ウ 都本部（人員調整部門）は、被災区市町村の応援要請が各局及び非被災区市町村の応援職員だけでは対応が困難と見込まれる場合は、都本部（国・他縣市等広域調整部門）に都外からの応援を要請する。都本部（国・他縣市等広域調整部門）は、広域応援協定団体等に対し、被災区市町村へのカウンターパート団体を決定するための調整を実施する。

物資仕分け・荷下ろし等

I 業務の概要

大規模災害が発生した場合、被災区市町村に対して、大量の救援物資が届けられることが予想される。被災区市町村では、これらの救援物資を円滑に受け入れ、被災者に確実に届けることができる体制を整備しておく必要があるが、被災区市町村において、救助物資の受入れから配分までの全てを行うことは、マンパワー的にも困難である。

発災初期から発災後おおむね3日間は、都及び区市町村の備蓄物資で対応する。各被災区市町村において、備蓄倉庫に備蓄する物資を搬出し、避難所に輸送を行う。また、区市町村の地域内輸送拠点には、おおむね発災後1日目から3日目までは都の備蓄物資が搬送され、4日目以降は国等からの物資が搬送されることとなる。区市町村の備蓄倉庫や地域内輸送拠点等における物資の仕分け、物資の荷下ろし及び物資の積込みに要する人員が不足し、又は不足することが見込まれる場合には、被災区市町村の災害対策本部は、速やかに都本部へ応援要請を行う必要がある。

II 担当部署

都本部（人員調整部門）

III 応援職員等の活動内容

物資の仕分け、物資の荷下ろし及び物資の積込み

IV 応援職員に求める要件

- 有
- 無

V 民間の受入れ可否

- 可（一般ボランティア等）
- 不可

VI 支援に係る手順等

ア 被災区市町村は、救援物資の受入れ、物資の仕分け、物資の荷下ろし及び物資の積込みにおいて、人員が不足する場合には、DISのクロノロジーに入力し、都本部（区市町村調整部門）へ応援を要請する。

イ 都本部（区市町村調整部門）は、応援要請のあった区市町村への人的応援を都本部（人員調整部門）に対し要請する。

ウ 都本部（人員調整部門）は、被災区市町村の応援要請が各局及び非被災区市町村の応援職員だけでは対応が困難と見込まれる場合は、都本部（国・他縣市等広

域調整部門) に都外からの応援を要請する。都本部(国・他縣市等広域調整部門) は、広域応援協定団体等に対し、被災区市町村へのカウンターパート団体を決定するための調整を実施する。

復興方針＜都市の復興＞策定のための家屋被害状況調査

I 業務の概要

東京都及び区市町村は、発災から10日以内に優先調査地区について、1か月以内に東京都全域について家屋被害調査を実施する。この調査は、発災後2週間以内に作成する「復興方針」の基礎資料とすること等を目的として実施する。

区市町村は、都の調査結果に対して、補足調査として現地調査を行う。また、場合により、応急危険度判定等の調査結果を基に家屋被害を把握する。これらの調査結果はGISを用いて図化する。

II 担当部署

都市整備局市街地整備部企画課

※区市町村からの応援要請先は都本部（区市町村調整部門）

III 応援職員の活動内容

現地において、又は「応急危険度判定」調査票の結果から損壊の程度を読み取ることなどにより、災害により倒壊等の被害を受けた建物被害を調査し、図や台帳に整理する。調査結果は、GISを用いて図化する。

IV 応援職員に求める要件

- 有（GISを用いた図化は、GISに関する知識・経験を有する職員）
- 無（現地調査及び調査結果の読み取りに関しては要件無し）

V 受援に係る手順等

ア 被災区市町村は、家屋被害状況調査を行うに当たり、人員が不足する場合は、都本部（区市町村調整部門）へ応援要請を行う。

イ 都本部（区市町村調整部門）は、応援要請のあった区市町村への人的応援を都本部（人員調整部門）に対し要請する。

ウ 都本部（人員調整部門）は、被災区市町村から応援要請を受けた場合は、都市整備局へ報告する。

エ 都市整備局は、総務局と協議して、職員による、被災区市町村の行う調査への応援体制を整備する。

また、必要に応じて、他の公的機関及び各学会・大学に対して、人員派遣の要請を行うとともに、都本部（人員調整部門）に対して広域応援協定団体へ応援要請するよう依頼する。

オ 都本部（人員調整部門）は、都市整備局から広域応援協定団体への応援要請を受けた場合は、都本部（国・他縣市等広域調整部門）に都外からの応援を要請する。

都本部（国・他縣市等広域調整部門）は、広域応援協定団体等に対し、被災区市町

村へのカウンターパート団体を決定するための調整を実施する。

カ 都市整備局は、応援人員の配分についての総括調整を行い、地域別に「家屋被害状況調査応援班（仮称）」を組織する。

キ 家屋被害状況調査応援班（仮称）は、被災区市町村に協力して、被害調査を実施する。

被災建築物応急危険度判定（社会公共施設等）

I 業務の概要

被災した都民が生活し、又は利用する社会公共施設等については、施設管理者の責任において早急に建築技術者等による応急危険度判定を実施し、必要な場合は施設の継続使用による二次災害防止のための措置（立入禁止、立入制限、応急工事等）を講じる必要がある。

特に、避難施設等となる防災拠点施設（民間施設を含む。）、都立病院及び災害拠点病院（保険医療局から要請のあった場合に限る。）等の防災上特に重要な建築物、応急仮設住宅等となり得る公的住宅等（都営住宅、都民住宅、東京都住宅供給公社住宅、区市町村営住宅、都市再生機構住宅、東京都職員住宅及び国家公務員宿舎）については、発災直後から1週間以内を目途に応急危険度判定を実施する必要がある*。

※社会公共施設等として応急危険度判定を行う公的住宅以外の公的住宅については、10日以内を目途に応急危険度判定を実施する必要がある。

II 担当部署

都本部（公共建築物等応急危険度判定部会）

※各局からの応援要請先は、都本部（各局調整部門（部門本部））

III 応援職員等の活動内容

都民が生活し、又は利用する社会公共施設等に係る応急危険度判定の実施

IV 応援職員に求める要件

【庁内各局間の応援については次の要件有】

- 有（都立建築物応急危険度判定技術者）
 無

V 受援に係る手順等

ア 各局は、被災後、施設管理者として安全確認を実施する。

イ 安全確認の結果、応急危険度判定の実施が必要であると判断した場合、各局は応急危険度判定を実施する。

ウ 各局において、応急危険度判定を実施することが困難と認められる場合、各局は、都本部（各局調整部門（部門本部））へ支援を要請する。

エ 都本部（各局調整部門（部門本部））は、応急危険度判定実施のため必要と認められる場合、公共建築物等応急危険度判定部会（以下「判定部会」という。）を設置する。

オ 判定部会は、財務局の策定する判定実施計画を基に各局の判定技術者の割当てを調整・決定する。

カ 財務局は、判定部会の決定に基づき、関係各局に判定技術者の参集を要請する。

また、判定技術者が不足する場合は、都本部（人員調整部門）へ応援要請を行う。

キ 都本部（人員調整部門）は都本部（国・他縣市等広域調整部門）に都外からの応援を要請する。都本部（国・他縣市等広域調整部門）は、広域応援協定団体等に対し、被災区市町村へのカウンターパート団体を決定するための調整を実施する。

被災建築物応急危険度判定（民間住宅等）

I 業務の概要

発災直後において、余震等に伴う建築物の倒壊や落下物、転倒物によって生じる二次災害を防止するため、発災後1週間を目途にその建築物の被災状況を調査し、当該建築物の当面の使用の可否について判定し、その結果を使用者等に周知する。

II 担当部署

都市整備局市街地建築部建築企画課（応急危険度判定支援本部）

III 応援職員等の活動内容

全国被災建築物応急危険度判定協議会が定めているマニュアルに基づき、建物の当面の使用に当たっての危険性を判断

IV 応援職員等に求める要件

- 有（応急危険度判定員）
- 無

V 受援に係る手順等

- ア 発災後、被災区市町村は、被災建築物の応急危険度判定を実施するため、応急危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。
- イ 実施本部の設置後、都市整備局は、災害対策本部の下に、区市町村の応急危険度判定の支援を行う応急危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。
- ウ 実施本部は、判定に必要な応急危険度判定員等が足りない場合、支援本部に支援を要請する。
- エ 支援本部は、実施本部からの要請があった場合、10都県で構成される広域被災建築物応急危険度判定協議会（以下「ブロック協議会」という。）における幹事県に対し支援を要請する。
- オ 支援本部からの要請を受け、ブロック協議会は、被災建築物応急危険度判定広域支援本部（以下「広域支援本部」という。）を設置し、広域支援本部は、ブロック協議会内の被災していない自治体の支援の取りまとめを行う。
- カ 複数の都道府県で甚大な被害が発生し全国的な応援が必要となった場合は、国土交通省建築指導課は、応急危険度判定支援調整本部として他ブロック幹事都道府県、都市再生機構（UR）及び建築関係団体と調整し、全国的な支援活動を展開する。
- キ 調整状況をDISにて情報共有する。

VI 要請方法

要請先 : 都市整備局市街地建築部建築企画課 (応急危険度判定支援本部)

要請手段 :

- ・メール (S0000168@section.metro.tokyo.jp) を基本とし、使用できない場合、DIS や衛星電話、無線での連絡を試みる。
- ・実施本部が支援を要請する際は、応援判定士の現地参集場所、現地参集時間、判定業務従事予定期間等を支援本部に連絡する。

被災宅地危険度判定

I 業務の概要

大規模な地震等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、余震等に伴う二次被害を軽減・防止し、住民の安全を確保するために、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握して被災した宅地の危険度を調査し、その結果を宅地の使用者等に周知する必要がある。

II 担当部署

都市整備局市街地整備部区画整理課（被災宅地危険度判定支援本部）

III 応援職員等の活動内容

被災宅地危険度判定連絡協議会が定める基準に基づき、住居である建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地について宅地の危険度を判定

IV 応援職員に求める要件

- 有（被災宅地危険度判定士）
- 無

V 受援に係る手順等

- ア 被災区市町村は、判定実施を決定した場合は、直ちに被災宅地危険度判定実施本部を設置する。
- イ 被災区市町村は、判定に必要な被災宅地危険度判定士や資機材が足りない場合、都市整備局に支援要請を行う。
- ウ 都市整備局は、区市町村から支援要請を受けたときは、被災宅地危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。
- エ 支援本部は、要請内容や被害状況を整理して支援実施計画を策定し、計画に基づき、被災宅地危険度判定士の派遣、資機材の貸与等の支援措置を講じる。
- オ 支援本部は、災害の規模が極めて大きく広範囲にわたるときは、必要に応じて他道府県等（地域連絡協議会）に対して被災宅地危険度判定士の派遣等を要請、若しくは国土交通省に対し調整を要請する。
- カ 調整状況を DIS にて情報共有する。

VI 要請方法

要請先：都市整備局市街地整備部区画整理課（被災宅地危険度判定支援本部）

要請手段：別冊資料（都における主な受援応援対象業務関係連絡窓口）のとおり

応急仮設住宅等の供与に係る業務

I 業務の概要

首都直下地震等の発災時には、災害救助法に基づき、住家が全壊し、全焼し、又は流出し、居住する住家がない者であって自己の資力では住家を得ることができない被災者に対して、応急仮設住宅等（公営住宅等の空き住戸利用、賃貸型応急住宅又は建設型応急住宅）の供与が必要となる。

このため、応急仮設住宅等の必要量を迅速に把握し、応急仮設住宅等供給方針（暫定）を作成・公表する。応急仮設住宅等の供与に係る建設業務や既存空き住戸の確保業務などを開始するとともに、住宅種別ごとに募集計画等を策定し、区市町村、関係機関への周知、応援体制の確保を図る。必要に応じて、区市町村は、工事監理への協力を努めるとともに、入居者の募集・受付・審査等の事務を行う。

II 担当部署

（受援応援窓口）住宅政策本部住宅企画部企画経理課

（業務担当部署）住宅政策本部民間住宅部不動産課、

都営住宅経営部経営企画課、指導管理課、住宅整備課

その他部内関係部署

III 応援職員の活動内容

建設型応急住宅の工事監理業務、賃貸型応急住宅・建設型応急住宅・公営住宅等の入居者の募集・受付・審査等の業務を行う。

IV 応援職員に求める要件

有

無（公営住宅等の入居審査経験・営繕工事の経験があると良い）

V 応援に係る手順等

ア 住宅政策本部は、応急仮設住宅等供給方針（暫定）を策定する。

イ 住宅政策本部は、公営住宅等の空き住戸を確保するとともに、賃貸型応急住宅の確保に向け、事前協定に基づき、関係団体へ協力を依頼する。

また、建設型応急住宅の計画・建設を開始する。必要に応じて、区市町村に工事監理等を委任する。

ウ 住宅政策本部は、募集・受付・審査等の業務について、区市町村に事務委任するとともに、募集計画等を提示する。

エ 住宅政策本部は、人員の不足が見込まれる場合は、都本部（人員調整部門）に支援を要請する。

オ 都本部（人員調整部門）は、住宅政策本部から工事監理、募集・受付・審査等の業務に係る応援要請を受けた場合は、都本部（国・他縣市等広域調整部門）に都外からの応援を要請する。都本部（国・他縣市等広域調整部門）は、広域応援協定団

体等に対し、被災区市町村へのカウンターパート団体を決定するための調整を実施する。

カ 調整状況を DIS にて情報共有する。

VI 要請方法

要請先 : 住宅政策本部住宅企画部企画経理課

要請手段 : 別冊資料（都における主な受援応援対象業務関係連絡窓口）のとおり

被災住宅の応急修理に係る業務

I 業務の概要

首都直下地震等の発災時には、災害救助法に基づき、被災した住宅の居住性を維持するため、居住に必要な最小限の応急修理の実施が必要となる。

このため、被災した住宅の応急修理の必要規模について迅速に調査の上、区市町村に募集・受付・審査等について委任するとともに、応急修理方針等を策定し、区市町村、関係機関への周知、応援体制の確保を図る。原則として、区市町村は、被災した住宅の応急修理の募集・受付・審査等の事務を行う。

II 担当部署

(受援応援窓口) 住宅政策本部住宅企画部企画経理課

(業務担当窓口) 住宅政策本部住宅企画部企画経理課、民間住宅部マンション課

III 応援職員の活動内容

半壊等の被災住宅に対する応急修理に関し、募集・受付・審査等の業務を行う。

IV 応援職員に求める要件

有

無 (木造住宅、非木造住宅の部位に関する知識があることが望ましい。)

V 受援に係る手順等

ア 住宅政策本部は、応急修理方針等を策定する。

イ 住宅政策本部は、事前協定等に基づき、関係団体等に対して協力要請をする。

ウ 住宅政策本部は、区市町村に募集・受付・審査等を事務委任する。

エ 住宅政策本部は、人員の不足が見込まれる場合は、都本部(人員調整部門)に支援を要請する。

オ 都本部(人員調整部門)は、住宅政策本部から募集・審査業務に係る応援要請を受けた場合は、都本部(国・他縣市等広域調整部門)に都外からの応援を要請する。

都本部(国・他縣市等広域調整部門)は、広域応援協定団体等に対し、被災区市町村へのカウンターパート団体を決定するための調整を実施する。

カ 調整状況を DIS にて情報共有する。

VI 要請方法

要請先 : 住宅政策本部住宅企画部企画経理課

要請手段 : 別冊資料(都における主な受援応援対象業務関係連絡窓口)のとおり

災害廃棄物の処理

I 業務の概要

人材や資機材が不足し、都内だけでは災害廃棄物処理のための十分な体制が構築できない場合、都や区市町村が事前に締結した個別の協定を活用するとともに、D. Waste-Net[※]、その他広域連携については都が窓口となって、都外へ人材や資機材の支援要請を行う。

※D. Waste-Net

国が集約する知見・技術を有効に活用し、各地における災害対応力向上につなげるため、その中心となる関係者により構成される人的な支援ネットワーク。主な構成メンバーは、有識者、地方自治体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等

II 担当部署

東京都災害廃棄物対策本部

III 支援内容

都外自治体、事業者団体、民間事業者、学識経験者からの知見・資機材・人員に関する支援を想定

IV 応援職員に求める要件

- 有
- 無（災害廃棄物を含む廃棄物に関する知識や、被災現場への派遣経験があることが望ましい。）

V 支援に係る手順等

ア 区市町村への支援

（ア）専門技術を要する職員の支援（技術的支援）

- a 区市町村は、自区域内で発生した災害廃棄物を単独で処理しきれない場合、必要に応じて、都内の近隣自治体間で連携して処理を実施するが、対応が困難な場合、東京都災害廃棄物対策本部に応援を要請する。
- b 東京都災害廃棄物対策本部は、区市町村からの災害廃棄物処理に関する支援要請を受けて、他自治体や大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会[※]（以下「関東ブロック協議会」という。）、D. Waste-Net 等に対して支援要請を行うとともに、（一社）東京都産業資源循環協会（旧：（一社）東京都産業廃棄物協会）等の協定団体に対して協力を要請する。

（イ）一般的な事務職員の支援

- a 区市町村は、災害廃棄物の処理に関する事務の人員が不足し、対応が困難な場合、東京都災害廃棄物対策本部に応援を要請する。
- b 東京都災害廃棄物対策本部は、環境局内で人員再配置等を行っても対応が

困難な場合、都本部（人員調整部門）に対して応援要請を行う。

- c 都本部（人員調整部門）は、東京都災害廃棄物対策本部から応援要請を受けた場合は、都本部（国・他縣市等広域調整部門）に都外からの応援を要請する。都本部（国・他縣市等広域調整部門）は、広域応援協定団体等に対し、被災区市町村へのカウンターパート団体を決定するための調整を実施する。
- d 調整状況を DIS にて情報共有する。

イ 東京都災害廃棄物対策本部自体への支援

（ア）専門技術を要する職員の支援（技術的支援）

東京都災害廃棄物対策本部は、関東ブロック協議会や D.Waste-Net 等に対して支援要請を行う。

（イ）一般的な事務職員の支援

- a 東京都災害廃棄物対策本部は、環境局内で人員再配置等を行っても対応が困難な場合、都本部（人員調整部門）に対して応援要請を行う。
- b 都本部（人員調整部門）は、東京都災害廃棄物対策本部から応援要請を受けた場合は、都本部（国・他縣市等広域調整部門）に都外からの応援を要請する。都本部（国・他縣市等広域調整部門）は、広域応援協定団体等に対し、被災区市町村へのカウンターパート団体を決定するための調整を実施する。
- c 調整状況を DIS にて情報共有する。

※大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会

環境省関東地方環境事務所が、管轄する 10 都県を対象に、災害廃棄物対策について情報共有を行うとともに、大規模災害時の廃棄物対策に関する広域連携について検討するために設置した協議会

関東ブロックの範囲（10 都県）：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び静岡県

VI 要請方法

要請先：東京都災害廃棄物対策本部

要請手段：別冊資料（都における主な受援応援対象業務関係連絡窓口）のとおり

医療支援（医師の派遣等）

I 業務の概要

首都直下地震等の大規模災害発生時には、家屋やブロック塀の倒壊、火災、崖崩れ等により多数の負傷者が発生し、発災直後は医療需要が急激に拡大することが想定される。

そのため、都は、都医師会、都歯科医師会及び都薬剤師会などの関係機関に対して都医療救護班の編成・派遣を要請するとともに、厚生労働省 DMAT 事務局と調整し、全国の道府県に対しても他県 DMAT の編成・派遣の要請などを行う。

II 担当部署

保健医療局医療政策部救急災害医療課

III 主な活動内容

（都医療救護班）

- ・ 傷病者に対するトリアージ
- ・ 傷病者に対する応急処置及び医療
- ・ 傷病者の収容医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定
- ・ 死亡の確認及び遺体の検案への協力
- ・ 助産救護 等

（他県 DMAT）

- ・ 被災地域内の病院でのトリアージ
- ・ 被災地域内の病院の診療支援
- ・ 被災地域内医療機関から近隣地域の医療機関等への患者搬送 等

IV 応援医療チームの職員に求める要件

有（次のとおり）

無

（都医療救護班）

- ・ 災害医療に関する知識、経験を有する者

（他県 DMAT）

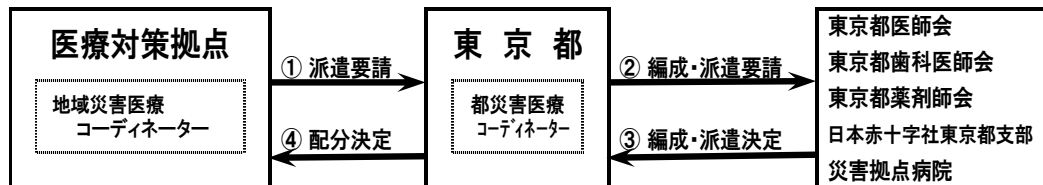
- ・ 厚生労働省等が実施する「日本 DMAT 隊員養成研修」を修了し、又はそれと同等の学識・技能を有する者として厚生労働省から認められ、厚生労働省に登録された者

V 応援要請手続

(都医療救護班)

都と締結した協定に基づき派遣

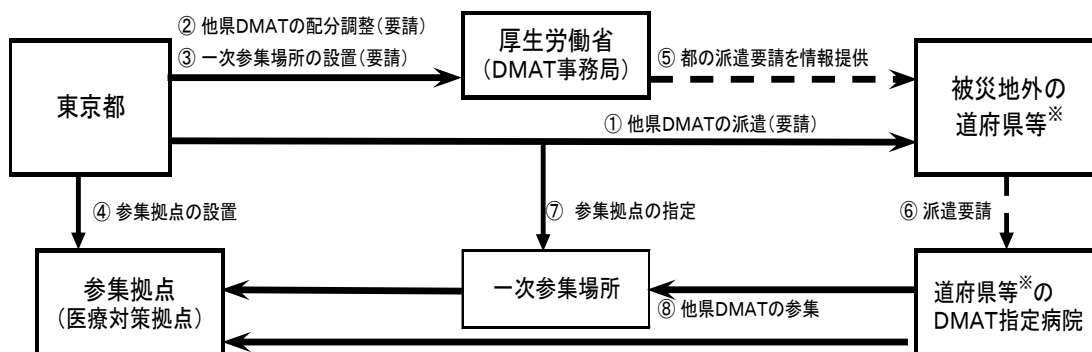
【都医療救護班等の要請手続】



(他県 DMAT)

厚生労働省 DMAT 事務局と調整し、道府県や国立病院機構などの関係機関に対して、他県 DMAT の派遣を要請する。

【他県 DMAT の派遣要請】



※ 道府県等とは、被災地外の道府県のほか、文部科学省及び国立病院機構をいう。

調整状況を DIS にて情報共有する。

VI 要請方法

要請先 : 保健医療局医療政策部救急災害医療課

要請手段 : 別冊資料 (都における主な受援応援対象業務関係連絡窓口) のとおり

医療支援（こころのケア）

I 業務の概要

首都直下地震等の大規模災害が発生した場合、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下し、更に災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要が拡大することが想定される。

そのため、都は、東京 DPAT 登録機関に対し、東京 DPAT の編成・派遣を要請するとともに、DPAT 事務局（厚生労働省委託事業）と調整し、全国の道府県に対しても他道府県 DPAT の編成・派遣などを行う。

II 担当部署

福祉局障害者施策推進部精神保健医療課

III 主な活動内容

- ・被災時の精神保健医療ニーズのアセスメント
- ・被災により機能しなくなった精神医療の補完
- ・被災した精神障害者や災害ストレスに関する被災住民・現地支援者等への対応
- ・地域精神保健活動の支援等専門的なこころのケアに関する対応 等

IV 応援医療チームの職員に求める要件

有（以下のとおり）

無

（東京 DPAT）

- ・東京 DPAT 隊員である者

（他道府県 DPAT）

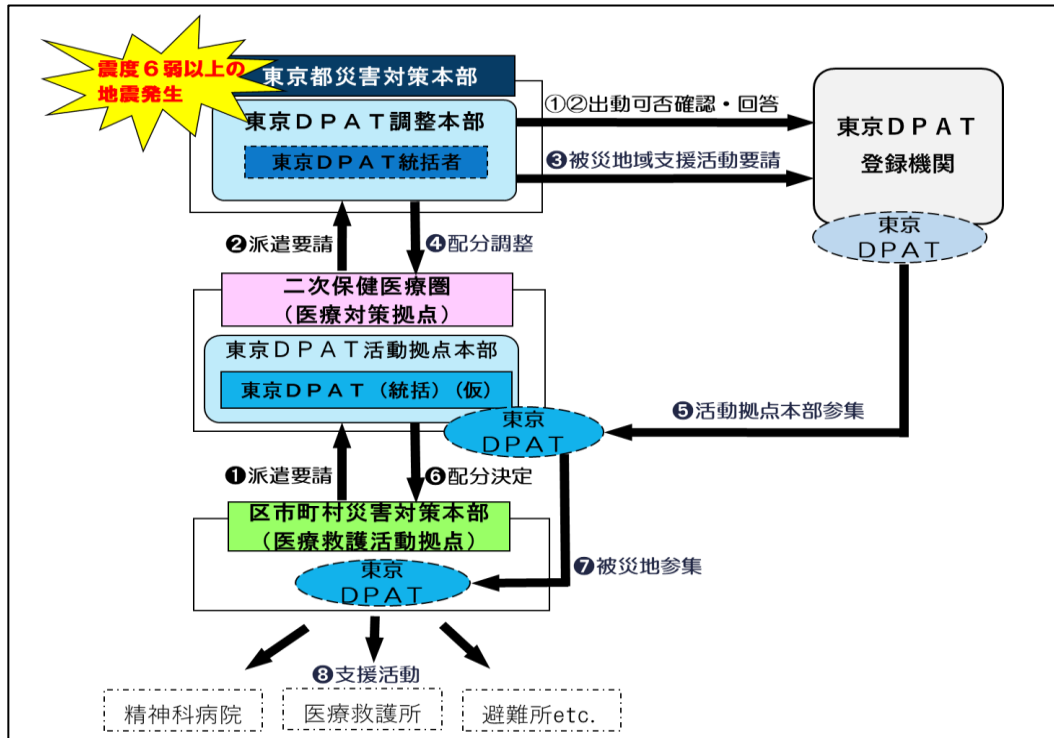
- ・道府県が実施する「DPAT 隊員養成研修」を修了し、又はそれと同等の学識・技能を有する者として道府県から認められ、道府県に隊員登録された者

V 応援要請手続

(東京 DPAT)

都と締結した協定に基づき派遣を要請する。

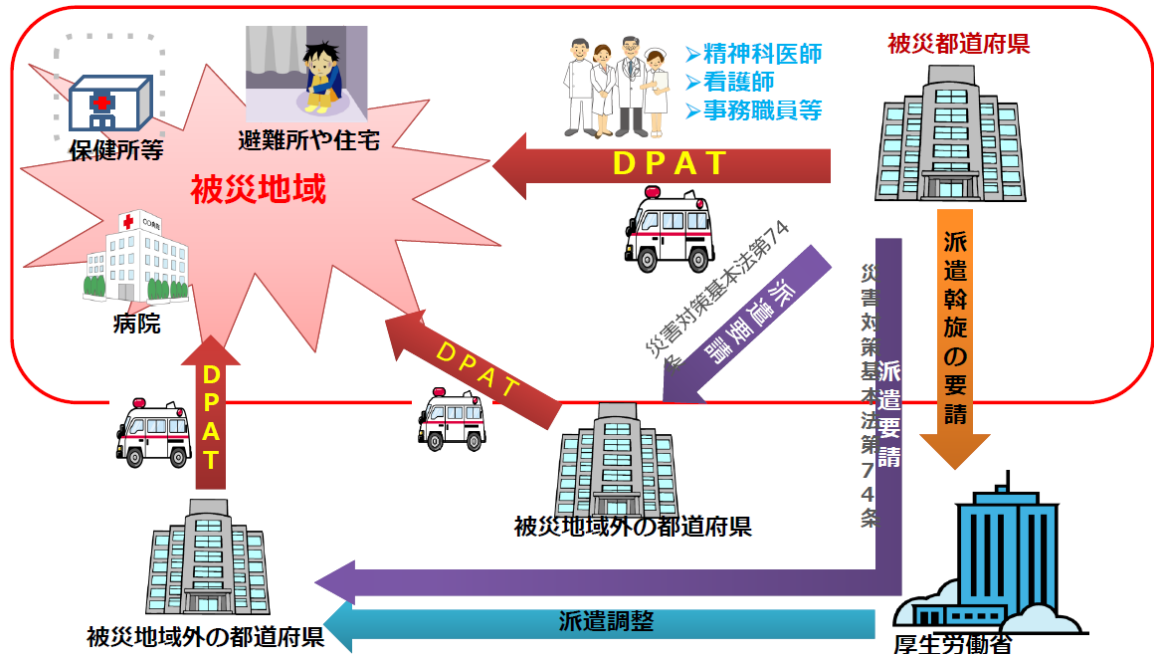
【東京 DPAT の要請手続】



(他道府県 DPAT)

DPAT 事務局（厚生労働省委託事業）と調整し、道府県などの関係機関に対して、他道府県 DPAT の派遣を要請する。

【他道府県 DPAT の派遣要請】



出典：厚生労働省委託事業 DPAT 事務局「災害医療概要と DPAT の活動理念」抜粋

調整状況を DIS にて情報共有する。

VI 要請方法（区市町村が DPAT の派遣を要請する方法）

要請先：東京 DPAT 活動拠点本部

要請手段：別冊資料（都における主な受援応援対象業務関係連絡窓口）のとおり

応急給水

I 業務の概要

災害により断水等が発生した場合に、災害時給水ステーションにおいて給水活動を実施する。車両輸送による応急給水の場合は、病院・避難所等の要請先で給水活動を行う。

II 担当部署

給水対策本部（水道局）

※統合統括部 総務・広報班（応援要請・調整）

※応援受入本部（応援受入場所の調整、応援部隊派遣内容の確認・連絡）

III 応援団体等の活動内容

住民・病院等への応急給水

IV 応援団体等

他水道事業体等

V 受援に係る手順等

ア 一般的には、発災後、水道局内での対応可否、他水道事業体等への応援要請について検討する。

イ 応援要請が必要と判断された場合、日本水道協会へ応援要請する。

ウ 日本水道協会から応援派遣事業体の連絡を受け、水道局応援受入本部である研修・開発センターにて応援隊の受入先を調整し、必要な作業指示を行うとともに、自衛隊へ応急給水の応援要請を行う。

エ 自衛隊への応援要請は、都本部（ライフライン調整チーム）が都本部（救出救助統括室）を通じて行い、対応可能との連絡があれば、都本部（ライフライン調整チーム）を通じて応援内容の調整を行う。

オ 調整状況を DIS にて情報共有する。

VI 要請方法

要請先：給水対策本部

要請手段：別冊資料（都における主な受援応援対象業務関係連絡窓口）のとおり

水道施設応急復旧

I 業務の概要

必要な復旧区域において、水道施設・管路の復旧を行うもので、一般的には、漏水調査班と漏水修理班とに分かれて作業を進め、作業終了後には作業報告書を作成する。

II 担当部署

給水対策本部（水道局）

※統合統括部 総務・広報班（応援要請・調整）

※応援受入本部（応援受入場所の調整、応援部隊派遣内容の確認・連絡）

III 応援団体等の活動内容

- ・送・配水管路の被害状況の把握及び復旧活動等
- ・給水装置（第一止水栓上流部分）の復旧活動

IV 応援団体等

他水道事業者等

V 受援に係る手順等

ア 水道局内で人員再配置等を行っても対応が困難な場合、他水道事業者等への応援要請を検討する。

イ 応援要請が必要と判断された場合、日本水道協会へ応援要請する。

ウ 日本水道協会から応援派遣事業者の連絡を受け、水道局応援受入本部である研修・開発センターにて応援隊の受入先を調整し、必要な作業指示を行う。

エ 調整状況を DIS にて情報共有する。

VI 要請方法

要請先 : 給水対策本部

要請手段 : 別冊資料（都における主な受援応援対象業務関係連絡窓口）のとおり

下水道施設応急復旧

I 業務の概要

発災後、下水道施設については、下水道管理設位置の道路陥没やマンホール浮上等による交通機能への支障、下水道施設の損傷により下水の排水不良が生じ、衛生環境の悪化や雨天時の浸水発生等が想定される。

そのため、下水道管理設位置の路面変状について調査し、二次災害の防止など安全対策を緊急措置として行うとともに、下水道の機能を迅速に確保するための応急復旧対策を検討し実施していく。

II 担当部署

下水道局災害対策本部

下水道局各部門災害対策本部

III 受援内容等

下水道施設に対する緊急措置、一次・二次調査、応急復旧、災害査定資料作成、資機材の提供等

IV 応援団体等

下水道事業における災害時支援に関するルールに基づき応援を要請する。

ア 政令指定都市 20 市の下水道事業体（大都市ルール）

イ 他下水道事業体（全国ルール）

ウ 政策連携団体及び協力団体

エ 下水道施設の緊急措置、一次・二次調査、応急復旧、災害査定資料作成等に必要
な技能を有する者

V 受援に係る手順等

ア 下水道局災害対策本部を設置し、下水道施設の被害状況を把握するとともに、
応急復旧対策について迅速・的確に指示する。

イ 水再生センター、ポンプ所、管路等の下水道施設について、被害状況を把握す
るための緊急調査を行い、速やかに復旧計画を定め、応急復旧を行う。

ウ 応急復旧活動において、人員が不足する場合は、政策連携団体や下水道事業に
おける災害時支援に関するルールに基づいた他自治体の下水道事業体等に
応援を要請する。

エ 各部門災害対策本部において、応援隊の受入先（集積基地）を調整し、必要な
作業指示を行う。

オ 調整状況を DIS にて情報共有する。

VI 要請方法

要請先 : 下水道局各部門災害対策本部

要請手段 : 別冊資料（都における主な受援応援対象業務関係連絡窓口）のとおり

道路・河川・橋梁等応急復旧

I 業務の概要

震災時において、救援救護の生命線となる河川・道路等における障害物の除去、水害から都民を守る河川施設等の機能保全など、膨大な応急復旧業務が発生することが想定される。

II 担当部署

建設局災害対策本部（国土交通省、関東地方整備局、首都高速道路会社、NEXCO、各建設業協会、他道府県土木主管部等との情報連絡）

各建設事務所災害対策本部（指定管理者、所管警察署、企業者、協定業者、区市町村、所管消防署、ボランティア協会等との情報連絡）

III 応援団体及び応援内容等

ア 建設局所掌業務関係民間団体

（建設資機材と労働力の提供、道路・河道内障害物除去作業、緊急水上輸送、河川管理施設の応急復旧等）

イ 国土交通省

（公共土木施設の被害状況調査、応急復旧に必要な車両・資機材の貸与及び物資の提供あっせん、被災調査職員の派遣等）

IV 受援に係る手順等

ア 建設局所掌業務関係民間団体

災害時において、円滑な相互応援を行えるよう、区市町村等の防災機関や近隣県、大都市などと協定等を締結しているほか、民間団体についても積極的な協力が得られるよう、協定を締結している。

建設局のみでは十分な応急対策業務が実施できない場合は、協定団体に対して協力を要請する。

調整状況を DIS にて情報共有する。

イ 国土交通省

建設局と国土交通省関東地方整備局との間では、発災時における協力体制として、「災害時における相互協力に関する申合せ」を締結している。

大地震（震度6弱以上）が発生した場合、東京都からの要請の有無にかかわらず、情報連絡員を派遣することとしている。

情報連絡員は、災害情報等を収集し関東地方整備局震災対策本部と連絡を取りつつ、建設局や総務局総合防災部と応援内容について協議する。

調整状況を DIS にて情報共有する。

V 要請方法

要請先 : 建設局災害対策本部

要請手段 : 別冊資料（都における主な受援応援対象業務関係連絡窓口）のとおり

港湾施設応急復旧

I 業務の概要

発災からおおむね 72 時間までは、救出救助、消火、医療救護など、人命に係る応急対策活動に重点をおくため、港湾局では陸・海・空の緊急物資輸送路及び輸送手段の確保を行う必要がある。

II 担当部署

港湾局災害対策本部総括指揮班（国（航空局を除く。）等との連絡調整、支援要請等）

港湾局災害対策本部空港指揮班（国（航空局）等との連絡調整、支援要請等）

III 主な受援内容

港湾施設に係る応急復旧業務

IV 応援職員に求める要件

港湾施設等の応急復旧業務に必要な技能を有する者

V 受援に係る手順等

ア 港湾局災害対策本部は、現地対策本部の参集・被災・活動状況を把握し、場所や職種に偏りがある場合は、港湾局災害対策本部を含めて、人員の調整を行う。

イ 港湾局現地対策本部は、協定締結団体へ支援依頼や確認、調整を行う。

ウ 協定締結団体への支援依頼は、港湾局現地対策本部が対応するが、各事務所から要請を受けた場合は、港湾局災害対策本部が協定等に基づいた支援を依頼する。

エ 国等外部機関との連絡調整は、混乱を避けるため、指定管理者等の委託先を除き原則として港湾局災害対策本部が行う。

オ 港湾局現地対策本部は、被災の内容に応じて、海上保安部、所管警察署、消防署、税関、入国管理局、航空局、区市、ライフライン事業者等の関係機関に対し、支援要請等必要な連絡調整を行うよう港湾局災害対策本部に依頼する。

カ 調整状況を DIS にて情報共有する。

VI 要請方法

要請先：港湾局災害対策本部情報連絡班

要請手段：別冊資料（都における主な受援応援対象業務関係連絡窓口）のとおり